科学者会議・青年法律家協会第５回市民講座

緊急企画

ちょっと待(ま)て，「シーガイア支援基金」

報告：

(1)シーガイア開発と「基金」構想：
　入谷 貴夫 氏 (宮崎大学教育文化学部助教授)

(2)シーガイアへの公的資金投入の違法性：
　後藤 好成 氏 (弁護士)

日時:1999年12月10日(金)
　18:30～20:30
場所:宮崎中央公民館大研修室
資料代:300円

シーガイア支援の基金創設を県議会に説明する松形知事＝24日午前
宮崎日日新聞 99年11月25日

目　次

1.入谷報告レジュメ	p.1,2
2.後藤報告レジュメ	p.3
3.シーガイアをめぐる最近の動き	p.4
4.阿波岐原森林公園	p.5
5.シーガイアのリストラ計画	p.6～9
6.銀行不良債権	p.10,11
7.第一勧銀（文芸春秋 12月号）	p.12,13
8.シーガイア支援基金	p.14～20
9.リゾート白書 1999	p.21
10.第三セクター破綻問題	p.22～25
11.シーガイア関連記事	p.26,27
12.日南海岸リゾート構想	p.28～33
13.第三セクター指針	p.34～37
14.地方自治体財政問題	p.38～40
15.地方自治法住民監査請求・訴訟	p.41
16.日韓高速船の破綻	p.42～47
17.岡山チボリ公金支出差止請求	p.48～50
18.新聞投書に見る「基金」問題	p.51,52
19.宮崎交通行政支援要請	p.53
20.県議会一般質問	p.54～56
21.リゾート社の「公益性」判決	p.57
22.県の負債内訳	p.58
23.日韓高速船第一審判決	p.59,60

日本科学者会議宮崎支部，青年法律家協会宮崎支部

シーガイア開発と「基金」構想

第5回市民講座

1999.12.10

入谷　貴夫

はじめに－宮崎・日南海岸リゾート構想の3つの赤字（損失）－

宮崎県の観光政策は，本構想により民活万能主義と自治体の民活支援機関化を柱に変貌をとげたが，10年経過し，3つの赤字（損失）をもたらした。

（1）３セクの赤字，最大規模
・東京都，予算6.3兆円・12社996億円

（2）自然破壊・塩害・砂浜の浸食等の社会的損失

（3）県・市町村の自治体財政の赤字（硬直化）
・経常収支比率，公債費負担比率，公債残高の悪化

1．「国際コンベンション・リゾート振興基金」構想の背景

（1）第一勧銀の融資方針の変更－不良債権処理の加速－
・公的資金の9,000億円注入（99.3.12），金融再生委員会の監視下で不良債権処理
・日本興業銀行・富士銀行との2000年秋の3行統合計画（99.8.20），経営の効率性を見直しリストラと不良債権の処理を加速
・1999年9月中間決算，不良債権処理額は当初予想を大幅に上回る1,158億円
・シーガイア融資の前提条件としての「経営再建計画」を要求

（2）シーガイアの「経営合理化計画」（1999.10.8）
・従業員と役員の人件費削減，運営経費削減，売上げ強化
・行政の財政出動（増資，補助金）は「経営合理化策」の一環としての位置づけ

2．「基金」構想と補助金の公益性

本基金は，“産業政策としての補助金”の支出であり，それは“行政責任”であるとされている。しかし，行政の主体的な「抜本的な対策」の一環として補助金ではないため補助金としての“公益性”を保障しえない。

（1）シーガイア経営危機は単に不況によるものではなく「構造的」な問題である
- 成功率0.6%（696件中4件），「明るい展望は描けない」（『リゾート白書1999』）
  「順調」プロジェクトの4つの特徴
- 35件の「苦戦」プロジェクトは，地域経済・社会を圧迫
- リゾート法の主務省，国の責任
- ３セク破綻と破綻処理，福島県磐梯リゾートの破綻，山口県日韓高速船の破綻

（2）フェニックスリゾート（株）一企業への支出は「平等性」を欠く
- シーガイアの値引きで，地元観光業者が影響を受けている
- リゾート法の「基本方針」に反する事態の発生

（3）補助金が抽象的ではなく客観的で具体的な「住民の利益」を保障できるか不明確
- 投資計画の不安定性（投資額の急増），投資額が消える
- 経済波及効果の著しい低下
- 10年経過した今，計画の「総点検（評価）」と「抜本的な対策」が無ければ，いくら公的資金を投入しても住民の利益を保障できない
- 宮崎県の観光政策再生の3つの原則（持続的発展，憩いの場づくり，自治体の責任）

（4）財政危機が進む中自治体に財政上の「余裕」はない
- 財政危機は地方圏に波及している
- 県や市町村の自治体財政の赤字（硬直化），経常収支比率と公債費負担比率の悪化
- 『新宮崎県行政改革大綱（改訂版）』による事務事業の見直し
- 平成12年度予算の編成方針，経常経費マイナス15%，県単公共事業前年比90%
- 宮崎市周辺6町長，財政に余裕がない，町民が納得できる説明を

（5）基金は条例で定める特定の目的に応じて「確実かつ効率的」に運用する必要がある

おわりにー自治省「第３セクターに関する指針」（1999.5.20）を起点に

シーガイアへの公的資金投入の違法性

1999年12月10日

弁護士　後藤 好成

1. 公的資金投入の法的根拠は何か.

地方自治法第232条の2に基づく交付

2. 下関市の日韓高速船株式会社への補助金交付事件判決の示したもの

破綻した第3セクターに対する下関市の補助金交付が裁判所によって違法とされ，当時の市長に交付金（金8億4500万円）の返還が命じられたもの.

3. シーガイアへの公的資金投入は，「公益上必要がある場合」といえるのか.

①シーガイアに公益性はあるのか.

②地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要」の判断基準

③今回の公的資金投入問題と日韓高速船事件との共通点及び異なる点

4. これまでの宮崎県·宮崎市のシーガイアへの税金の投入

①資本出資

②周辺整備事業

③60億円無償貸付

5. 違法な公的資金の投入がなされた場合，誰にどのような形で責任を問うことになるのか.

①住民監査請求と住民訴訟

②県知事及び市長の責任

③税金投入に賛成した議員の責任

シーガイアをめぐる最近の動き（１９９９年）

３．１２	第一勧銀，9,000億円公的資金注入（大手15行，総額7.5兆円）
６．　３	シーガイア決算発表，累積赤字1,115億円
８．２０	第一勧銀，富士銀行，日本興業銀行３行統合計画発表
８．２０	フェニックスリゾート（株）一ツ葉コーヒーハウス経営撤退
９．　１	オーシャンドーム，無期限県民半額
９．　７	堺屋経済企画庁長官「魅力があるか疑問だ」
９．２７	第一勧銀，フェニックスリゾート（株）に融資継続困難と通告
１０．　８	フェニックスリゾート（株）リストラ計画発表，県に支援要請
１０．１０	フェニックスリゾート（株）王子製紙へ保有資産の買い取りを要請
１０．１３	旭洋，保有株式を王子製紙に売却
１０．　末	県幹部，宮崎市に打診「応分の協力を（10～30億円）」
１１．　８	宮崎ふるさと産業活性化懇談会，観光産業の振興を，行政支援を要請
１１．１３	シーガイア，全面開業5周年，県民感謝祭
１１．１７	宮崎県，「基金」構想発表
１１．１８	宮崎市長，最善の方策探ると言明を避ける，12月議会での案議見送る
１１．１９	第一勧銀1999年9月中間決算発表，不良債権処理額当初予想を大幅に上回る
１１．２４	県議会開会，シーガイア支援基金提案
１１．２６	シーガイア，宮銀に返済猶予要請，第一勧銀融資の一部を止める
１１．２８	宮崎市周辺6町長，財政に余裕無い，町民が納得できる説明を
１１．３０	シーガイア，中型ホテル閉鎖検討，老人施設に業態変更

（阿波岐原森林公園）

当公園は、宮崎市街地の東部に位置し、日向灘に面する計画面積390.9haの広域公園である。昭和51年度に整備に着手した後、昭和63年度にはリゾートパークとしての総合整備計画を策定し、「宮崎・日南海岸リゾート構想」における重点整備地区である「国際海浜コンベンションリゾートゾーン」の中核となる公園として整備を進めている。また、計画面積の約1/3にあたる123haについては、第3セクターのフェニックスリゾート㈱により「シーガイア」の全施設が平成6年10月オープンした。

①パークウェイ
②市民の森
③国際海浜エントランスプラザ
④サンビーチ一ツ葉（一部供用開始）
⑤マリーナ（整備中）
⑥一ツ葉有料道路
⑦ワールドコンベンションセンターサミット
⑧ホテルオーシャン４５
⑨オーシャンドーム
⑩トムワトソンゴルフコース
⑪テニスクラブ
⑫コテージ
⑬コンドミニアム

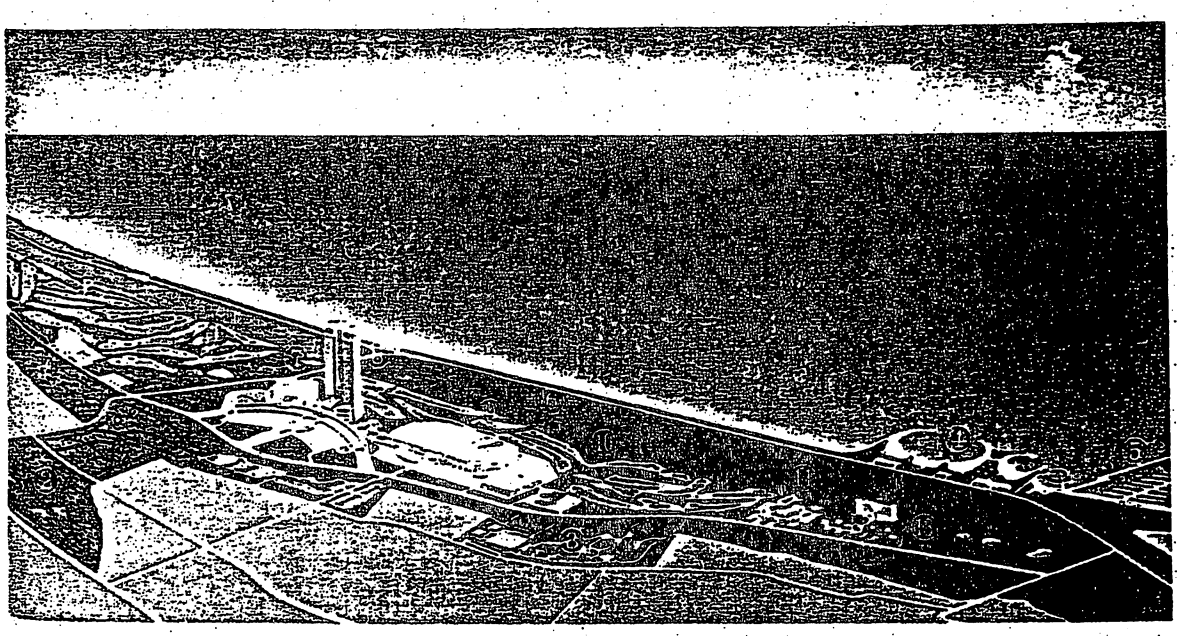

宮崎県土木部『土木行政概要』平成10年度

宮日 991009

シーガイアグループ

従業員給与2割削減

冬季賞与も凍結へ

経営強化策　本年度黒字目指す

県、宮崎市が出資する第三セクター、フェニックスリゾート（佐藤棟良社長、資本金三億円）は八日、フェニックス国際観光（同、同四億九千八百万円）、北郷フェニックスリゾート（同、同五千万円）を含むシーガイアグループの役員報酬の運算五割、従業員基本給の二割カットをはじめとする経費節減などを盛り込んだ経営強化策を発表した。冬季賞与も支給しない方針。一方で、県内経済を強めて県民リゾート施設としての方向転換を鮮明にした。二〇〇一年三月をめどとするフェニックス国際観光の吸収合併に伴う行政との持ち株比率の問題については「増資をしてもらえればいいが、本年度決算で黒字を達成しない限り、何も言えない」（中村浩副社長）と話し、黒字達成（営業利益段階）への決意を強くにじませた。（28、29面に関連記事）

フェニックス国際観光と一げるとともに、双方の本部の合併は一体化で効率を上人員計三百六十七人のうち、

記者会見に臨むフェニックスリゾートの中村浩副社長（左）＝8日午後3時、宮崎市シーガイア国際会議センター「サミット」

約百人を現業職に配置転換するのが狙い。既に弁護士らが検討を重ねている。

経費圧縮策は、①人件費の削減②経費カット③販売強化。いずれも下半期のスタートとなる今月から既に始めた。人件費は、続けている役員報酬のカットを「経営責任を取る」としてさらに二割削った。従業員の基本給は総支給額の八九%を占めるため、カット率は一八%程度になる。

経費節減では、清掃業務の一部自社対応、広告宣伝費の圧縮のほか、料理などの原価を三%改善する。

販売強化策は、グループ企業の従業員を含む二千二百人がホテルオーシャン45の県民宿泊プラン（目標五万人）やギフト券（同十億円）、オーシャンドーム前売り券（同六万人）を責任販売。職級に応じ二万―二百万円のノルマを課す。

リゾートの本年度売上高は、景気低迷や天候不順が影響して前年比一四%減の厳しい状況。経費圧縮策は当面、三月までの緊急措置としている。人件費だけで九億六千万円が浮く上、従業員による責任販売が完全に達成されれば十七億円余りが計算でき、減価償却前の黒字達成は可能との見方を示した。

宮崎市のシーガイア国際会議センター「サミット」で会見した中村副社長は「自助努力が不足していたとの反省に立ち、従業員には緊急対策であると説明し理解を求めた。（行政や金融機関、県民など）外に物を言える経営にしたい」と決意を示した。

検討を重ね決断

【佐藤棟良社長の話】このたびの合併に関してはずいぶん検討を重ねたが、シーガイアが故郷にとって健全な企業として県民の皆さまに親しまれるためには必要であると判断し、決断した。全従業員には多大な負担をお願いしたが、経営者として誠に申し訳なく、近い将来必ずお返ししたい。

会社努力に敬意

【松形知事の話】今回の発表は、販売促進策や経費削減のための対策など大変時宜を得たものであり、会社一丸となって努力していることに敬意を表したい。県としては、これらの取り組みの成果が挙がることを期待している。県も引き続きコンベンションの誘致や外国人を中心とする観光客など、一層支援していきたい。

成果を見守る

【津村重光宮崎市長の話】今回の経営効率化策を評価するとともに、その成果を期待して見守りたい。宮崎市としても、来年春シーガイア近くにオープンする「フローランテ宮崎」の整備などを通じて支援していく。

起死回生狙う荒療治

解説

血を流し、全社員が営業マンとなって販売強化に取り組む。だから行政側も協力してほしい―。企業合併とリストラを組み合わせた経営強化策は千百十五億円の赤字を積み上げ、先が見えなくなったフェニックスリゾート経営陣の起死回生策である。

メーン行の第一勧銀が日本興業、富士銀行の三行統合を打ち出し、不良債権の整理に乗り出したのは九月に入ってからだった。六千億円の公的資金導入で金融監督庁の監視下に置かれた同本店は、同二十七日に「長期融資の追加はできない」旨を通告。同リゾートには銀行取引停止処分に等しく、いや応なく経営強化策を求められたわけだ。

第一勧銀を含む金融融資団（十七社・行）は約二千六百億円の元金棚上げと、将来の債権一部放棄で支援する方針という。合わせて企業努力が足りなかった反省に立つ荒療治を完遂すれば、単年度黒字の優良債権になる、と経営陣は融資団に理解を求めた。

全国の第三セクター八百四十四社のうち、安定経営は四分の一弱。全国で行きづまりの様相を深めるが、総額二千億円を投じた同リゾートは県民の資産であり、色あせる観光宮崎の中にあって最後の砦（とりで）でもある。

県民には、これ以上の付けはごめんという拒否反応も根強い。第三セクターのかじ取りが注目される。

佐藤社長2001年勇退

後任は一勧出身者有力

佐藤　棟良社長

フェニックスリゾートはフェニックス国際観光を吸収合併する二〇〇一年三月を待って佐藤棟良社長（八〇）が勇退、後任にメーンバンクの第一勧銀出身者を充てるトップ人事を発令する。八日、フェニックスリゾート幹部が認めた。

佐藤社長の勇退は、同リゾートの単年度収益の黒字達成を見届けた上で、経営陣の若返りを狙ったもの。健康上の理由も挙げられている。後任は、第一勧銀の出向者から選任されるもようだ。観測では海老原政徳副社長の昇格が有力視されている。

佐藤社長は紙卸・旭洋（大阪市）社長時代（現会長）の一九六四（昭和三十九）年、ホテルフェニックスを設立。七一（同四十六）年には宮崎市塩路の防潮林にホテルとゴルフ場、自然動物園を核とした滞留型観光ランドを開業。運営するフェニックス国際観光の社長に就任した。県と宮崎市が参加した第三セクター・フェニックスリゾートの設立にも中心で動き、初代社長を務めている。

用地135ヘクタール　評価替えへ

フェニックスリゾートは八日、フェニックス国際観光を吸収合併する二〇〇一年三月にも、百億円で購入（一九九六年十月）した用地百三十五ヘクタールの評価替えを実施する方針を明らかにした。現在の雑種地を宅地用途などとして評価。三・三平方メートル単価を引き上げ、含み資産益を膨らませる考え。

累積赤字が千百十五億円を超えた三月決算期に、同評価替えの動きもあったが、関係者によると新生リゾートのスタートに合わせることにしたという。

フェニックス国際観光は一九六九（昭和四十四）年創業。佐藤社長や関係会社などが株式の八割以上を持つ。ホテルフェニックスほか、サンホテルフェニックスなど三つのホテルを経営。ダンロップフェニックスゴルフトーナメントの会場として知られるフェニックスカントリークラブ（同）、フェニックス高原カントリークラブ（高岡町）、フェニックス自然動物園（宮崎市）も所有する。九九年三月期決算は売上高九十二億三千二百八十九万七千円、経常損失が九億七千四百三十二万八千円で五期連続の赤字。

宮日 991010

巨象が動いた ㊤

フェニックスリゾート

「これ以上融資困難」

一勧 3行統合前の地ならし

大リストラで再生へ

一九九九年が明け、松の内の華やぎが幾分残る昼下がり。フェニックスリゾートの社長室に、佐藤棟良社長と向かい合う中村浩副社長がいた。

振り返って中村は「おやじは私欲がない。緊張感はなかった」と言うが、それなりに腹はくくっていた。巨大赤字を抱えるフェニックスリゾートに、手塩にかけたフェニックス国際観光を差し出すー。〝下剋上（げこくじょう）〟案を提言する役目を担っていたからだ。

「ウーン…」。天井を見上げて、佐藤は絶句したという。内容を聞くと、しばらくして「しょうがないかなぁ…」。自分を納得させるようにうなずいた。

□□

メーンバンクの第一勧銀は、この年六月期決算は累積赤字一千億円超と試算していた。一千億円は事業存続のデッドラインと公言してきただけに、思い切った手を打たないと事態も収拾しない。中村と同行が出した結論は、「血を流すリストラと、行政側の財政支援が不可欠」だった。

県民世論を恐れ、「七千五百万円（出資分）の責任」を繰り返す県や市を舞台に引き上げるのは容易でない。絞った知恵が、企業合併の秘策「持ち株比率の不均衡（民間八一%）になる。当初のように県、市の合計が五〇%になるよう応分の資金注入を願いたい」に終結した。

第一勧銀本店の営業第六部は法人融資を担当する。その幹部らが本県に乗り込んできたのは九月二十七日。県や協調融資団などを回り、「これ以上の融資は困難」と通告した。六千億円の公的資金を導入した上、来秋は富士、日本興業銀行との統合が待っている。その地ならしの一つだった。

地元金融機関が同本店幹部と接触したのは、初めてのことである。「融資元金（二千六百億円）をこの先六カ月、棚上げしてほしい」。有無を言わせない要請だった。強気の裏には「出資額の約五〇%（千二百億円）放棄がにおった」証言もある。

□□

今回の経営健全策を、融資団は比較的冷静に受け止めている。「遅かれ、早かれ、こうなった。元金棚上げは認めるが、支援もそこまで」。割り切っているものの、「しかし、時期がえげつないなぁ!」。

来夏のサミット外相会合は、ほぼ間違いなくシーガイアで開かれる。運営を成功裏に終わらせる命題を負う県や市は、財政出動を要請した合併策の公表を最後まで渋った。「弱みにつけ込んで、のど元にあいくちを突きつけられた気分だ」。不快感を隠そうとしない。

同リゾート側には、国のリゾート法第一号指定の〝おごり〟と世界最大の人工海浜としてギネス登録された〝過信〟が見えかくれし続けた。待っていれば客は来るという甘え？があったかもしれないと中村は反省する。県外誘客に特化しすぎた禍根に、リストラ策は立っている。

遅過ぎたという批判はある。しかし、この後も第一勧銀をメーンバンクのまま引き留め、同リゾートを県民の優良債権に変えるためには今、行動を起こすしかないのも現実だろう。

中村はじめ同社幹部は、県民に理解を求めた。「経営健全策を実施すれば、来期の決算は黒字になる。いや、必ずします」—

（敬称略）

▽　▽

第三セクターのフェニックスリゾート（宮崎市）は、リストラを打ち出した（八日）。九日は出資側であり、佐藤社長が会長を務める紙専門商社旭洋（大阪市）が保有有価証券を売却してリゾートを支援する動きも報じられた。再生に向けて、歩き始めた巨象を追う。

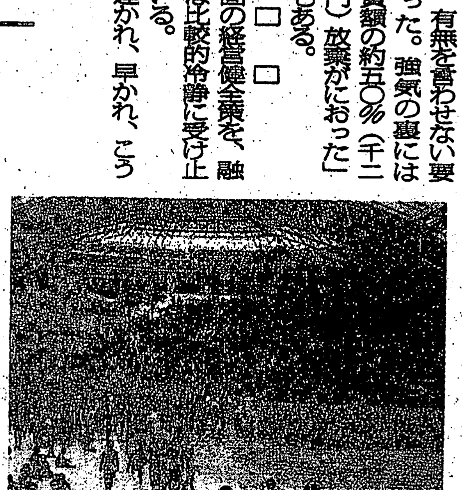

南国のパラダイスを具現化したシーガイア・オーシャンドーム。リピートするには高過ぎる？ 料金がネックになっているという指摘も多い

巨象が動いた ㊥

フェニックスリゾート

県内最大の観光資源

来春、資産一部売却も

フェニックスリゾートの佐藤棟良社長が心血を注いだフェニックス国際観光はホテル、ゴルフ場、自然動物園を商材に年商百億円前後をはじき出す。ダンロップ・フェニックスゴルフトーナメントは規模も賞金総額も世界トップクラスにあり、世界に宮崎を発信してきた。

不況下でも累積赤字を二億円余に抑えている。「その優良企業体をリゾートに合流させることは、佐藤の（本県での）足跡を抹消することになる。決意のほどをくんでもらいたい」。中村浩同リゾート副社長はそれだけ"背水の陣"であることを説く。

□　□

企業合併という経営合理化策とリストラを完成させても、同リゾートが安定経営になるわけではない。来期決算の黒字転換後に、行政側が財政出動したとしても同様であろう。

同リゾートを含むシーガイアグループは年間三百二十億円の商いを展開する。メーンバンク第一勧銀と金融シンジケート（十六社・行）の支援抜きでは、とても成り立たない。

県は今年に入り、国の交付金や税収など公金の一部を地銀から第一勧銀へ移し替えた。大蔵省が地銀の活用を指導・通達している折にだ。「感謝の気持ちとこれからも…の意味合い。引き留め策だよ」。県の幹部は打ち明けた。

なぜ、県や市、観光業界は、シーガイアにそれほどのこだわりを見せるのだろうか。

□　□

青空が高く広がった九月下旬。宮崎交通の観光バスが鹿児島空港に待機していた。予約客がそろうと鹿児島県内を二泊で回り、本県に入った。「バスを降りたのは青島とシーガイアだけ。買い物もせず、翌日早朝に飛び立った」。運行乗務員の語り口は重い。

「観光宮崎の金看板はもはや幻影に過ぎない。豊かな自然だけでは売れない」。観光旅行業者はお手上げ状態だ。

年間千二百万人（九八年度）が県内観光地を訪れる。新婚ブームに沸いた昭和四十年代ですら四百万人足らず。比べれば、今も"大観光地"のはずだ。

「観光の質が変わった。主力は日帰りの県民ファミリーか、素通りの県外団体」。県観光協会は資料で証明するし、旅館・ホテル関係者は悲鳴を上げる。経済波及効果を生まない現実がある。

□　□

近年、シーガイア効果を口にする経済人が増えた。グランドオープンした九四年から"初物価値"の三年間は総観光客数も三、四%の割合で伸びた。

九七年からは再び下降に転じたが、「発券する宿泊券の八割はシーガイア。会議場もあり、唯一売れる商品」（日本交通公社）。台湾、韓国のツアーを呼び込んだ実績もある。

県立芸術劇場と同美術館のレストラン・喫茶部「ア・トランテ」は、シーガイアグループが経営する。営業不振で閉鎖される運命にあった。支配人らを引き揚げ、パーティーを引き込む営業努力をこの二カ月続けた結果、生き残った。

「やれば、やれるという証拠。なりふり構わない努力を約束する」。中村は来春、リストラ第二弾として資産の一部売却を考えている。売れれば、七十億円がキャッシュフローする。

（敬称略）

大リストラで再生へ

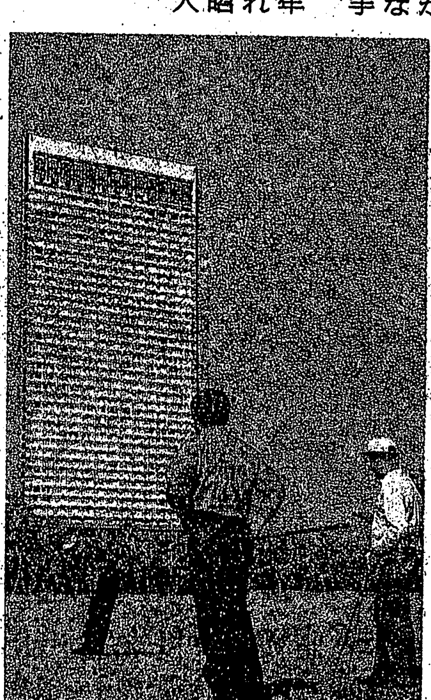

県内で高さ、規模、豪華さいずれをとっても最高水準を誇るホテルオーシャン45。リゾート先進県のシンボルだが…

巨象が動いた

フェニックスリゾート

(下)

県民リゾートへ転換

優待料金で集客力強化

中国の海南島は、国策で〝東南アジアのハワイ〟を謳(うた)う。経済不況の真っただ中にあった昨夏、近代的なリゾートホテルは閑古鳥が鳴いていた。「海外観光客専門で、中国人は入れない。国営だから、つぶれないだけ」。真っ青なプールの水面(みなも)に漂う枯れ葉をすくいあげていたボーイらは、屈辱的な表情を見せた。一泊三万円の料金は、地元民にとって平均給与四カ月に匹敵する。

□　□　□

フェニックスリゾートは、敷居の高さを醸し出しよう」と館側が盛り上がったことがある。鹿児島、熊本県人は恥じらいもなく古里自慢を繰り広げる。宮崎県人はおしなべて、おとなしい。「シーガイアもいいですけど、料金が高いですからねえ…」。これでは旗振りどころか、足引っ張りにもなりかねない。

□　□

経営強化策は県外からの客に加え、「県民リゾート」の視点を色濃く打ち出した。二重価格の非難を承知の上で、県民に限り優待割引料金を〝恒常化〟した。営業黒字になれば、さらなる割引も考慮内にある。

□　□

この春に開いたグリーン博(宮崎市)は、当初予想を倍増する二百万人が詰め掛けた。行政も同リゾートも成功要因の分析に必死になった。「地方自治体がバスを仕立てて小、中学校の遠足を送り込んだ支援策が大きい」と同博事務局はまとめた。

中高年の県民は、こどものころ(宮崎市)に遊んだセピアカラーの懐かしさを持つ。「だから子供を連れてリピートする」。同園も、遠足の効用を再認識した格好だ。行政支援の柱になるかも―関係者は模索を始めた。

血税など三千億円をつぎ込んだ同リゾートは現存する、稼働している。取引企業は三百五十社に及び、年間三百二十億円の営業活動に限らず、法人税や集客能力など波及効果は今でも県内ピカ一である。

近寄り難くそびえ立つ〝砂上の楼閣〟であり続けるのか、歓声があふれる保養施設に変ぼうを遂げるのか、巨象本来の力量が問われている。

(敬称略)

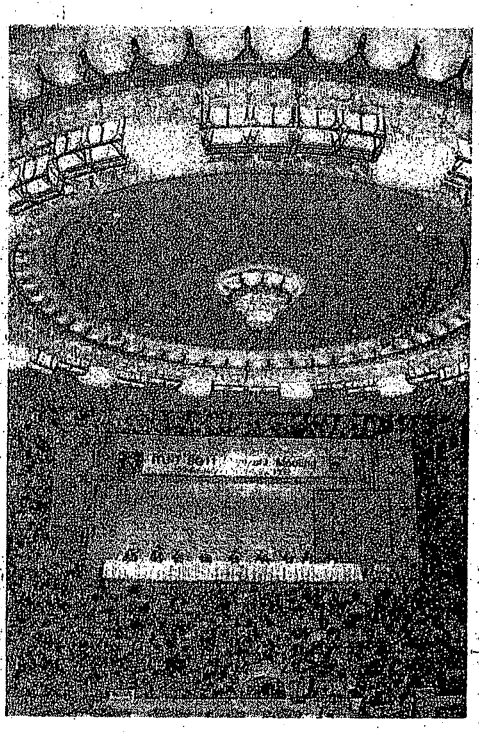

国際規模の会議場として評価されるサミットホール。来夏のサミット外相会合で、世界に情報を発信する予定だ

大リストラで再生へ

フェニックスリゾートは宮六十一ある。うち安定経営は一八%。債務超過に陥る施設は三四・一%という。民間調査機関はこう分析する。「不振の最大要因は共通して、地元民からの遊離」

□　□

わが国の、第三セクターが運営するレジャー・リゾート。一泊三万五千円、オーシャンドームで一日遊ぶと一人一万円。これでは「一度経験すれば、それで十分。リピートなんて、とてもとても…」。大方はそう言って笑いだす。

東京都で開いた一九九七年度の宮崎県人会で、「シーガイアをもっとお国自慢する。

方向転換のかじ取りを、中村浩同リゾート副社長は「リゾートこう説明する。「リゾート地の住民が、そこに住む有利さを享受できないのはおかしい」。私見の域と前置きしたが、シーサイドホテルフェニックス=七一(昭和四十六)年開業=を老人保健施設へ転用することも示唆した。

県民の生活文化の幅を広げ、楽しんでもらおう。県域のミクロ経済を回すことで収益を―。同リゾートは

『日本経済新聞』1999.11.23
第3種郵便物認可

不良債権なお重荷

大手15行9月中間決算

増益、株価上昇ゆえ
資産劣化の不安消えず

「不良債権の処理はおおむね終わった」。決算のたびに大手銀の担当者はこう力を込めてきたが、実際はその後も不良債権は経営の重荷になっている。二十二日までにまとまった大手十五行の九月中間決算は、大半の銀行で不良債権処理額が当初予定を大幅に上回った。今回は、株価の上昇を背景に、株式売却益を増やして何とか帳じりを合わせ、増益を確保した。しかし、今後、取引先の経営の悪化や地価下落でさらに資産が劣化する可能性もあり、銀行が不良債権問題を解決し、経営が健全化したと言えるまでには至っていない。

大手15行の9月中間決算

	業務純益	経常利益	不良債権残高	不良債権処理額
住友	2002(▼24.5)	907(45.4)	19539(▼597)	1775
東京三菱	1938(▼49.6)	1010(170.6)	20090(▼1517)	3064
第一勧業	1849(11.9)	802(9.0)	19983(▼2601)	1158
さくら	1640(14.5)	574(128.2)	18093(92)	772
三和	1428(▼42.5)	662(401.4)	14380(▼2928)	1153
富士	1383(▼29.1)	786(646.3)	13032(▼854)	1147
東海	940(77.9)	506(98.3)	6488(▼1043)	489
あさひ	822(18.9)	357(161.1)	8283(▼1016)	607
大和	371(▼20.4)	146(106.4)	7934(▼5)	545
日本興業	886(▼29.6)	568(88.0)	16309(▼2414)	1549
三菱信託	958(▼48.8)	311(183.0)	13371(▼246)	614
住友信託	657(▼46.8)	236(208.6)	8611(▼898)	593
三井信託	492(▼21.5)	552(875.0)	7459(▼229)	975
東洋信託	299(▼53.4)	86(49.5)	7755(▼2965)	496
中央信託	250(▼12.1)	46(145.6)	2366(▼13)	280

※単位・億円。▼はマイナス。不良債権残高以外の()内は前年同期比増減率%。業務純益は一般貸し倒れ引当金繰り入れ後。大和と信託銀行の業務純益は信託勘定不良債権償却前、不良債権処理額は銀行勘定と信託勘定の合算。不良債権処理額は一般貸し倒れ引当金を含まない。不良債権残高は再生法ベースで直接償却後の数値、()内は1999年3月末比増減額

不良債権の処理額は、日本興業銀行が通期での見込みを四百億円とみていたが、中間期だけで三倍強の一千五百四十九億円を処理。同じく通期で千二百億円を予想していた住友銀行も中間期で千七百七十五億円を処理した。興銀は不良債権処理額が業務純益の一・七倍、住友銀行は業務純益の八八%を占める。

東京三菱銀行も処理額三千六十四億円と当初計画の千五百億円を大きく上回ったが、「関連ノンバンク向けの引き当て基準を厳格化したことや、取引先の経営支援に絡んだ債権放棄などが要因」と説明する。

甘い見通し

だが、銀行アナリストの間では、銀行の見通しの甘さを指摘する声が多い。大塚証二・ジャーディン・フレミング証券調査部シニアアナリストは「地価下落は今後も続くため、銀行は『処理は峠を越えた』とは言えないはずだ」とみる。小原由紀子・モルガンスタンレー証券エグゼクティブディレクターは「景気の悪化で処理が増えたというより、隠していた不良債権がまだ表に出続けている状態」と指摘する。

含み益頼み

一方、公的資金を受けていない東京三菱を除く大半の銀行は、経営健全化計画に沿った利益を上げ、その中から公的資金の返済原資を確保しなければならない。

「不良債権処理が増えても、今後は業務純益の範囲で収まるはず。配当や公的資金の返済財源は、現状の株価が続けば含み益で対応できる」（高井晃・大和総研企業調査第一部シニアアナリスト）と、株価の上昇による含み益があれば、返済可能という見方もある。

しかし、「先行きが不透明な株の含み益に頼るだけではなく、利ざやの拡大などによる本業の収益力の向上がさらに必要」（小原氏）との指摘が多い。

その本業についていえば、今回の中間決算では各行ともおおむね、利ざやがいくぶん拡大し、収益が改善したといえる。だが、「ゼロ金利政策による調達コストの低下」（鈴田良彦・野村証券金融研究所アナリスト）が主な要因だ。依然として、取引企業に対して、経営状況に応じて貸出金利を引き上げて、適正な利益を得る状況にはなっていない。バブル崩壊後、脱却を目指していた「含み頼み経営」に逆戻りしたようだ。

加えて、十五行のうち九行が来年四月以降、合併や統合に踏み切る再編組で、人事や経営戦略のすりあわせなど内向きのエネルギーも必要だ。その過程で、投資銀行業務、資産運用に対するプライベートバンキング、投資信託販売など、伝統的な商業銀行以外の業務を強化しなければ、収益力の向上はおぼつかない。

『朝日新聞』1999.11.20　郵便物認可

金融再編3グループ 中間決算で探る実力

体力ついても効率に不安

不良債権処理、なお重荷

金融持ち株会社方式による経営統合を決めた第一勧業、富士、日本興業の統合三行、東海・あさひ連合、合併に合意した住友とさくらの再編派の金融三グループが十九日、そろって中間決算を発表した。今後、コンピューターシステムや店舗の統廃合、経営健全化計画を上回るリストラを実施するが、合併・経営統合で規模、収益力など経営体力はどう変わるのか。中間決算の指標から探った。

（2面参照）

再編銀行の収益・体力比較

	ROE	業務粗利益		当期純利益		配当余力
		9月期	通期（予想）	9月期	通期（予想）	
統合3行	12.0%	8187億円	16300億円	1269億円	2200億円	25998億円
住友・さくら	17.7%	7328億円	14200億円	744億円	1560億円	15231億円
東海・あさひ	11.8%	4182億円	8250億円	421億円	740億円	11211億円

（注）「統合3行」は第一勧業・富士・日本興業。ROE（株主資本業務純益率、年率換算）は業務純益を資本勘定の期末残高で割った値で、企業の収益性を表す指標。配当余力は剰余金、有価証券の含み益（上場有価証券）、再評価差額金（不動産の含み益）を合計した金額で、公的資金の返済や今後の倒産・株価下落などに対し、どれだけ対応余力があるかを示す。

三金融グループの経営力比較では、焦点である収益をみると、中間期ベースでは、利息収入など本来の業務収入である業務粗利益は、統合三行が八千百八十七億円でトップ。以下、住友・さくら銀の七千三百二十八億円、と続き、東海・あさひ連合は四千百八十三億円。今後、巨額のコンピューターシステムなど情報技術（IT）投資が可能かどうかは、業務粗利益の規模が目安の大きな一つになる。

経営の効率性を示すROE（株主資本業務純益率）となると、住友・さくらが一七・六%と断トツになる。三行統合（一二・〇%）と東海・あさひ（一一・八%）は同水準。有力外銀は二〇%台が常態になっているが、「二〇%台が理想だが、統合後も一四・五%にとどまる」（あさひ銀）。興銀も「満足できる数字でなく、高めたい」と言う。

大企業向け貸出に比べ利ざやの厚い住宅ローン残高は住友・さくらは十一兆六千七百九十九億円、統合三行は十兆七千三百三十三億円、あさひ・東海は八兆七千九百三億円。各グループは、新商品開発を進めており、住宅ローンの獲得競争にしのぎを削りそうだ。

一方、各行とも超低金利や合理化効果で収益は改善したものの、株主への利益還元についての考え方はばらついた。三行統合のうち第一勧銀は、中間配当金を当初（五月予想時点）の一株当たりの三円から、三円五十銭に上方修正した。富川明専務は「当初予想を上回る増益を確保したため、株主への適正な利益還元を長期的に勘案した」と説明した。さくらは「将来にそなえて自己資本の増強を優先し、当初予想三円のまま据え置く」（石川博一常務）。住友もさくらと同様に据え置いた。

各金融グループは、それぞれ単独行ベースで不良債権処理を終えることを前提に、合併や経営統合に合意している。不良債権処理額は、ここ数年に比べれば小さくなってきたが、相変わらず経営の重荷になっている。大半の銀行が当初見込みの年間処理額に匹敵する処理を半期でせざるを得なかった。特に興銀は年間見込み額の四倍近くの処理をした。「業況が悪化した。見込みが甘かった」（渡辺雄司・興銀常務）ためだ。

百四十兆円メガバンクの時限爆弾

第一勧銀 巨額不良債権を暴く

金融危機は終っていない。小誌は敢えてこの衝撃レポートを掲載する

凄まじい不良資産の全貌が初めて明るみに。本当に三行統合は出来るのか？

佐藤 章（さとう あきら）
（経済ジャーナリスト）

金融持ち株会社を設立。会見で握手する三行頭取

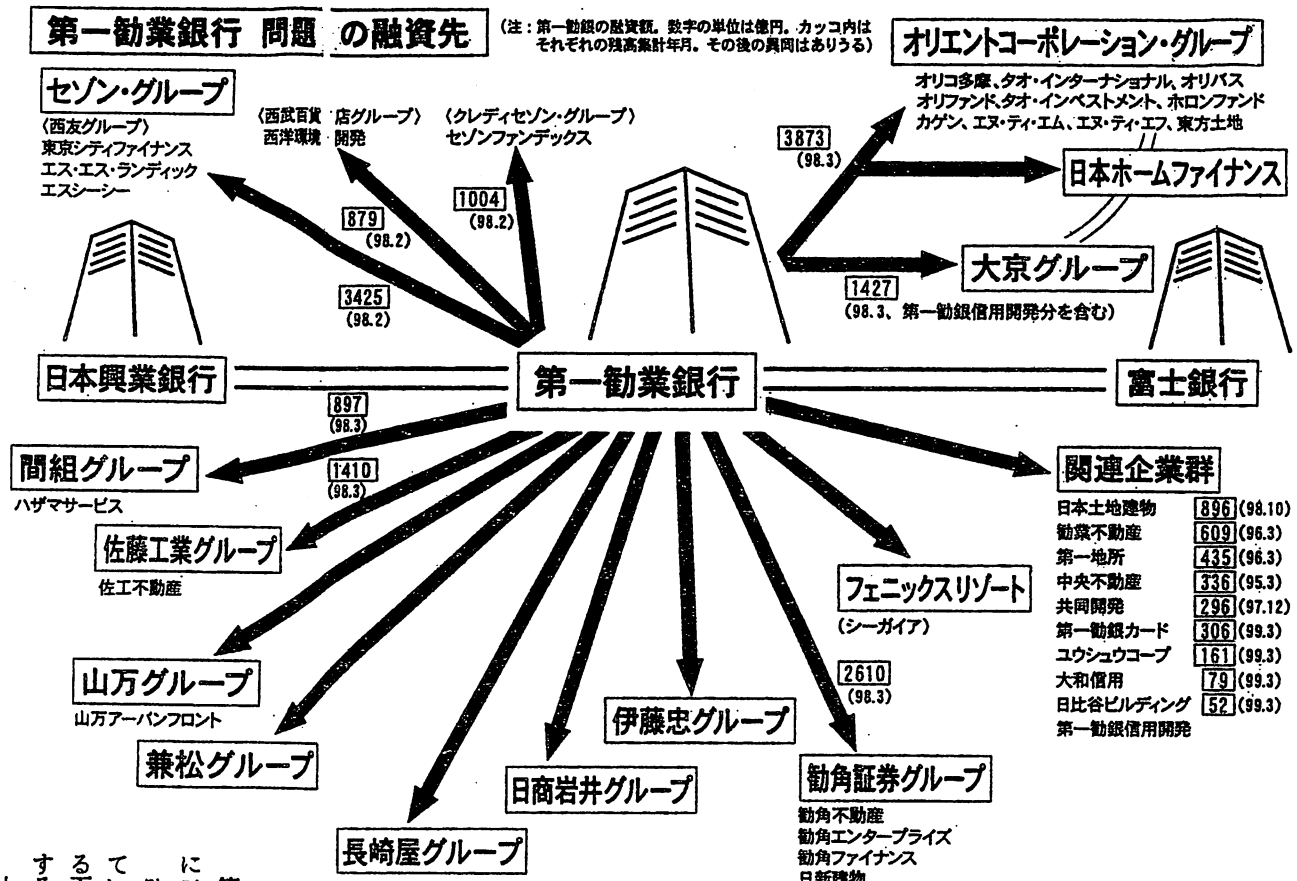

特殊で異常な関係

第一勧銀の融資先に関する疑問を、さらに二つだけ挙げておこう。

ひとつ目は、一般的にはほとんど知られていないが、第一勧銀の重要な取引先である不動産デベロッパー、山万グループに関するものだ。

山万と第一勧銀の取引のきっかけは、合

文芸春秋 99年12月号
p.94 ～ p.112

併前の旧第一銀行時代に山万オーナーの藤本武弘氏が築いたとされるが、その後両社の関係は年々深くなっていったと見られる。山万の関連企業である山万アーバンフロントには、第一勧銀の元副頭取、高橋澄氏や、元専務の池田武氏、元常務の大須賀克爾氏らトップ幹部クラスがごっそり移っている。上場もしていないデベロッパー企業の関連企業になぜこれだけの幹部が移り続けるのか。不思議な光景だ。

その山万アーバンフロントの九六年三月期の財務諸表を入手した。この財務諸表に目を通すと、やはり不思議な数字に遭遇せざるをえなかった。

まず、バランスシートの資産総額に占める「未成販売土地」という項目の金額の多さである。資産合計九三三億円のうち、六八%に当たる六三六億円が計上されていた。

未成販売土地というのは、その名の通りいまだ完成されていない販売用の土地のことである。つまり、まだ造成前の土地ということだ。そのような造成前の土地を総資産の六八%分も計上しているという姿は通常はあまりお目にかかれない。また、これらの土地の購入時期によって簿価は決まってくるが、地価低迷の現状から察すると、時価評価額はかなり減価しているという事態も十分考えられる。

そして、もうひとつ不思議に思われる数字は、借入金に対する支払利息の多さである。借入金は、短期借入金八二六億円と長期借入金一四億円の合計八三〇億円。これに対して、損益計算書に計上されている支払利息は、借入金合計の一五・九%に当たる一三二億円である。売上の一・五倍にも当たる金額で、現在のような超低金利の時代に、このような高利の支払利息は通常は存在しない。金融の一般的な常識からすれば、このような高利は、金利返済を延滞した場合のペナルティ金利に当たる。

しかし、メインバンクの第一勧銀と歴史的な関係も深く、副頭取をはじめとする幹部OBが経営陣に連なっている企業で、元本を返済せず、異常な高金利のみを支払い続けるなどという異常事態が果たしてありうるだろうか。

この不思議な財務諸表と特異な人事交流に秘められた謎を解くには、「呪縛」の関係にも似た山万と第一勧銀の歴史的、人的な関係を深く理解する必要があるのだろう。そして、山万に対するメインバンクとしての第一勧銀の財務対応も、改めて問われるに違いない。

フェニックスくの不可解な融資

融資先に関するもうひとつの謎は、宮崎市に建設された総合リゾート施設、シーガイアを経営するフェニックスリゾートに関するものだ。

入場者数が伸びず、低迷を続けるフェニックスリゾートは、九九年三月期決算ではとんど最悪の数字を発表せざるをえなかった。九三年七月の開業以来六期連続の赤字で、累積損失は一〇〇〇億円を突破、バランスシートを開いてみると、資産合計一五七四億円に対して実に一一一三億円の債務超過だった。さらに、関連企業のフェニックス国際観光、北郷フェニックスリゾートも、同様の債務超過状態にある。

このフェニックスリゾートのメインバンクは、第一勧銀だ。しかし、メインバンクだからこそ、プロジェクトの資を見極めるという意味で、あるいは融資の目的そのものを吟味するという意味で、バンカーとしての基本的な姿勢が問われるような数字が存在する。

その数字は、フェニックスリゾートのある宮崎市山崎町の土地登記簿謄本上に記載されている。

債権債務関係を示す乙区を眺めてみると、この土地を担保にして、開業前の九三年五月に日本開発銀行が約一〇九億円を貸し付けたのをはじめ、各金融機関が大体十億円単位から百数十億円単位までの間で融資をしている。

ところが、謄本の最後の頁を繰ると、とてつもない数字が突然現れる。九七年六月二十七日、第一勧銀がフェニックスリゾートに対し、極度額八〇二億円の根抵当権を設定しているのだ。

連続赤字を更新中で、累積損失も膨らむ一方、景気の現状からしてとても将来展望の開けそうもない九七年六月に、他の金融機関をはるかに上回る巨額資金を投入したのはなぜか。

それまで根抵当権を設定していなかったことを金融監督庁などに注意されて、一挙に設定登記したという推測も成り立つが、いずれにしても、その動機についての謎は深まる。将来、シーガイアの企業性について根本的な見直しがなされる場合には、この不可解な巨額融資の動機や保全性への配慮などについて改めて厳しく問われるだろう。

不良債権に根本的疑問が

これまで見てきた第一勧銀の問題債権を一つ一つチェックし、それぞれの状態にあって、破綻が心配される債権などへの引当率を乗じてみた。

もちろん、これらの企業群に対して、第一勧銀がどれほど引き当てているかは公表されていない。したがって、新たな必要引当額について断言するつもりはない。しかし、試算が正しいとすれば、第一勧銀の不良債権について根本的な疑問を抱かざるを得ない。

第一勧銀の不良債権額は、実は公表された額を上回っているのではないか。したがって、自己資本もかなり毀損されているのではないか。

これまでに記した調査の積み上げに基づいて、第一勧銀の広報室に対して、このような質問を試みたところ、同行の綿密な資産査定方法や積極的な償却、引当方針などを説明する答えが返ってきた。

それによれば、同行の引当率は金融監督庁が示している目安よりも厳しく、資金査定も多段階的にチェックしている、とのことだった。

広報室の担当者によれば、不良資産に対する三行の相互の査定はすでに始まっているという。統合や合併の場合、相互の資産査定は最も基本的な作業である。そこに噂やごまかしが介在していれば、必ず将来の禍根となって跳い来り、自らの首を締めることになる。

かつて、長銀と住友信託銀行の合併構想が壊れ、北海道拓殖銀行と北海道銀行の合併が最後のゴールにまでたどり着けなかったのも、そのことが第一の原因だった。

その意味で、三行の今後の統合交渉の行方は、極めて注目される。

シーガイアに公的資金

県と宮崎市など100億円基金

低利融資や補助

リゾート業者対象 税金投入に論議必至

県は観光・リゾート産業支援のため、百億円規模の「国際コンベンションリゾートみやざき振興基金」（仮称）の開設を検討していることが十六日、明らかになった。リゾート関連会社に対する補助や、資金貸し付けが設立の趣旨となっているが、主眼は県や宮崎市が出資する第三セクターのフェニックスリゾート支援にあるとみられ、事実上の公的支援は県民の論議を呼びそう。

県や宮崎市、周辺自治体、民間で基金を拠出、財団法人宮崎コンベンション・ビューロー（理事長・塩見一郎宮崎商工会議所会頭）が管理、運営する。

観光客減少や資金調達で苦境に陥っている観光業者を支援するのが目的。コンベンション・リゾート業者に補助金を提供し、施設整備に役立てるほか、銀行の貸し渋りで、資金調達に苦慮している観光業者に低利や無金利で融資したり、金利分を補助する案などが検討されている。

基金は県が六十億円、宮崎市が三十億円、周辺自治体と民間で十億円程度の出資比率が有力視される。観光や商工団体で構成する宮崎ふるさと産業活性化懇談会（塩見会長）が今月、県や宮崎市に観光・リゾート産業への公的支援を特別の配慮を」と要請しており、県や宮崎市は、これにこたえる形となった。

県が出資する六十億円で十二月から運営を始める予定で、宮崎市や周辺自治体、民間の出資は年明け以降とみられ、最終的に百億円規模の基金を目指す。利子運用型の基金では、低金利のため年間一、二億円程度しか資金創出ができないため、基金を使いきる取り崩し型になる見込み。県議会や宮崎市議会の審議はこれから行われ、シーガイア支援に重点上、税金が投入されることの是非、宮崎コンベンション・ビューローの運営体制などをめぐって賛否が沸き起こりそうだ。

宮日 991117

批判覚悟 苦渋の決断

解説

フェニックスリゾートの経営に事実上、県民の税金が投入されることになった。財団法人の基金とはいえ、自治体の三セクへの公的資金導入は全国的にも異例。松形知事は「県の責任は出資分の七十五百万円しかない。税金の投入はありえない」と、同社に経営不介入を貫いてきた。しかしメーンバンクの第一勧業銀行が月末に「追加融資は困難。地元金融機関も返済棚上げを」と厳しい姿勢を示してきた。県や宮崎市幹部には「行政が本腰を入れないと、追加融資に応じられない」とも伝わった。

県や宮崎市のシーガイア周辺の整備に投じられた税金は三百億円とも四百億円とも試算される。県も利子を負担する「ふるさと融資」で六十億円の資金を商社に融資した。県、市幹部には「周辺整備や観光客誘致の支援をしたうえ、職員の利用を励行し、これ以上何を支援したらいいのか」と、同社経営陣に対する不信感も一部にはあった。

本県のサービス産業の柱は観光産業で、その核となるのはシーガイアであることに間違いない。来年七月のサミット外相会合の開催会場もシーガイアの施設になることが確実視される。その会合を成功に導きたい県や市としては、十月に大幅なリストラ策を発表した同社の支援要請を断りにくいタイミングとなった。行政当局はこのため、県民の批判は覚悟の上で苦渋の決断を迫られた。

県幹部は、事実上の税金投入を「生き金としたい」と漏らしているが、基金参加を今後、求められる銀行関係者は「死に金となるかもしれない」と不安をのぞかせる。最悪のシナリオとなった場合、行政トップは県民にどう説明するのだろうか。厳しい命題をのど元に突きつけられた。

シーガイア支援へ基金

宮崎県が60億円投入

100億円目標

宮崎県は17日、宮崎市の大型リゾート施設・シーガイアを経営し、1115億円の累積赤字を抱える第三セクター・フェニックスリゾート社（佐藤棟良社長）支援のため、100億円を目標とする基金を創設する方針を明らかにした。24日開会の県議会に県負担分の出資金60億円を含む今年度一般会計補正予算案を提案する。県がシーガイアに公的資金を投入するのは初めて。

基金は「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」（仮称）。県の外郭団体、財団法人宮崎コンベンション・ビューローが管理、運営する。県は宮崎市や周辺自治体、民間にも出資を要請しており、年内にも60億円でスタート、最終的には総額100億円としたい考え。

基金は通常、利息を基に運営するが、今回は「取り崩し型」を想定している。県商工労働部の中野広明部長は会見で「（メーンバンクの第一勧業銀行から）フ社への今後の融資が困難になった」と述べ、フ社から県に支援要請があったことを明らかにした。県内の「観光・リゾート産業」全般を支援するとしているが、県出資分の60億円の大半はフ社に投入されるとみられる。

松形祐堯知事はこれまで「（万一の時のフ社に対する）県の責任は出資額の7500万円の範囲内」と繰り返し、フ社への金銭的支援は総額60億円の無利子融資にとどめてきた。公的資金の投入で、シーガイアへの支援策を大きく方針転換したことになる。

小沼新・宮崎大教育文化学部教授（政治学）の話 フ社の負債額を考えると100億円の基金がどの程度の支援につながるのか疑問だ。県は基金の算定根拠などシーガイアへの対応をすべて明らかにすべきだ。

【満島 史朗】

毎日 991118

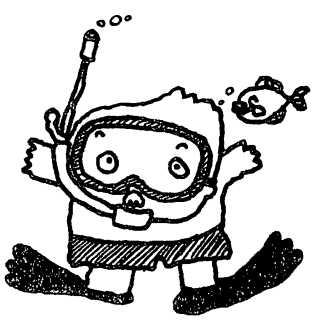

読売991118

「シーガイア」県が支援基金

「公金60億円」に賛否

やむをえず／方針変更だ

県は十七日、宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを経営し、累積赤字が一千億円を超える第三セクター・フェニックスリゾート（本社・宮崎市、資本金三億円）を支援するための基金の設立を発表した。基金の総額は百億円。うち六十億円を県が拠出する方針。松形知事はこれまで一貫して、資本金の出資（七千五百万円）以上の負担を否定してきただけに、大きな方針転換だ。訴訟にまで発展しているリゾート社の経営情報の公開さえ不十分なままの、新たな公的資金投入は、県民の間で大きな議論になりそうだ。

■——県／宮崎市

県庁では、県議会議会運営委員会の終了後、中野広明・商工労働部長らが記者会見した。記者団から「県の方針を変更するのか」との質問に対して、中野部長は「県の責任は出資金の範囲内であることに変わりはないが、観光リゾートを二十一世紀に残すために支援する」と弁明した。

公的支援について会見する中野商工労働部長（左）ら

一方、基金への拠出を要請されている宮崎市の津村市長は、「県の決断で基金が創設され、今後の成果に期待する。市としては、さらに県と意見を交換したい」とのコメントを出したが、拠出する具体的な金額には触れていない。

■——県議会

県の財政出動に、県議会も敏感に反応した。自民党議員団の米良政美幹事長は「県が主導してできたシーガイアだが、いつまでも責任を追わなければならないのか疑問だ。なぜ県が六十億円なのか、根拠は明確になるのかなどを明らかにしたうえで、慎重に審議したい。県民の理解が得られる説明がないと」と言葉を選んだ。

共産党の前屋敷恵美議員は「財団法人を介した資金投入では、構図が不透明になるばかりだ。『県の責任は出資の範囲内』と言ってきた知事の方針変更であって、議会でその姿勢をただしたい」と批判した。

■——観光業界

県旅館環境衛生同業組合の鳥原勝典・副理事長は「業界全体が苦しい中、本来なら平等に使われるべき公的資金が一企業のためだけに使われるのだったら、だれも納得しない。そんな大金があるなら、もっと有効な使い方があるのでは」と困惑していた。

■——市民

宮崎市役所を訪れた市民に聞いたところ、反対派と「やむをえない」派が半々だった。「全国的に不景気のうえ、同年も赤字の企業を今さら支援しても効果はないのではないか」と主婦(31)(同市松山)は疑問を投げかけ、同市内の団体職員(65)は「公的資金の投入には反対で、投入するなら企業の経営者は辞めるべきだ」と厳しかった。

また、うどん店経営猪野篤夫さん(80)(同市橘通西)は「できたものをつぶすわけにはいかないのでやむをえない」、女性会社員(50)も「県外から人が来る施設がなくなると困るので、ある程度はいいのではないか」と肯定的だった。

日経991118

シーガイアに公的資金

巨額の赤字を抱える第三セクター支援に行政が公的資金を投入——。十七日、宮崎県が打ち出した「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」（仮称）構想は、大型リゾート施設「シーガイア」（宮崎市）を運営する三セク「フェニックスリゾート」（佐藤棟良社長）の経営支援に、地元自治体が重い腰を上げたことを示している。しかし、百億円規模の〝カンフル剤〟では、シーガイアの経営が抜本的に改善される見込みは少ないうえ、公的資金導入を巡る県民の理解取り付けなど課題も多い。

抜本改善に疑問符

県民の理解など課題

「二十一世紀も、観光宮崎の根幹を担うのはシーガイアだ」。急きょ記者会見した中野広明商工労働部長は、県にとってのシーガイアの重要性を繰り返し強調した。

今年九月、フェニックスリゾートのメーンバンクである第一勧業銀行が「これ以上の融資は難しい」と一部の新規融資打ち切りを同社に伝えたことから、フェニックスリゾートは県に財政支援を要請。同社は十月に全社員の給与一割カットなど大胆な経費削減策を発表し、自助努力による経営再建をアピールしていた。

県は今回の基金構想について、あくまで「国際コンベンション都市づくりを目指す県の施策の一環」と強調するが、フェニックスリゾートの財務状況にこたえる形となった。

中野部長は県が拠出する六十億円の「大半がシーガイア支援に使われる」と言明、実質シーガイア救済であることを認めた。支援形態は補助金、貸し付け、増資引き受けなどと様々だが、シーガイアの場合、補助金供与が中心になるという。

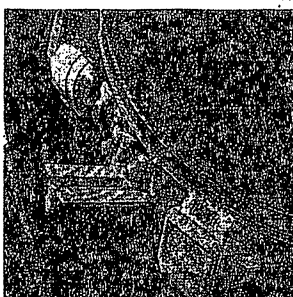

宮崎県が公的資金導入に踏み切るシーガイア（宮崎市）

県はこれまで一貫して「県のシーガイアの経営に関する責任は出資の範囲内」（松形祐堯知事）との説明を繰り返してきた。六十億円の無利子融資は実施したが「さらなる財政支援は難しい」との立場を取っていた。今回の財政出動決定は実質的な方針転換で、最後は行政が乗り出さなければならないことを示した。

支援構想は外郭団体を通じた資金支援の形を取っており、直接の資金注入を避ける苦肉の策ともいえるが、県民の税金が三セクとはいえ、一企業に費やされることに変わりはない。

基金の使い道は「借金返済などには使わせず、新規事業の展開などに活用させる」（中野部長）としており、そのチェックのための機関の設置も検討中だが、どこまで実効性があるのか。また、県拠出の六十億円について「県財政の現状から見て、出せる精いっぱいの額で、今回限りの措置」としているが、全体に短兵急な構想との印象は否めない。

全体ビジョンの提示を

県は県民が納得できる説明をするとともに「観光立県再建」の全体ビジョンの提示が求められそうだ。

成果に期待

津村重光宮崎市長の話　今回の基金は国際コンベンション・リゾートの推進のため、県の決断によって創設されるものであり、今後の成果に期待したい。市としては、基金構想について県とさらに意見交換を進めるとともに、適切な国際コンベンション・リゾートの推進方策を幅広く検討していきたい。

宮日 991118

あやふやな「金額」設定

県、議案準備に甘さ
税金の〝丸投げ〟否定

シーガイア 公的支援 ＜上＞

フェニックスリゾートの資本金半額を負担する県と宮崎市。松形知事、津村鑑光市長はこれまで「シーガイアに対する責任は（資本金の）七千五百万円分でしかない」と公言してきた。同社への公的資金投入が主な目的となっている議案を十七日、県は議会に提案することを明らかにし、県の要請を受けた市は十八日にも議会に説明する。自治省が「極めて異例」とし、県幹部も「住民訴訟が起きるかもしれない」と覚悟する公的資金投入になぜ踏み切ったのか―。県の真意、議会や周辺市町の反応を探った。

公的資金投入の目的を説明する中野商工労働部長（左）と甲斐財政課長＝17日午後1時15分、県庁記者室

提出議案を説明する記者会見で、甲斐景早文財政課長は県が基金に六十億円を拠出した根拠を「一般財源にも限度があり、厳しい予算編成の中では節約して生み出した六十億円が精いっぱい。市町村や民間を含めた基金総額の目標は設定していない」と説明した。

しかし、議案を提出した責任者の中野広明商工労働部長は「百億円が目標にあり、県は六十億円が妥当と思われた」。二人の金額についての説明は首尾一貫しない。県が急ぎ議案を準備したことがうかがえる、ちぐはぐな一幕となった。

中野部長は「シーガイアから支援要請があり、そのうえメーン銀行（第一勧業銀行）から九月以降の融資が困難となった、と知らされた」。顔をこわばらせながら、今議会に間に合わせたい、シーガイアの危機的状況を語った。

「知事の公約や答弁から大きく逸脱していることは確か。場合によっては、知事の政治生命を左右することになるかもしれない」。六週まで知事を支えてきた自民党県連幹部は、この議案の重要性を語る。

社民党の県議は「シーガイア救済が真意なのに、県は『観光産業の振興』を盾に論議を終わらせるはず。議案の採否は、圧倒的議席を占める自民県議次第だが…」と、議案可決を予測する。

これまで松形県政で重要議案が否決された例はない。ある自民県議は「県民の批判が集中しそうな議案だ。うかつに賛成すると、自分の支持者から何を言われるか分からん」。波乱含みで審議が推移することをにおわせた。

「基金の使途については当然チェックする。企業の財務など秘密事項もあり、県民にすべて開示できるかどうか分からない」（中野部長）。税金の〝丸投げ〟を否定しながらも、その危険性はつきまとう。財源は、審査は、使途は―。県はなんら明確な説明を準備しきれずに会見を終えた。

情報開示が進み、行政の説明責任に関心を持つ県民が多くなっている。宮崎市内の自営業男性（ヨ）は「宮崎交通や大淀川沿いのホテル街は自助努力しているのに、なぜシーガイアだけ優遇するのか。県の六十億円すべて注いでも、焼け石に水では」と怒りをぶつけた。

こんな問いに、県や県議会、宮崎市は、どうこたえていくのだろうか。

松形知事 テコ入れで元気を
産業政策として拠出

シーガイアなど観光・リゾート産業支援のため県が六十億円の基金を創設する議案について、松形知事に公的資金投入の目的や理由、決断時期などを聞いた。

―六十億円の公的資金を投入する目的と理由を。

知事　バブルがはじけて最も痛手を受けたのが観光産業。その中でシーガイアは従業員の賃金を二割カットするなど単年度黒字に向け努力している。来年はサミット外相会合を契機として宮崎が国際会議都市としてスタートする大切な年。当面のテコ入れでぜひ元気を出してほしい。

―知事は議会などで常々県の責任は出資額の七千五百万円分と説明してきたが…。

知事　基金は県の産業政策として出すもので、商法上の責任とはまったく別物。県は年間三千億円の補助金を産業振興のために拠出しているが、（公的資金投入も）その一部だと思っている。財源も借金するわけではない。行政責任としてやるべき責任がある。私の考えは一貫している。

―（公的資金投入を）決断した時期はいつか。

知事　今年九月に第一勧銀からの融資がストップになり、経営不安が明確になったことが大きい。県内の商工、観光業者からも要請を受けた。

―この基金は一回限りなのか。また周辺市町村の協力は得られるのか。

知事　（六十億円は）県が考えられる限界の額。一回限りだと思っている。周辺自治体、中でも宮崎市は当然、協力してくれるものと考えている。

新規融資打ち切り 第一勧銀

巨額の累積赤字を抱える第三セクターの大型リゾート施設「シーガイア」を運営する宮崎市のフェニックスリゾートに対し、融資団の幹事行を務める第一勧業銀行がことし九月に新規融資の事実上の打ち切りを正式に伝えていたことが十七日、分かった。

県はこの日、同市や地元企業などとともに総額百億円規模の基金を設立し、同社を財政的に支援する方針を決めたばかり。新規融資の打ち切り通告を受けて、フェニックス社の幹部が県などに支援を要請していたという。民間信用調査会社の帝国データバンクによると、フェニックス社に対する融資残高は昨年九月末の時点で約千四百億円に上り、うち約半分を第一勧銀が出している。

宮日 991121

シーガイア 公的支援 〈下〉

「税金投入続くのでは」

松形知事が「二度だけ」と明言するシーガイアへの公的支援。県は基金の六十億円を本年度、国から交付された地方交付税で賄う予定だ。地方交付税はその使途になんら制限を受けないため、地方自治体の裁量に任されている。しかし、その性格ゆえに県民から「百億円規模なら、県民一人当たり一万円をシーガイアのために負担することになる」「景気浮揚ならほかに使い道がある」「税金が投入され続けることはないのか」と不安や賛否が渦巻く。

■

不安

「県外客を相手にした高級リゾートでスタートしながら、景気が低迷すると『県民に愛される施設』に方針転換する。懐具合を見すかしたような社の経営方針と、税金を投入しないとしてきた知事は信用できない。リストラにあえぐ従業員には悪いが、県民一人一万円の負担に納得できない」。宮崎市の主婦([illegible])は怒りをあらわにした。

一方、延岡市の男性会社員([illegible])は「一企業にだけ公的資金を投入することとは問題がある。ただ、佐藤棟良社長のシーガイア開設時の『県外資本に宮崎の観光を任せられない』とした理念は評価してもいい。三百社以上の取引企業のことを考えれば、今回の支援は公共事業と同じ意味を持つのでは」と理解を示す。

元従業員の女性([illegible])は「給与カットされても、この不景気で転職できない人が多い。公的資金導入で対外的な信用や社員の士気が、どうなるか不安」と現在の職員の胸中を推し量った。

■

宮崎交通の幹部は「観光の核はシーガイアに間違いないが、日南海岸、都井岬、高千穂峡、えびの高原など県全体に客が来て初めて観光として成り立つ。血の出るようなリストラをしているのは私たちも同じで、基金は全体の調和を考えて運用してほしい」。祈りにも近い声で訴える。

県民感謝デーでにぎわったオーシャンドーム(13日)。県民には不安、不信、期待が複雑に交錯する

シーガイアの経営不安を以前から指摘していた足立房雄・京都短大教授(前・宮崎産経大助教授=経営学)は「累積赤字が一千億を超える会社に(県の)六十億すべてを投入しても焼け石に水だ。そもそもその数字の根拠がない」と効果に疑問を投げ掛ける。

■

自治省は今年五月、第三セクターに関する指針を示した。この中には県やシーガイアにとって耳の痛い文言が並ぶ。「経営状況について地域住民に分かりやすい形で開示を行うよう第三セクターを指導」「地方公共団体の支援のあり方の見直しが必要」「経営悪化時には問題を先送りすることなく、事業の存廃そのものを判断すべき」

県が基金拠出の議案を提案することで、県内にも県民の情報開示と行政の説明責任(アカウンタビリティー)を求める機運が高まることは間違いない。

県民の耳目は二十四日開会する県議会に集まっている。

宮日 991119

シーガイア 公的支援 〈中〉

決断迫られ自治体苦悩

「十月末から県の要請を受けていた。シーガイア支援にはさまざまな選択肢がある」。宮崎市の津村重光市長は十八日の記者会見で、県が拠出を呼び掛けた基金について、参加の是非を明言しなかった。総額百億円のうち、県は四十億円を宮崎市、宮崎郡と東諸県郡の六町、民間企業や団体に協力を要請する方針を示している。首長や経済界の心中は揺れ動いた。

■

波紋

津村市長は公的支援に向けて大きく踏み出した県の政策を「ユニークで思い切った決断」と評価しながらも、「多額の税金を使うことになるので、市議会や市民の皆さんに明確に説明する必要がある」。決断を迫られた首長としての苦悩をにじませた。

ある宮崎市議会議員は「県が市に求めたのは二十一三十億円と説明を受けた。県は、市が何でも言いなりになるとでも思っているのではないか」。県都として中核都市としての自負心。だが、シーガイアに頼らざるを得ない観光産業―。市議は複雑な心境を吐露しながら、津村市長の背後に見える県執行部に対して怒りを募らせる。

周辺自治体も反応はさまざま。前田穰綾町長は「シーガイアは観光浮揚にインパクトを与えてくれた。支援できる範囲は努力すべきだ」と協力に肯定的。一方で戸敷正佐土原町長は「支援したいが、町の財政は苦しい。周辺だけでなく県全体の問題でとらえてほしい」との見方をした。

■

第三セクター・フェニックスリゾートは融資がストップし、ひん死の状態にある。このため、取り崩し型の「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」は、そっくり第三セクター・フェニックスリゾートに助成金として提供される公算が大きい。

基金を運営する財団法人宮崎コンベンション・ビューローの関係者は「常勤職員が十人だけで、会議や大会の誘致、宣伝活動で手いっぱい。六十億円以上のカネの審査できるわけがない」と言い切る。不安要素を抱えながら、運用を開始させることになりそうだ。

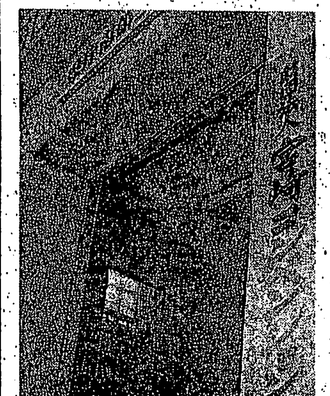

審査体制の不備が指摘されている宮崎コンベンション・ビューロー

■

シーガイア広報宣伝部は十八日、中村浩副社長の「こういう形の支援は大変ありがたい。(県民には)決定したわけではないのでコメントできない」とする談話を発表した。

県や市の幹部、県議会議員の中には「カネがなくなると行政のトップ頼み」と同社の経営姿勢を批判する声も強い。融資行の幹部も「全社員の給与カットを余儀なくされ、公的資金が投入される企業経営者は、何らかの責任をとるべきだ。不良債権とならないために、うちは基金参加せざるを得ないだろう」と声を荒らげ、そして肩を落とした。

シーガイア支援という点では一枚岩だった県内政財界に、大きなひずみが生じようとしている。

（第3種郵便物認可）　『西日本新聞』1999.11.19

県のシーガイア支援基金構想

宮崎市長は慎重姿勢

「最善の方策探る」

県の観光振興基金への出資について会見する宮崎市の津村重光市長（左から2人目）

シーガイアを中心とした観光リゾート産業振興のため、県が六十億円の基金を設ける方針を打ち出した問題で、県から基金への出資を要請されている宮崎市の津村重光市長は十八日、記者会見し「観光振興はいろんなやり方がある。最も有効な方策を考え、基金より適切なものがあれば出資しない」と、基金構想に慎重な姿勢を示した。

同市は今後、シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」社の経営環境や、金融機関の支援状況を独自に確認したうえで態度を決定する、としており、今月末開会の十二月議会での審議を見送る考え。県が出資を要請する同市以外の周辺自治体などにも影響を与えそうだ。

津村市長は、財団法人を通して間接的に財政援助する基金構想について「第三セクターの支援策としてみれば、あまり例がない手法。金額も大きく、思い切った決断だ」とする一方で、財政支援の是非をめぐる住民訴訟の動きが予想されることなどを踏まえ、「基金の使い道や効果が明確でなければいけない。税金の運用は県民の支持がないとできない」との見解を示した。

出資額については「県から具体的な要請はなかった。一般的な観光事業を県と市が一対一の割合で負担することは多いが、基金への出資要請が（県の半分の）三十億円とは考えてない」と強調した。

一方、宮崎市議会は同日、臨時代表者会議を開催。津村市長から経過説明を受けた。金丸万寿雄副議長は「市もこれから検討する段階だと確認した。今後の議会で、市の方針などをただすことになろう」と話した。

宮崎日日新聞 99年11月28日

シーガイア支援どう思う

宮崎市周辺6町長に聞く

シーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート（佐藤棟良社長）支援を主な目的に、県が二十四日、県議会に提案した百億円規模の基金創設案。県は六十億円を拠出、残り四十億円を宮崎市をはじめ周辺市町村、民間に協力を求める方針を示しており、同市にはすでに要請が届いている。同市に隣接する宮崎郡、東諸県郡の各町長に、県の打ち出した支援構想をどう受け止めたか聞いた。

財政に余裕ない

町民が納得できる説明を

【戸敷正佐土原町長】県全体の問題なので支援はしたいが、今必死で経費削減に取り組んでいる状態で、町の財政に余裕はない。もし周辺六町だけが支援するとなると、抵抗を感じる。

【落合兼俊清武町長】シーガイアは観光客に好評だが、基金参加で町にメリットがあるかは疑問。財政的な余裕はなく、町民の理解が得られるような説明ができない資金投入は難しい。

【丸目賢一田野町長】要請があれば議会と相談するが、田野への波及効果を総合的に検討する必要がありすぐに返事はできない。額にもよるし、何より町民を納得させる理由がいる。

【上杉哲夫国富町長】シーガイアが町に与える効果は分からない。公式な打診がない現時点で賛否は論じられず、正式な話があってから対応について話し合うことになる。

【田原喜久雄高岡町長】町の財政も厳しいが、県民や町民の理解を得た上で、議会と支援策を相談しなければならないだろう。県民の財産であり、立ち直ってほしい。

【前田穆緩町長】県民の財産という位置付けで支援するのは大事。景気的に厳しい中、シーガイアは観光浮揚にインパクトを与えた。利用客が町まで足を伸ばすなどの効果もある。

シーガイア支援の振興基金案

県議会で審議へ

千百十五億円の累積赤字を抱えるシーガイア支援を中心とした「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」（仮称）が県議会に提案された。県が六十億円を拠出し、宮崎市や周辺自治体、民間にも支援を要請して総額百億円を目標とする構想だ。十二月七日の一般質問を皮切りに、県議会と執行部の間で本格的な論戦がいよいよスタートする。県議会各会派の対応を探った。

シーガイア（写真上）への巨額の公的資金投入の是非はいかに。「振興基金」構想がいよいよ県議会で審議される

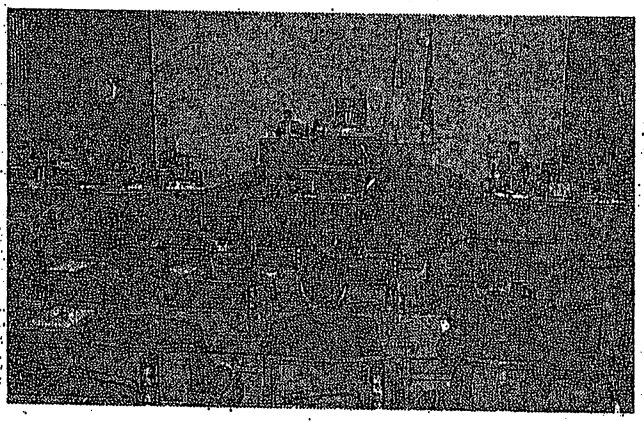

「県民、議員が納得できるものでなければならない。十分審議をした上で慎重に対応したい」。県議会最大会派、自民党県議団の緒眞雅晃会長は神妙な面もちで語る。社民党県議団の甲斐重信団長も「簡単な問題ではない。宮崎の経済のことであり、あらゆる角度から議論をした後に決断したい」と話す。

「（基金創設は）大きな問題。基金の効果や使われ方など内容をしっかりと審議していかねばならない」というのは公明党県議団の池田健二会長。民主党県議団の権藤梅義会長は「基金の運用や審査方法が分からない。一般質問や常任委員会などで議論をした上で見極めたい」。無所属の黒木實市議も「県民の一番の関心事だろう。来年は外相会合が開催されるので頭が痛い問題だが、十分に議論をした後に判断したい」と述べるなど、各会派の慎重な姿勢がうかがえる。

各会派 公的資金投入に慎重姿勢

一方、基金創設に反対している共産党県議団の前屋敷恵美団長は「知事が『責任は出資の七千五百万円の範囲内』としてきた答弁に明らかに反している。繰り返しシーガイアへ税金投入が行われかねず、県民の批判の声は強い」と強調、執行部の姿勢や基金の具体的な内容を追及する構えだ。

また、自民県議の間にも「基金創設に賛成する支持者は全くいない。県民世論に耐えられるか疑問」「これまでの県議生活で最大の決断を迫られることになるだろう」との声があり、シーガイアへの公的資金投入問題は、県議会に大きな波紋を巻き起こしている。

シーガイア支援100億円基金

運用の財団ノウハウなし

宮崎県方針 活動規定の項目外

宮崎県は巨額の累積赤字を抱える宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」支援を軸に、約百億円の基金創設を目指しているが、基金の額の根拠や使途も明らかにしないうえ、基金の取り扱いを本来の事業としていない財団法人に、基金の管理・運用を任せようとしていることが一日、分かった。

同県などが出資する第三セクターで運営するシーガイアは既に経営状態が問題視されており、今回の基金にも県が六十億円を出資する。不透明で不安定ともいえる公金の運用方法に、専門家の間でも疑問の声が上がっている。

この基金は「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」(仮称)。総額百億円を目指し、観光施設への助成や融資などを目的にしている。県は、大半をシーガイアを運営するフェニックスリゾート(宮崎市)に向ける方針だが、具体的な使途などは一切明らかにしていない。

県が基金の管理運用の受け皿に予定しているのは、財団法人の宮崎コンベンション・ビューロー(塩見一郎理事長)。活動規定によると、目的を「誘致や主催者に対する支援等で、コンベンションの振興を図る」と定義。事業として、会議の誘致などのほか広報、調査、企画・開発などをあげているが、基金を管理・運用する項目はない。

規定の変更には、理事会などで議決した後、九州運輸局長の許可が必要で、斎藤文男九州大名誉教授(行政法)は「明文化した規定がなく、(基金運用は)趣旨から逸脱している」と指摘。河内宏九州大教授(民法)も「『コンベンションの振興』を拡大解釈すれば、基金の運営は不可能でないかもしれないが、いずれにしても使途や目的を明確にしないと、(県民は)法人に任せられない」と話している。

朝日 991126

宮崎銀に返済猶予要請

シーガイア三セク

一勧、融資の一部止める

一千億円を超す累積赤字にあえぐ宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を運営する第三セクター、フェニックスリゾート社は二十五日、融資を受けた宮崎銀行への返済を九月末に中断し、当面の返済猶予を求めていることを明らかにした。メーンバンクの第一勧業銀行が、同社に対する融資を一部止めたため、と説明している。

同社によると、第一勧銀は運転資金に加えて、他の金融機関への返済に充てる資金も同社に貸し付けていたが、九月下旬に「返済のための融資はできない」と伝えてきたという。このため、協調融資団の一つ、宮崎銀行への返済が難しくなった。同行は返済を猶予する方針だ。

リゾート社には、協調融資団が約二千六百億円を融資し、うち第一勧銀が約半分を占めるといわれる。民間信用調査機関によると、宮崎銀行は約百億円を融資し、現在は約八十億円の残高があるという。

対して運営順調なプロジェクトは、すべて当初計画通りに完結しており、派手さはないが、万人が楽しめるような施設構成がなされている。これら順調なプロジェクトの特徴としては、以下の４点が挙げられる。

①都市近接、または大都市圏立地⇒集客しやすい
②プロジェクトの規模が適正
③地域の活性化（産業振興）、地域資源を生かした（採り入れた）開発
④値頃な料金設定

また運営面の特徴としては以下の２点が挙げられ、明快なコンセプト、一貫性のあるテーマが見られる。

①日常と非日常を同時体験できる運営であり、「健康」「学習」「趣味」「買い物」等の要素が付加されている。例：農業体験と農作物の購入
②地元の一般需要を取込んだ運営である
例：結婚式・宴会・研修、趣味・サークルの各種教室の開催など。

図表
全国複合リゾート開発事業の実態調査　調査フロー

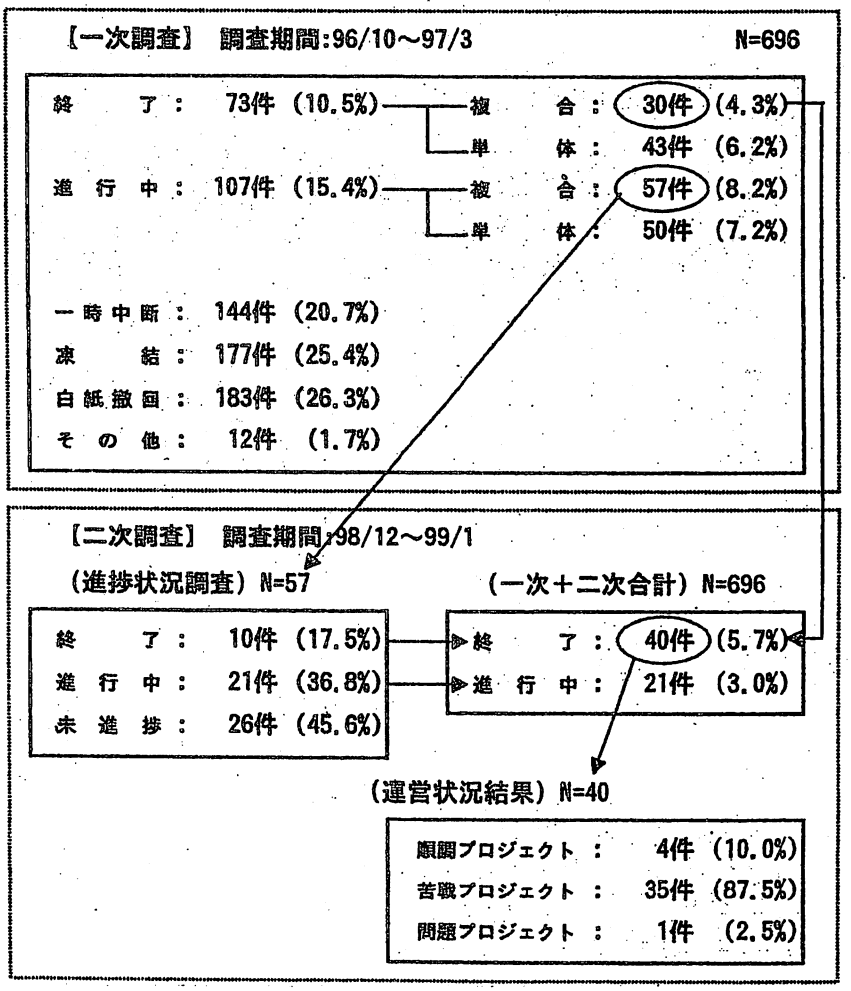

リゾート事業協会『リゾート白書1999』

破綻地方公社一覧表つき

市町村の息の根を止めかねない 三セク大倒産時代

荒谷 紘毅

日本全国の自治体に、巨額の不良債権を抱えたまま生きながらえている第三セクターは、税金投入の違法性を司法に下され、地元金融機関からの資金を断たれ、兵糧攻めにあっている。「倒産」する三セクも急増。もはや官の「不倒神話」も崩れた。このツケは、納税者以外の誰が払うのだろうか。

記者会見で財政の窮状を訴える岡崎洋・神奈川県知事

九八年、日本の南北で地方公社にかかわる注目すべき訴訟と判決があった。

八月七日、千葉県山武町の住民二四人が、二月二六日に破産宣告を受けた秋田県が出資する第三セクター、秋田県木造住宅の元職を含む経営陣一五人と秋田県及び地銀二行に対し、欠陥住宅の被害七億円の損害賠償を求める訴訟を起こした。経営者のみならず、非常勤役員や株主、取引銀行までが提訴の対象になったのは極めて異例のことである。

その二ヵ月後の一〇月九日、山口地裁は九六年に破産宣告を受けていた下関市の第三セクター「日韓高速船」の債務処理で、同市が支出した八億四五〇〇万円の補助金に対し違法判決を下し、当時の市長に対し同額を市に返還するよう命じた。

被告側は控訴しており、司法の最終判断は持ち越されているが、地方公社と行政のかかわりを、「公益性」という観点から厳しく断じたこの判決は、全国三千二百余の地方自治体と、九千三百余の地方公社のトップに冷水を浴びせた。「公益性」の名の下に官民がもたれあい、無能と無責任、官の既得権維持がはびこる多くの地方公社の終わりが始まったことを、誰よりも強く感じたのがほかならぬ彼らだったからである。

九八年は過去八年分が破綻

地方公社の「終わりの始まり」は、金融ビッグバンとともに急に訪れた。九六年一月一日現在、九千三百余を数える地方公社は、歴代内閣の行政改革の目玉とされながらその数を減らすことなく、この三〇年間で実に一七七九%という増殖を続けてきた（図）。

バブルが崩壊し、八六年以降乱立した、いわゆる「開発型三セク」（ほとんどが商法法人）が次々と経営不振に陥ったが、行政得意の「先送りの術」で、既に死に体となっている多くの三セクの延命を図ってきた。九〇～九七年までの八年間で清算された地方公社は、わずか二五社で、年に換算すると地方公社全体の〇・〇三%にすぎなかった。その間の民間企業の倒産率〇・五～一%に比べ、驚くべき低率である。これが地方公社、第三セクターの不倒神話のもとでもあったのだが、九八年に入り、アッと言う間に神話は崩壊した。一二月までに過去八年分に匹敵する二四社が破綻したのだ。

「秋田県木造住宅」は三度破綻した

秋田県が出資する第三セクター「秋田県木造住宅」が、放漫経営の果てに子会社合わせ年商の五倍に相当する一八二億円の負債を抱えて、筆頭株主の秋田県及び取引銀行二行から破産を申し立てられたのが九七年一二月二四日。しかし同社は既に三回死んでいる企業だった。

八二年一〇月県産材の販路拡大を目指して県と製材業界が中心となって設立されたこの三セク企業は、わずか二年後、年商一〇億円に対し六億円の累損を抱え、経営陣が交代、事業内容も建て売り分譲に転換した。普通の民間企業であれば財務内容から言って、この時点で倒産しているし、県産材の拡販という「公益性」は失われ、単なる住宅産業に変じてしまったのだが、この時、事業の継続に異議を唱える者はチェック役の県議を含め、一人としていなかった。

以後も赤字は増え続け、八六年三月決算で累損は七億一〇〇〇万円に達したが、県当局の強い意向を受けた地元金融機関三行は協調融資を続けた。八七年に入ってこの死に体企業にバブルの神風が吹き、九〇年までに累損は「解消」したが、九一年、バブルの崩壊とずさんな経営から一挙に資金ショートを来した。

しかし、この時も県の要請でそれまで融資がなかった農林系まで含めて、実に七五億円という資金が注ぎ込まれた。年商三六億円の企業が一七〇億円の借り入れを抱えたのである。倒産の二度目の先送りであった。

以後は数十億円と言われる不透明な出費をはじめ、ずさんな経営が明るみに出る中で、毎期一〇億円の赤字を続け、九七年一二月、破産の申し立てを受けた。しかし、驚くべきことに、九三年一月には子会社を設立し、三〇億円の借り入れを導入している。返済不能の親会社へ融資できないための分社である。この時県は金融機関に対し、担保のつもりなのか、一五億円を預託している。ここでも行政が三度目の倒産の先送りに大きな役割を果たした。

もちろん、県に言われるままに、ろくな担保もない企業にズルズルと節度なき融資を続けた金融機関の甘さはあるものの、地方という狭い社会での長い間の「腐れ縁」と、「官」の権力を考えると、創設以来の不良債権を出してしまった金融機関もまた、欠陥住宅を買わされた千葉の住民同様、「官」を過信した被害者だったかもしれない。

第三セクター不倒神話は「官」に対する過信から生まれる。しかし、秋田県木造住宅のケースでは、一八〇億円の借り入れに対し、筆頭株主であり、再三にわたって死に体企業の延命をリードしてきた県当局は、一円の保証もしていなかった。また、欠陥住宅の購入者に対しても、訴訟を起こされるまではまったく動こうとはしなかった。

秋田県木造住宅の破産を申し立てたのは、秋田県初の民間出身知事であった。この知事は、破産の先送りを続けてきた中央官庁出身の知事が、県庁のでたらめな官官接待で退任した後、その後継者を九六年四月の選挙で破って当選した。権力の交代がなければ懸案はさらに先送りされていただろう。

変化のきっかけは「外圧」

日本には長くなじんだシステムを、自らが変更した歴史は少ない。資本主義自由経済を標榜しながら市場原理の全く通用しない奇妙な商法法人が存在する日本を変えたのは、金融ビッグバンという「外圧」であった。

図 地方公社設立数と総数の年次別推移

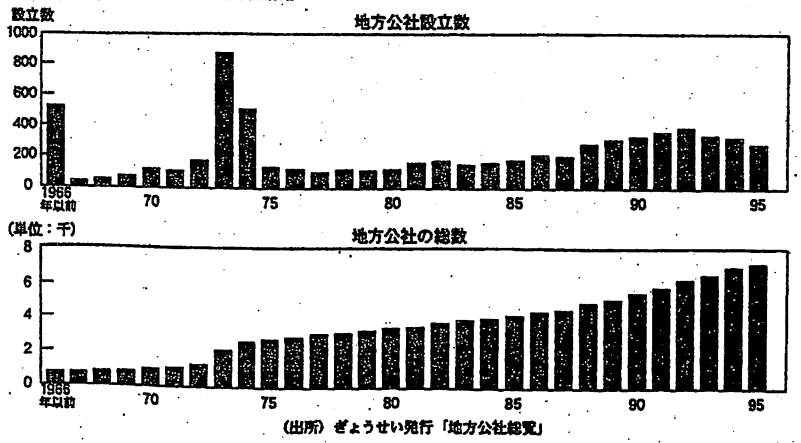

(出所) ぎょうせい発行「地方公社総覧」

融資を行っていた地元銀行の一〇〇億円に及ぶ不良債権償却であった。元利金ともに返済が滞って久しい同社の不良債権が、果たして何分類に入っていたか明らかでない。ある幹部は「第三セクターについては、不良債権扱いしなくてよいというのがこれまでの慣習」と語っていた。

それが一転、償却に踏み切ったのは明らかに金融ビッグバンへの対応をにらんでの行動と、県行政のトップの交代で縛りが解けたからであろう。国際金融戦争に突入する銀行にとって、第三セクターは、ただの不良融資先でしかなくなった。

何百という赤字三セクが窮地に陥ったもう一つの理由は、市民オンブズマンの行政監視である。地方公社、とりわけ商法法人に対する住民訴訟や監査請求は、情報公開の流れに沿って九〇年以降旭川市、芦別市、新得町、秋田市、金ケ崎町、南陽市、相生市、槍川村、鯨岡市、勝山市、川崎市、浜北市、泉佐野市、御浜町、新見市、東野町、下関市、宮崎市など全国で頻発。自治体職員の派遣などに歯止めがかけられたが、衝撃的だったのが冒頭の「日韓高速船」に対する判決であった。もう税金を使っての安易な敗戦処理はできなくなった。つまり、赤字三セクは前からも後ろからも資金調達口を閉じられたのだ。

表1　商法法人の年次別設立数

年　次	株式会社	有限会社	合　計
1985年まで	558	18	576
86年	56	5	61
87年	61	5	66
88年	101	3	104
89年	91	8	99
90年	102	10	112
91年	118	3	121
92年	116	14	130
93年	119	22	141
94年	112	18	130
95年	110	18	128
86～95年まで	988	106	1092

地方公社の現状

地方公社と呼ばれる自治体の外郭団体は、九六年一月一日現在で九三四四。内訳は環境保全、社会福祉、保険医療、国際交流、教育文化関係の非営利事業を行う民法法人と呼ばれるもの（社団法人、財団法人）が四七五九▽情報処理、運輸道路、観光レジャー関係の営利事業を営む商法法人（株式会社、有限会社）が二八九三▽「地方住宅供給公社法」（六五年施行）、「地方道路公社法」（七〇年施行）、「公有地の拡大の推進に関する法律」（七二年施行）に基づいて設立された地域、都市開発を行う特別法人と呼ばれるもの（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）が一六九二、となっている。

民法法人に対する民間の出資比率は低く、逆に商法法人で自治体出資のみというケースはまれである。特別法人は土地開発公社が一〇〇％自治体出資で、他の二法人もほとんど自治体の出資による。この三形態の地方公社を七六年からの一〇年間と、八六年からの一〇年間の設立数で比較すると、民法法人が一七〇％▽商法法人が二九三％▽特別法人が一八九％となっており、商法法人の伸びが突出している。これは八六年五月の民活法、八七年五月のリゾート法の施行が、三千二百余の自治体を三セクフィーバーに巻き込み、商法法人の設立が急増したことによる（表1）。

民活法は通産省が主導し、建設、運輸、郵政の各省が参画、当初は研究開発、企業化基盤整備、電気通信基盤整備、国際見本市場施設などの六種類の事業が対象だったが、その後大型レクリエーション施設などを加えた八種類の事業を行う第三セクター方式の企業に対し、建設費の五％補助、固定資産税の減免、開発銀行からの融資などの優遇措置を設けたものである。

また、リゾート法は民活法と同様、金融、税務、許認可事務などの様々な優遇措置を設けた。全国四六道府県、七四ヵ所が名乗りをあげ、四一道府県四二地域が承認を受け、リゾートフィーバーを巻き起こした。

この三形態の地方公社の常勤役員は一万一四一八人（自治体出身五四二五人、職員は一九万二〇〇人（自治体出身三万六六四三人＝表2）。自治体の出資比率の高い民法法人や、特別法人への公務員の天下りが目立つ。このあたりが自治体が外郭団体設立に積極的な理由の一つでもあろう。

公社の多い自治体は、北海道六七

表2　地方公社の形態別役員・職員数（地公体出身もしくは出向者の他に対する比率）

（都道府県）

民法法人	商法法人	特別法人
役員（276.0%）	役員（31.3%）	役員（838.5%）
職員（ 48.9%）	職員（ 3.7%）	職員（ 43.6%）

（市町村）

民法法人	商法法人	特別法人
役員（210.4%）	役員（22.8%）	役員（260.0%）
職員（ 35.1%）	職員（ 2.1%）	職員（211.1%）

（指定都市）

民法法人	商法法人	特別法人
役員（744.6%）	役員（50.8%）	役員（3200.0%）
職員（ 94.3%）	職員（13.7%）	職員（ 130.4%）

※特別法人は住宅供給公社、土地開発公社、道路公社の合計

表3－①　地方公社の解散・破産・特別清算・銀行取引停止（90年以降）

91年	上士幌サンウイング（北海道上士幌町・負債2億3000万円・解散） 釧路複合産業開発公社（北海道釧路市・負債5億2320万円・解散） 北海道ダンディリヨン産業（北海道本別町・負債不明・解散）
92年	宮之城竹材加工センター（鹿児島県宮之城町・累損2000万円・解散）
93年	河津リゾート（静岡県河津町・負債17億5000万円・解散） 田辺リゾート都市開発（和歌山県田辺市・計画断念により解散） 飯山リゾート（長野県飯山市・計画断念により解散）
94年	日南フーズ（鳥取県日南町・負債11億5000万円・銀行取引停止） 白山ミロク銀作所（石川県鳳口村・負債不明・円高による不振・解散）
95年	飛騨国府リゾート（岐阜県国府町・負債不明・解散） 札幌市場冷蔵（札幌市・負債不明・解散） 夕張水併設園（北海道夕張市・負債6億6000万円・自己破産） 瀬戸内マリネット（広島県・負債不明・累損8億7700万円・吸収合併）
96年	日韓高速船（山口県下関市・負債17億3000万円・第三者破産） 戸屋タウンリゾート開発（福岡県戸屋町・計画断念により解散） 歌志内特用林産物センター（北海道歌志内市・負債6300万円・解散） 北海道生協公社（北海道名寄市・負債不明・累損1億2700万円・解散） 早石国見開発（岩手県早石町・負債4億2000万円・解散） 神戸都市振興（神戸市・負債不明・風炎被害・解散）
97年	新得振興公社（北海道新得町・負債不明・累損6億円・経海運道に吸収合併） 砂川オアシスパーク（北海道砂川市・負債2億7300万円・解散） 福田川リゾート（滋賀県大津市・計画断念により解散） 秋田県湯沢地熱開発（秋田県湯沢市・負債不明・解散） 南越後リゾート開発（新潟県塩沢町・負債不明・累損14億3000万円・解散） テレネット遠州（静岡県浜松市・負債不明・累損5億5000万円・解散）
98年	秋田県木造住宅（東京都・負債135億円・第三者破産） 北勢インフォメーションサービス（三重県四日市市・累損不明・合併解散） 小国地域振興公社（新潟県小国町・負債3億4000万円・特別清算） 多良海観光（岡山県笠岡市・負債不明・解散） 長崎観光開発（長崎県・負債14億円・解散） 別府商業観光開発公社（大分県別府市・負債67億800万円・解散決定） 姫路メディアネットワーク（兵庫県姫路市・負債不明・解散） ニューメディアネット庄内（山形県酒田市・負債不明・解散） 北上南部開発（岩手県北上市・負債13億円・解散） ウラウス・リゾート（北海道浦臼町・負債135億円・特別清算） 泉佐野コスモポリス（大阪府泉佐野市・負債607億円・特別清算） 札幌臨港鉄道（札幌市・負債不明・解散） 日光リゾート開発（栃木県日光市・負債56億円・解散） 千葉急行鉄道（千葉県・負債320億円・解散） 南知多リゾート開発（愛知県南知多町・負債5億5000万円・解散） 美濃加茂都市開発（岐阜県美濃加茂市・負債不明・累損21億円・解散決定） 厚木市総合情報センター（神奈川県厚木市・累損4000万円・解散決定） 呉ポートピアランド（広島県呉市・負債114億円・特別清算） 川崎新都心情報センター（神奈川県川崎市・負債不明・解散） 神戸ポートキャプテン（神戸市・債務超過なし・解散） 滝川リゾート開発（北海道滝川市・累損3900万円・99年3月解散） 帯広ステーションビル（北海道帯広市・負債5億7000万円・自己破産） ネイブルランド（福岡県大牟田市・負債60億7000万円・解散決定） 鳥羽小浜開発（三重県鳥羽市・累損6億円・解散決定）

三、大阪三五九、兵庫三二一、福岡三〇九、東京三〇六（商法法人は多い順に北海道三四九、兵庫一一四、岩手一一二、新潟一〇九、東京九二、大阪九一、長野九〇など）。反対に少ない自治体は山梨八五、佐賀九三、沖縄一〇一、福井一二〇、栃木、滋賀が一二一（商法法人は少ない順に山梨一三、奈良一三、佐賀一五、滋賀二一、香川二四など）。地方公社の多寡は自治体の規模にもよるが、行政トップの社会政策に対する考えの違いや、地域産業の衰退度合いともかかわってくる。北海道が突出しているのは、民間産業基盤の脆弱さと、エネルギー革命の波間に沈んだ産炭地の窮状を反映したものと言えよう。

地方公社はこれまでも年間五〇社前後が解散整理、あるいは合併の対象とされてきたが、そのほとんどが歴史的な役割を終えて有名無実の存在となっていたものであり、経営難による破綻は年間三～四社にすぎなかった（表3）。それが九八年に入り、二四社が赤字を続けての破綻、清算となり、まさに「三セク清算元年」の様相を呈している。そのうち二三社が商法法人、株式会社である。民活法とリゾート法の追い風を受けて、八六年以降全国に林立した商法法人である。

九〇年以降の破綻三セク四九社を地域別に見ると、北海道が一三社で突出。兵庫三、岩手、新潟、神奈川、福岡などが二と、多産多死の状況である。業種別にはレジャー・リゾート開発が一七社と圧倒的に多く、リゾートフィーバーから一〇年を経て、計画進捗が予定の二三%にとどまっている現実をうかがわせている。

次いで地域の農林水産物加工、販売が一一社となっており、七七年からの「一村一品運動」が地域活性化の手法としてはなかなか難しいことを示している。激しい技術革新の中で陳腐化してしまってメディアシステムも七社が破綻している。地域、都市開発プロジェクトもバブルの崩壊をまともに受け、七社が行き詰まった。破綻の形態別に見ると、解散が四〇社と過半を占めているが、これは主な債権者が銀行と自治体などの出資者という三セクの構造から、清算の話し合いがスムーズに運びやすいという理由による。

しかし、九八年に入って特別清算が四社、破産が二社発生しており、自治体の損失保証がない場合、銀行が簡単には債権放棄に応じなくなっている。事実上破綻している国家プロジェクト「苫小牧東部開発」と「むつ小川原開発」の政府が提案した再建スキームに対し、民間金融機関が債権放棄に強く反発していることや、一一月に任意の清算（解散）を表明した大牟田市の「ネイブルランド」も、市の債権放棄の要請に対し、金融機関は反発、法的整理へ向かう可能性も出てきた。

一〇月九日、破綻三セク最大の負債六〇七億円を抱え特別清算した大阪府泉佐野市の泉佐野コスモポリスも、債権放棄に対する金融団の反発から調停にもつれ込み、議会の紛糾であわや破産という瀬戸際まで追い込まれた。ほかにも、四月に二〇億円以上の債務超過が判明し破綻状態に陥った秋田県の民法法人秋田県畜産開発公社の場合も金融機関との調停にもつれ込んでいる。金融ビッグバンは自治体と銀行の蜜月関係を許さないものとなった。

破綻の構造的原因

第三セクターとはいっても商法法人の場合、利益の確保が前提条件であるのは一般の企業と同じであるが、第三セクターは、株式会社形態とはいえ、設立動機は「地域の振興」という錦の御旗を掲げるきれいごとである。しかもリーダーは何の経験も、熱意も責任もない。

この欠陥を埋めるものが「自治体の信用」だが、自治体参加の具体的なメリットは、三セクを立ち上げる時と、銀行からの借入時の損失保証、そして赤字を出した時の税金での手当てくらいであり、実際の事業運営の局面では何のメリットもない。むしろトップの不在や「親方日の丸」的な緊張感の欠如は多くの三セクにおける職員のモラルと生産性の低下を招いている。

秋田県食肉流通公社の、一五〇〇万円を超す飼料代を半ならぬ職員が飲み食いしてしまっていたケースや、群馬県安中市土地開発公社の経理担当者が二三億八〇〇〇万円もの巨額詐欺事件を引き起こしたことは公社職員のモラルの低下を物語っている。

民間企業と異なる第二の欠点は、その先送り体質にある。首長も銀行員も自分の在任中に三セクを破綻させたくはないという気持ちが働き、過剰融資や税金の際限ない投入に走りがちである。その結果一般企業であればとうに潰れているはずが、いくら赤字を重ねてもゾンビのごとく生き続けてしまうことになる。

民活法、リゾート法の罪

九五年以降破綻した地方公社四一社中三二社が、八六年以降の設立でそのうち三一社が商法法人である。つまり、これまで破綻した地方公社はその七五%までが民活法、リゾート法の追い風に乗って設立された商法法人であり、これからもこのパターンが続くだろう。これに加え、従来は役割を終えて、自然消滅のような形で消えていくのが普通であった民法法人や、自治体全額出資の特別法人の危機が表面化し、地方公社の抱えている問題を更に深刻化させている。

先に挙げた秋田県畜産開発公社は、一〇年以上におよぶずさんな経営で二〇億円以上の債務超過に陥った。また、大阪府住宅供給公社は二〇〇〇億円を超す借入金の負担から全国三位の実績を持つ住宅・分譲業務からの撤退を決めた。青森県道路公社は四〇億円の累損を抱えている。

地方公社の破綻がもたらすものは何か。それは、金融機関の不良債権と、自治体の財政圧迫である。秋田県木造住宅の破綻で、自治体の損失保証を取り付けていなかった地元金融機関は、創業以来最大の貸し倒れ債却を余儀なくされ、大打撃を受けた。大きな融資条件のない地方では、三セクへの融資は巨額であるが、そのほとんどが自治体と密接に結びついている地方銀行によるものである。

損失保証をしていた自治体、例えば「星の降る里芦別」の三五億円の借り入れを引き継いだ芦別市は、返済期間二〇年を三〇年に延長し、金利の減免などを要請せざるを得なくなり、青森県大鰐町は三セクスキー場の失敗で町の年間予算を上回る一〇〇億円以上の債務を六〇年かけて支払い続ける羽目になった。一一月に解散した大牟田市の「ネイブルランド」に対し二八億円の損失保証をしていた大牟田市は、九七年度の一般会計決算で一年ぶりに赤字に転落した。先の安中市の土地開発公社事件で安中市と公社は二三億五〇〇〇万円を最長一〇〇年をかけて支払う。秋田県畜産公社の延命に県は四〇億円の県費投入を、秋田市は過去五年で三五億円を注ぎ込んできた赤字三セク「太平山観光開発」の破綻を避けるために借入金四五億円の肩代わりを、それぞれ議会に提示している。

小さな地方自治体でこの金額である。大赤字の三セクを数多く抱えこんでいる東京都、大阪府などの損失保証額は天文学的数字になろう。数においてはるかに上回る民法法人と、借入額がケタ違いに大きい特別法人の破綻はこれからである。

九七年六月の地方自治法改正で九九年四月から外部監査制度が導入され、地方公社をも対象とする自治体も出てきた。おそらく「官の不良債権」は想像をはるかに超え、地方公社の破綻は新たな金融危機と、地方自治体破産の引き金になるだろう。

市場原理の働かない「商法法人」という奇妙な生き物、採算を考えず、運営のチェックもずさんで、行政が形を変えただけの「民法法人」「特別法人」という地方公社が日本の金融、財政のガンとなりつつある。結局、最後の頼みの綱は「公的資金」。ツケが国民に回ってくることだけは間違いない。

（あらや　ひろたけ　東京商工リサーチ情報事業統括本部長補佐）

表3―②　実質破綻（頓挫）状態の第三セクター

星の降る里芦別（北海道芦別市・負債62億円・累損42億円）
苫小牧東部開発（北海道・負債1800億円・累損39億円）
むつ小川原開発（青森県・負債2300億円・累損30億円）
大鰐地域総合開発（青森県大鰐町・負債105億円）
スペースネオトピア（新潟県長岡市・負債170億円）
やまびこスケートの森（長野県岡谷市・累損8億8700万円・施設売却）
王子リゾート（岡山県玉野市・負債40億円）
佐伯マリン開発（大分県佐伯市・負債2億3000万円・休眠中）
陸中山田マリンパーク（岩手県山田町・累損2億1335万円）
秋田県畜産開発公社（秋田県・負債50億円）

【5】磐梯リゾート:
住友信託銀が撤退　770億が不良債権化

1999.05.28

総合保養地整備法(リゾート法)の適用第1号に指定された福島県磐梯町の「磐梯リゾート開発」(社長＝鈴木政英・磐梯町長)に対し、メーンバンクの住友信託銀行(本社・大阪市、高橋温社長)が出向中の副社長ら役員を引き上げ、融資を打ち切る方針を27日までに固めた。事実上の撤退で、これに伴い鈴木社長が辞任する。28日開かれる磐梯リゾート開発の株主総会で了承される見通し。同行は融資した770億円が焦げ付いている。

磐梯リゾート開発は、徳田博美・元大蔵省銀行局長が設立代表発起人に、吉瀬維哉・元大蔵省事務次官が初代会長に就き、1987年に設立された。徳田氏の実弟が役員を務めるゴルフ場開発会社「テクノ・グリーン」(東京都中央区)や日本航空、JR東日本など約40社が出資した。

毎日新聞が入手した資料によると、磐梯リゾート開発の負債額は昨年3月期決算で905億円に上る。これまでにスキー場とゴルフ場、ホテルを開業したが、年間12億円の金利負担が経営を圧迫。加えて、販売したゴルフ会員権の預託金105億円が来年から償還期限を迎える。

住友信託は、筆頭株主のテクノ社と大手企業が92年までに相次いで撤退したため、副社長と取締役のポストに社員2人を派遣し、鈴木町長に社長就任を要請した。同行は磐梯リゾート開発を管理下に置き、毎年、施設の維持管理費などの運転資金を融資してきた。ところが、資金回収のメドは立たず、現在770億円が不良債権化している。

住友信託が撤退する背景について関係者は(1)同行に対して公的資金2000億円の投入が決定し、回収が見込めない融資先は債権を放棄する(2)磐梯リゾート開発をめぐる一連の疑惑では、同行役員らを相手取った株主代表訴訟が昨年末から2件相次いで起きた――などの点を指摘。6月の同行の株主総会で釈明を求められることは必至で、この時期に撤退を決めた、と見ている。

住友信託広報部は「この件に関するコメントは控える」と話している。

福島県は八八年に策定した「会津フレッシュ・リゾート構想」を総点検する。個別の事業計画の遅ちょく状況や整備状況を今年度中に点検し、破綻を洗い出す。発現見通しが立たない計画などは見直しも考える。

同構想は猪苗代湖周辺や南会津地域のリゾート開発計画で八八年に総合保養地域整備法(リゾート法)の第一号認定を受けた。九地区に十五の主要プロジェクトがあり、五地区でスキー場の新設や拡張、マリーナやホテルの整備などが進められている。

一方、民間事業者が見つからないなどの理由で、北塩原村の磐梯大府平地区など四地区では事業が手つかず。下郷町の大内・中山地区では事業がスキー場などの建設から撤退する方針を打ち出した。

こうした情勢変化を踏まえ、市町村や民間事業者の意見を聞き、整備状況や今後の見通しなども点検する。今月下旬に関係市町村の担当者会議を開き、具体的な検討に入る。

リゾート構想 福島県が総点検
整備状況や実現見通し探る

日本経済新聞99年4月16日

『日本経済新聞』1999.11.30 【第三種郵便物認可】

シーガイア

中型ホテル閉鎖検討

老人施設に業態変更

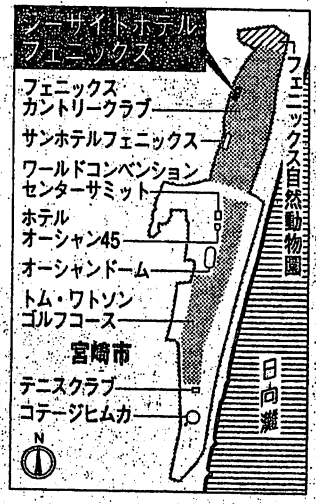

宮崎市の大型リゾート施設を運営するシーガイア。グループの中核企業、フェニックス国際観光（佐藤棟良社長）は、シーガイア敷地内にあるホテル「シーサイドホテルフェニックス」を、老人養護施設に業態変更するため、具体的な検討に入った。専任スタッフを置き、老人施設の事業化調査を始めた。経営不振に陥っている同グループはこれまで、人件費カットを柱にしたコスト削減策を打ち出してきたが、初めてホテル閉鎖に動き出した。不採算部門のリストラでグループの再建を急ぐ。

業態変更を検討しているのは「シーサイドホテルフェニックス」。地上七階、地下一階で、百九十六室の中型リゾートホテル。シーガイア敷地内の北部に位置する。九三年度には年間約二十万人の利用客があったが、九八年度には十五万人にまで落ち込んでいる。

シーガイアにはこのほか、最高級クラスの「ホテルオーシャン45」（七百五十三室）、高級リゾートホテル「サンホテルフェニックス」（二百九十六室）がある。このため、「営業マンがどのホテルを勧めていいのか迷う」（中村浩副社長）など、シーガイア内のホテルで顧客獲得の競合状態が続いていた。

老人養護施設の開設は宮崎市の医師から提案があった。構想では、館内に車いす用のスロープを設置、エレベーターを増設するほか、リハビリのためのトレーニングセンターも設置する。客室内も老人が使いやすいように浴室をバリアフリーにするなど手直しも検討している。現在、他の老人施設の運営ノウハウも調べており、運営形態なども詰める。

シーガイアで他のホテルや屋内プールなどを運営する第三セクター、フェニックスリゾート（佐藤棟良社長）は九九年三月期末で、一千億円を超える巨額の累積赤字を抱えている。十月には全社員の給与二割カットを柱とする経営再建策を発表した。シーガイア・グループは九月末、関連事業である宮崎市のコーヒーショップの経営から撤退したが、〝本業〟であるホテル施設そのものに経営再建のメスを入れるのは初めてとなる。

宮日 991121

くろしお

いささか虚を突かれた。旅行業界では「観光宮崎」という言葉などとうに死語だそうだ。かろうじてシーガイアでツアーが組める程度。今も「観光立県」と思っているのは地元だけらしい▼もう一つ、国際コンベンション都市を標ぼうして実務的な会議を誘致したせいか、「宮崎はお堅いところ」というイメージが生まれたようだ。都会の女性たちにまるで人気がない。これも予想外だった。「良くも悪くもシーガイア」ということなのだろう▼観光宮崎の復権に頑張っているという評価と、基本構想からして誤りだという批判。開業以来、まさに「良くも悪くもシーガイア」である。そこへ百億円の公的資金投入案が浮上した。巨額の赤字で新規融資が止まったためだという▼①リストラなど自助努力を徹底②商工観光業界が支援を陳情③公的資金投入―とシナリオ通りの手順だろう。間の悪いことに、ほどなく日南信用金庫が破たんして取り付け騒ぎまで起きたから、「それに比べてシーガイアは…」と皮肉られることになった▼確かに鳴り物入りで誕生した施設である。仮に倒産したとしよう。「やっぱり宮崎のような田舎はだめだ」と、ばかにされるのは悔しい。かといって百億円つぎ込んでなお失敗したときは、悔しさより腹立たしさを覚えるに違いない▼ちょうどいい機会だ。将来にわたって本当に「県民の財産」と誇れる値打ちがあるのかないのか。情報公開も徹底して県議会で大いに議論してもらおう。そうでなければ負の財産になりかねず、「シーガイア頑張れ」と応援する一般県民の声も大きくなるまい。

宮崎発信して！みやざきキーパーソン

宮崎市ホテル旅館組合組合長

関屋　勝興さん(57)

官民あげ大型会議誘致を

■ホテル・旅館業界の現状を教えてください。

「非常に厳しい状況が続いています。原因は経済的な環境のほか、宮崎の観光に昔ほどお客さんを引き付けるインパクトがない。二、三年前まで予約が多かった台湾のお客さんも北海道あたりに移り、かつての勢いはなくなっています」

「加えてシーガイアの経営状況も厳しいので、減っているパイの食い合いをしているのが実態です。また、シーガイアの安い料金に対抗して、大淀川河畔や青島のホテル・旅館もかなり低料金の商品を売り出している。悪循環なんです」

■生き残るためにどんな方法を考えていますか。

「観光目的の県外客はかなり減っています。その落ち込みはコンベンション客で穴埋めすべきです。知事が提唱する国際会議都市構想は大正解で、宮崎の観光業界が生きていく道だと思います。コンベンション客は確実に読めるし、比較的連泊も多い。当面は官民挙げてこれを伸ばす努力をすべきです」

■組合は、コンベンション誘致にどんな取り組みをしていますか。

「スポーツを例にとると、いろんな競技団体の中央の方々を宮崎にお連れして、競技施設や観光施設を見てもらっています。年間に六競技くらいのトップを宮崎に招く。総合運動公園などを見られると『こんな立派な施設があるんだ』と、びっくりされます」

「大会誘致にはしょっちゅう行きます。『こういう大会があるよ』と、宮崎コンベンション・ビューローに情報を流しています」

■ほかにどんな取り組みをしていますか。

「高齢化社会に向けての対応が緊急の課題です。旅館内に段差をなくしたり、でアイスボックスを用意し、冷たいおしぼりや麦茶を入れて、各部隊に持っていってもらおうと思います」

■県がシーガイア支援のために総額六十億円の基金をつくりますが、どう評価しますか。

「シーガイアが観光資源の目玉であることは認めます。その経営が傾くと、観光業界の気持ちがなえるのは事実です。観光業者は『シーガイアを存続させないといけない』と等しく思っています」

「シーガイアへの支援はある程度やむを得ないのでしょうが、シーガイアだけに配慮がなされるのはどうかと思います。入り込み客のパイを増やすことにも使って欲しいんです。六十億円すべてをシーガイアに入れるのは、必ずしもパイを増やすことにはなりません。コンベンションが来やすい環境を整えるために、県は思い切った支援をして欲しい」

（聞き手・垣花　昌弘）

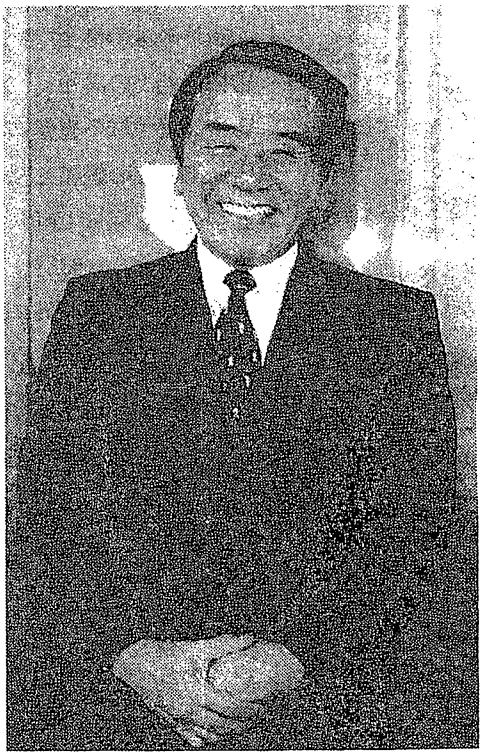

「宮崎市には最盛期で百八十軒以上のホテルや旅館があった。旅館の灯を消したくない」＝宮崎市橘通西1丁目の旅館「かすみ荘」で

〈せきや・かつおき〉一九四二年、父親の勤務地だった中国・青島生まれ。千葉工業大学を卒業後、愛知県豊田市のカーステレオ製造会社に勤めた。二十七年前、母親の後を継ぎ、宮崎市の旅館「かすみ荘」の経営者になった。九五年、同市ホテル旅館組合の組合長に就任。スポーツランドみやざき推進協議会の副会長も務める。

〔告　示〕

昭和六十二年国土庁，農林水産省，通商産業省，
運輸省，建設省，自治省告示第一号

総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針

→昭和六十二年
十月十五日公表

園等の優れた自然環境の保全に十分配慮して設定すること。

2　農林漁業の健全な発展との調和

農山漁村地域における総合保養地域の整備に当たっては，農林漁業の土地・水・水面利用との調整，優良農地の確保等に努めることにより，農林漁業の健全な発展との調和が図られるよう十分配慮すること。

3　居住機能との調和

総合保養地域の整備に当たっては，当該地域における既存の家屋等の居住施設との調和を図るとともに，別荘等の施設の設置が，特定施設と整合性を保って行われるよう十分配慮すること。

4　観光業の健全な発展

総合保養地域の整備に当たっては，当該地域及びその周辺の地域における既存の観光地，既存の観光事業者との調和やその積極的活用を通じて相互の発展を図ることにより地域全体の活性化に努めること。

この場合，重点整備地区の設定に当たっては，既存の観光地における集積の活用に十分配慮すること。

5　地価の安定

総合保養地域の整備に当たっては，土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないよう留意すること。

この場合，必要に応じ，国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に定める監視区域の指定を行う等現行法制の積極的活用を図ること。

6　その他配慮すべき重要事項

(1)　適正かつ合理的な土地利用の推進

調和のとれた総合保養地域にふさわしい空間形成を図り，乱開発を防止するため，国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令の適切な運用等を図ることにより適正かつ合理的な土地利用の推進に努めること。

(2)　地域の振興又は整備に関する計画との調和

基本構想は，国土総合開発計画，各地方の開発計画その他地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。

(3)　事業の円滑な実施のための推進連絡体制の確立

総合保養地域の円滑な整備を促進するため，都道府県内における調整・連絡体制の充実強化を図るとともに，関係地方公共団体，関

21世紀ユートピアみやざき

（仮称）

一ツ葉フェニックスリゾート開発計画1987

○ 設立会社　（仮称）（株）フェニックス　リゾート　グリーン
Phoenix Resort Green Ltd

○ 発起人　代表　佐藤棟良（フェニックス国際観光㈱　社長）

- 岩満栄策（宮崎市観光協会会長 宮崎交通㈱　社長）
- 井上幹雄（旭洋㈱　副社長）
- 尾沢勝（㈱宮崎放送　社長）
- 黒木重男（㈱テレビ宮崎　社長）
- 塩見一郎（宮崎商工会議所会頭 宮崎ガス㈱　社長）
- 島津久厚（宮崎県体育協会会長 丸十産業㈱　社長）
- 年産濟（宮崎銀行　監査役）
- 平山輝男（宮崎経済同友会代表幹事）
- 三重野良輔（三重野商事㈱　会長）
- 若狭得治（全日本空輸㈱　会長）
- 若曽根方志（宮崎日日新聞社　社長）

（五十音順）

○ 投資総額　概略800億円

○ 雇用人員　3,000人

宮崎・日南海岸（亜熱帯性ベルトパーク）リゾート構想について

宮崎県企画調整部
昭和62年

1　地　域

宮崎市、日南市、串間市、清武町、田野町、佐土原町、北郷町、南郷町

3市5町・・・・・・133，271ha

2　重点整備地区

関係市町及び民間事業者と協議のうえ決定する予定

3　事業の規模

現在計画中のリゾート関連施設　　約2、200億円

（民間部門・・・・約1、600億円　公共部門・・・・約600億円）

4　リゾート整備の方向

① マリンスポーツレジャーを中心とする国際級海洋性リゾート

② 国際観光都市としての集積を活かした国際コンベンションリゾート

③ 研究者、文化人が集う学術研究型リゾート

④ 亜熱帯性気候の自然・産物にふれる体験型リゾート

⑤ 恵まれた森林資源、森林空間を活用したリゾート

⑥ 温泉等を活用した健康・保養リゾート

⑦ 高齢者の生きがい充足・健康増進型リゾート（シルバーリゾート）

5　国の動き等

・ 昭和62年12月21日　関係6省庁でそれぞれに立案していたリゾート構想に係る法律案を国土庁を中心に一本化

・ 昭和62年3月15日　「総合保養地域整備法」案を閣議決定

・ 昭和62年3月28日　同法案を国会提出

・ 昭和62年4月13日～28日　関係6省庁合同で各県のリゾート構想の進捗状況をヒアリング

⑸ 構想推進の効果

昭和63年

○ 第３次産業による地域振興

ア 全県下、全産業に及ぶ波及効果

→ 総合的産業としてのリゾート

建　設 ―― 不動産業、土木建設業、造園業
宿　泊 ―― ホテル・旅館等宿泊産業
移　動 ―― バス、鉄道等運輸通信産業
余暇活動 ―― ゴルフ場等スポーツ産業
　　コンサート、演劇等文化産業
　　レクリエーション産業
　　その他これを支える各種サービス産業
滞在生活 ―― 飲食産業 ―― 農林水産業
　　その他生活関連各種サービス産業

→ 経済波及効果

建設投資	投資総額	3,300億円	民間 1,800　公共 1,500
	生産誘発額	約 5,000億円	
	雇用人員	延べ46,000人	
リゾート消費	リゾート客数	約 700万人増	
	消費額	736億円	
	生産誘発額	1,200億円	
	雇用者数	13,000人	

イ 新生観光みやざきの創出

① 観光産業のリゾート産業としての再生

② 既存観光地の再活性化

→ 滞在者の増加に伴う観光地への入込客の増加

→ 新たな観光ルートの形成等による周辺観光地への誘導

ウ 地域の活性化

① 雇用の場の確保

→ サービス産業は、人手を要するものが多く、雇用効果が大きい

パンフ『宮崎・日南海岸リゾート構想』

全体計画及び基本ゾーニング

全体計画

(1)対象地域
宮崎市、日南市、串間市、清武町、田野町、
佐土原町、北郷町、南郷町
（3市5町　13万3千ha）

(2)総投資額
約3,300億円
うち民間約1,800億円
公共約1,500億円

(3)整備期間
概ね10年間

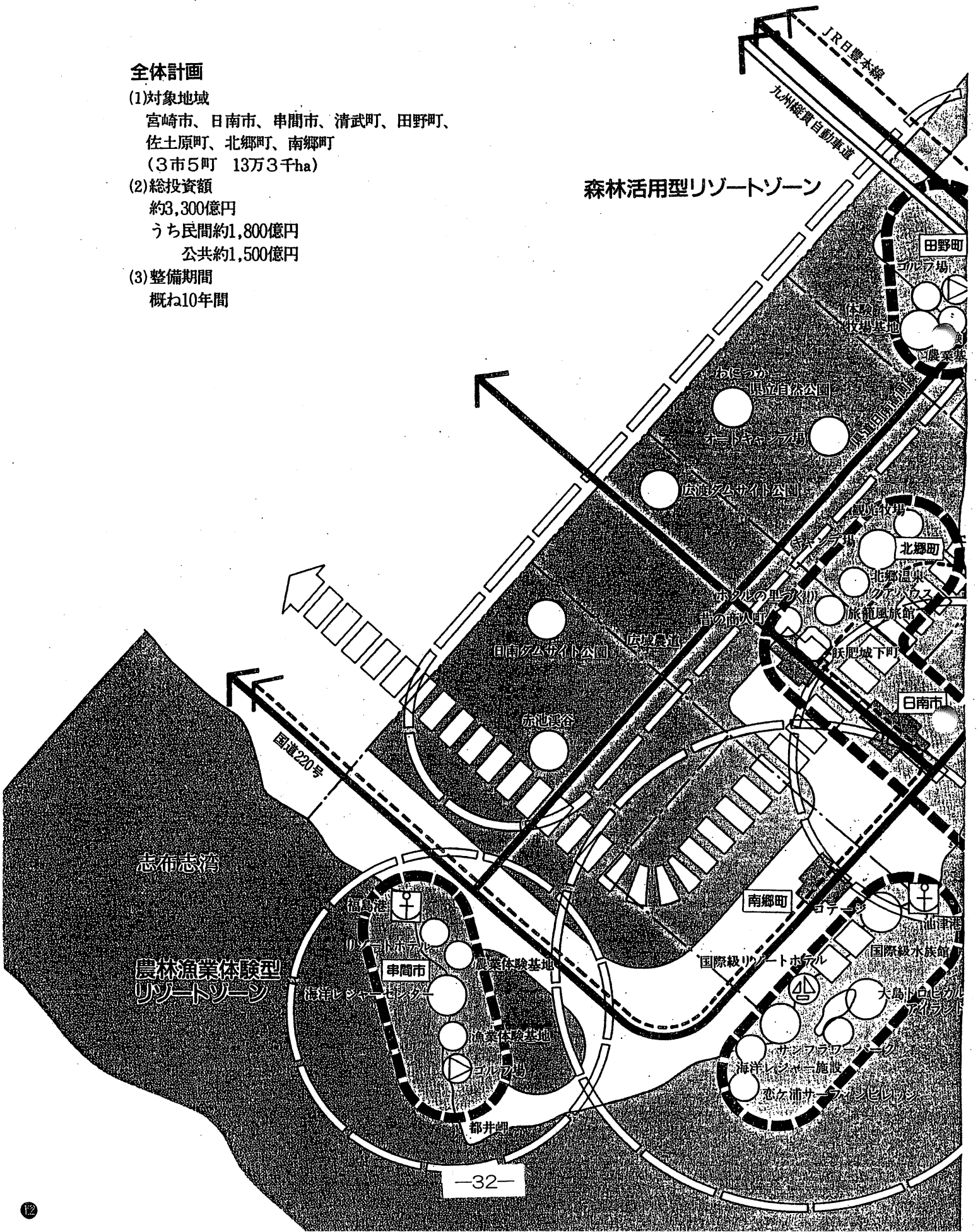

パンフ『宮崎・日南海岸リゾート構想』

全体計画及び基本ゾーニング

全体計画

(1)対象地域

宮崎市、日南市、串間市、清武町、田野町、
佐土原町、北郷町、南郷町
（3市5町　13万3千ha）

(2)整備期間

概ね10年間

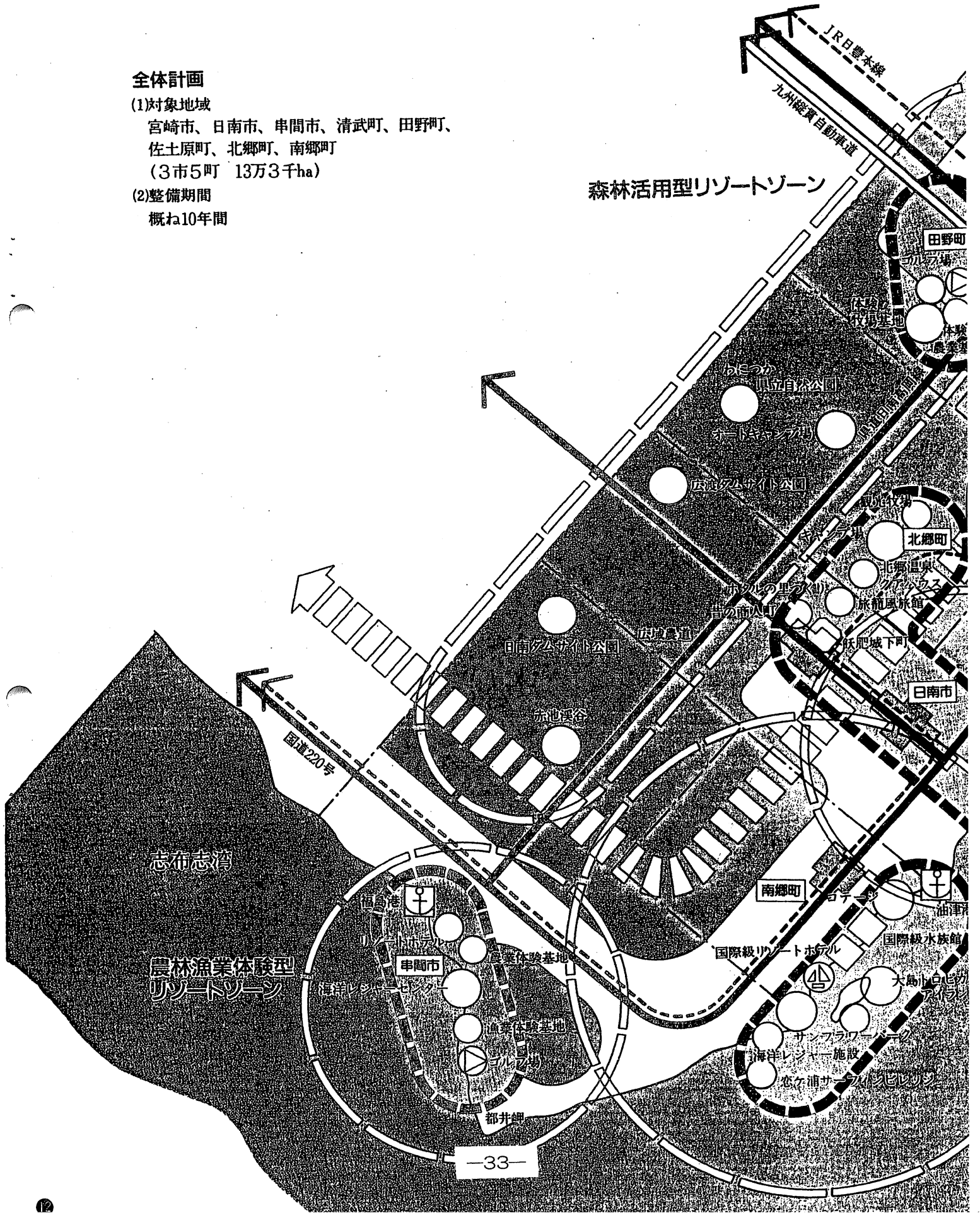

「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日付け自治政第45号）の概要

第１　一般的留意事項

- 一部の第三セクターでは赤字の累積等により経営が深刻化しているものがみられること等にかんがみ、第三セクターの経営状況の点検評価を行うとともに、積極的に運営改善を促し、設立団体の財政運営に影響が及ぶことのないよう指導監督等に努めること
- 行財政改革への取組の一環として第三セクターの役職員数や給与の見直し、組織機構のスリム化、統廃合等を進める必要
- 金融機関を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第三セクターへの地方公共団体の信用付与や支援のあり方の見直しが必要
- 第三セクターの事業や公的関与の内容について積極的な情報開示に努める必要

第２　設立に当たっての留意事項

１ 事前の十分な検討

- 第三セクターの設立に当たり行政施策との関連性の明確化、民間事業との関係等について慎重な検討。一般的には、社会的便益が広く地域にもたらされる事業等に限って活用することが適当
- 第三セクター方式を採用するか否かの判断に当たって、行政直営方式等他の遂行手段との間で、提供するサービスの水準と公的支援などの事業コストとの関係を比較衡量（いわゆるValue for Moneyの考え方）
- 行政補完型第三セクターについては、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要があること、公的支援が必要な場合があること等を前提として関係者と調整するとともに、議会や住民にあらかじめ十分説明
- 公民協調型第三セクターへの出資比率は、公民の役割分担の考え方を踏まえて地方公共団体の出資の必要性等を検討
- 需要予測については複数案を検討し、可変性を考慮した事業計画案ごとに必要となる公的支援をあらかじめ明確化しておくことが適当

２ 公的支援のあり方

- 第三セクターの経営はその自助努力によって行われるべきであるが、事業の性格上当初から公的支援が必要な場合には、あらかじめ公的支援の考え方を取り決めておくことが適当
- 初期投資が特に大きな事業については、借入金に依存すると金利負担が過重になり、将来の経営を圧迫することとなるので、設立当初に適切な資本金の額を確保
- 資金調達方式として、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方が基本。損失補償契約は真にやむを得ない場合に限定
- 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあるため極力回避

３ 事業運営等

- 独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるように第三セクターの経営者の職務権限等を明確化
- 民間の経営ノウハウを有する人材を積極的に登用
- 事業が良好に運営されている場合は利益の公共還元と同時に出資者に対する適切な配当を行うなど第三セクターへの民間参加にインセンティブ

４ 議会への説明・情報の開示

- 需要予測の可変性を考慮した収支見通し及び地方公共団体の将来の財政運営に影響を及ぼすおそれのある損失補償契約等について、あらかじめ議会に説明
- 地域住民に対しても、事業の必要性、公的支援の考え方等に関して積極的に広報

第３　運営の指導監督等に当たっての留意事項

１ 経営の定期的な点検評価

- 第三セクターの経営状況の点検評価を定期的に実施。この場合、担当部局だけでなく、行政改革全般を担当する部局の関係者、経営に関する有識者、第三セクターの経営責任者等で構成される委員会を設置するなどにより行うのが適当

- 設立目的・趣旨に沿った事業展開、社会経済情勢の変化に対応した事業内容等の見直しについても点検評価。特に、事業開始後一定期間が経過したもので、長期間施策が停滞しているもの等について、出資継続の必要性、地方団体の保有する株式の民間譲渡等を含めて点検評価

２ 経営の予備的診断

- 経営状況の点検評価に当たっては、経営諸指標の分析、事業計画と実績との比較等を組み合わせた経営の予備的診断を実施

３ 議会や住民への情報開示等

- 地方自治法上の議会への報告義務のあるもの以外でも、損失補償や相当程度の公的支援等を行っている場合は、議会にその経営状況を説明することを検討

- 外部監査制度を活用するなどにより、第三セクターの事務の執行に対する監査体制を強化

- 第三セクターの経営状況に関する情報について、必要に応じて地域住民にわかりやすい形で開示を行うよう第三セクターに指導等を行うことが適当

第４　経営悪化時の対応に当たっての留意事項

１ 経営悪化時における速やかな対応

- 経営状況の定期的な点検評価の結果、経営が悪化しつつある場合には、問題を先送りすることなく、経営努力の方策あるいは抜本的な経営の改善策を検討。深刻な経営難の状況にある場合は、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべき。
  ただし、設立時の資本不足等経営の責めに帰すべきでない理由により経営諸指標が悪いといったケースにあってはそれらの要素を考慮。また、第三セクターの公共・公益的使命など行政的な評価を加味した上で総合的検討

２ 経営改善により第三セクター方式を存続させる場合の留意点

- 経営の改善により事業存続させる第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導等を行うことが適当

- 行政補完型第三セクター等にあっては、行政遂行者としての立場から事業存続のための公的支援の追加が避けられない場合もあるが、経営責任を明確化した上で抜本的改革への十分な取組が見込まれる場合に限り、公的支援の追加を検討

- 通常の経営改善策だけでなく、合併、事業の一部譲渡等幅広い手法を検討

３ 第三セクター方式を断念する場合の留意点

- 経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討。責任分担の透明性の確保等の観点から清算に係る法的手続の活用についても検討

- 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を定めている場合はそれによる負担にとどまるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき。
  既存施設の利活用等につき行政として対応する場合には、それ自体に公共性が必要であることを慎重に判断して決定

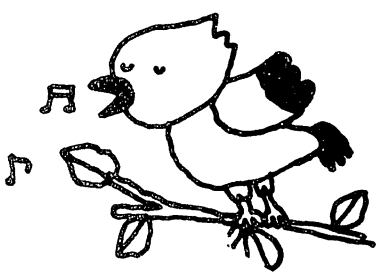

経営の予備的診断の参考例

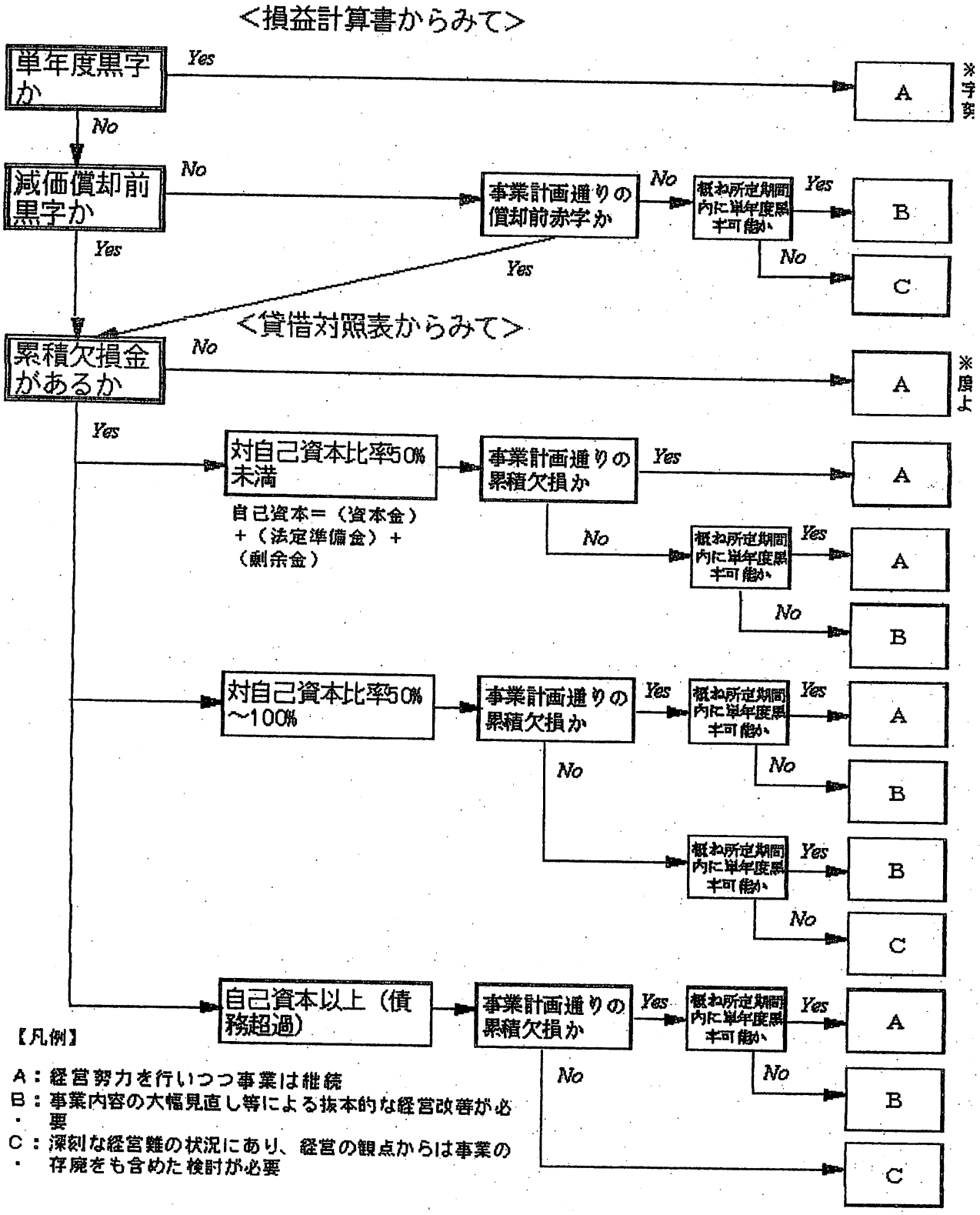

【予備的診断についての留意点】

(1) この診断は、あくまでも経営諸指標の分析等に基づき予備的診断として行われるものであり、経営の点検評価は、例えば(2)のような要素も考慮して行われるべき。さらに、事業の存続等についての判断は、行政的評価も加味して総合的に検討されるべき。

(2) 経営諸指標の数値水準は第三セクターの業種や設備投資の多寡等によって異なるものであること、設立時の資本金の不足や災害等、経営の責めに帰すべきでない理由によって経営諸指標が悪いという場合もあること等に留意すべき。

戻る

行政改革や地方公共団体の財政難が叫ばれるなか、「隠れ不良債権」ともいわれる第三セクターの運営についてメスが入った。自治省が五月二〇日に発出した三セクに関する指針通達は、三セクを監理する際のメドになると関係者からは歓迎の声も多い。だが「地公体の責任は出資責任に限る」とのくだりに、金融界からは不満の声があがっている。

地方公共団体の責任は出資の範囲内？

自治省は五月二〇日、各地方公共団体に対し「第三セクターに関する指針について」通達を発出した。同指針は、①バブル崩壊後経済が低迷するなか三セクの多くが経営危機に陥っていること、②財政改革の一環としても三セクもスリム化の必要があること、③三セクも金融機関による自己査定の対象になること、そして④地公体の事業に対する透明性が求められていること等から、三セクの設置、指導、情報開示、経営悪化時の対応について基本的な考え方を示したものだ。

具体的には、事業の性格上公的支援が必要なものは事前に公的支援の考え方を取り決めておくこと、三セクの経営状況の定期的な点検評価、公的支援に関する監査体制の強化など、三セクに対する地公体の責任の明確化や三セク経営に対する管理体制の強化が謳われている。

三セク管理の観点では、経営状態により「事業継続」「事業内容の大幅な見直し」「事業の存廃を検討」の三区分に分類するチャート図を添付し、これまでデッドラインを引けなかった地公体に三セクの存続基準を提示した。

今回の指針は、地公体自身の財政状態が悪化しており、三セクへの過度な財政支出を防ぐ狙いがある。また財政面ばかりではなく、地公体のなしくずし的な三セクの支援策に議会や住民が異論を唱え、訴訟を起こすまでに発展している状況も背景にあるとみられる。財政負担の限界と議会・住民の求める行政の透明性確保の視点から、この指針は生まれたといえよう。

金融機関にとって大きな影響をもつと思われるのは「地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないこと」を明確にした点だ。

これによれば「金融機関の融資について地公体は責任を負いかねる」（関係者）ことになろう。地公体はそもそも債務保証はできないが、実際は損失補償を行うことで事実上の保証行為をしていた。これについても同指針は「損失補償契約は真にやむを得ない場合に限定」しているため、金融機関の融資に対する地公体の最終的な負担は期待できないことになる。

▲金融界に波紋を投げた“三セク指針”通達。

新 闇の盲点

自治省の第三セクターに関する指針に困惑する銀行界

これまで、三セクという身分のはっきりしない法人について、「行政が最後まで面倒をみるという暗黙の了解があった」（地銀関係者）とされるが、同指針は地公体が三セクのあり方を見直す大きなきっかけになるとみられる。

第三セクターは赤字ばかり

現在、三セクの経営はどこも厳しい状況にある。自治省の調査によると、九六年八月一日時点での地方公社数は九三四社で、うちその多くが第三セクターに該当するとみられる株式会社、有限会社等の商法法人は一八九三社による。

三セクの実態に詳しい東京商工リサーチ情報事業統括本部部長補佐の荒谷祐毅氏は「第三セクターのおよそ半分が赤字決算、補助金等がなければ、その割合は七割以上に達する」と推定する。

「不採算の三セクが事業を継続できるのも、地公体が補助金や乗務委託管理費というカンフル剤を打っているため」（荒谷氏）であり、また地公体の信用をバックに金融機関が資金繰りを付けているからである。

だが、金融機関による資金繰り支援も銀行自身の財務体質の向上や自己査定の強化等から対応しきれなくなり、三セクの破綻も相次ぐようになった。東京商工リサーチの調査では、九七年一〇件だった三セクの破綻は九八年には二五件と急増した。今後もその数は増えていくという。

法的手続で地公体と対立

三セクの経営が行き詰まるなか、自治省が打ち出した指針に対して、銀行界は困惑の色を隠さない。「三セクへの出資や融資は地公体からの要請であり、指定金としての立場からも断れる状況にはなかった」（地銀）というのが実情だろう。そうした設立時の経緯があるうえ、地公体OBの受け皿となっている三セクが破綻した際、地公体の責任が出資額の範囲に限られるのでは、金融機関側は納得できないということになる。「これまで三セクは地公体と金融機関の話合いによる解散が主流であったが、今後は金融機関も簡単に債権放棄をしなくなり法的手続等で地公体と対立する」（荒谷氏）ことも想定される。

確かに「バブル期には三セクというだけで飛びついて融資をしたこともあった」（第二地銀）とされるが「今後は三セクの融資についても民間企業と同様の審査で厳しく審査せざるをえない」（地銀）と、安易な融資は行わない姿勢を強調する。「できれば出資だけにすませたい」（都銀）というのが本音だろう。

しかし「やはり地公体から依頼されれば、出資や融資等をむげに断れない」（地銀）と、これまでの関係からなかなか抜け出せないのもまた事実であろう。

今回の指針について自治省は「あくまでも原則論であり、地公体と金融機関等が個別に話し合って決めるべき問題」であるとし、個別の事業の存廃問題にはかかわらないとのスタンス。〝話合い〟によって指針が示した〝原則〟がどこまで貫かれるのか、金融機関の眠れぬ夜は当分続きそうだ。

宮崎日日新聞
THE MIYANICHI
11月28日（日）
1999年（平成11年）
第21219号（日刊）

22都道府県が財政危機

大都市から地方へ

歳出抑制も厳しい再建

共同通信調査

長引く不況の影響で全国の都道府県のうち愛知県など七都道府県が「財政危機」を宣言したほか、福岡など十五府県が「危機的状況」と受け止めていることが二十七日までの共同通信社の調査で分かった。一部に景気回復の兆しが見られるものの法人関係税収は依然低迷。深刻な財政難が東京や大阪などの大都市圏から地方圏に広がっている実態が浮かび上がった。各自治体とも歳出抑制に取り組んでいるが、財政再建の道は険しそうだ。

調査結果によると、住民に非常事態をアピールするため危機宣言したのは、九一知、大阪の四都府県に続き、宮城、静岡の三道県。九八年度に宣言した四都府県は同年度決算で赤字を出し、苦しい財政運営が続いているが、北海道など三道県も民間企業の倒産を意味する「財政再建団体」への転落を懸念。「危機的状況」とした自治体以外にも、福島などが「危機が迫っている」と、厳しい認識を示している。

本年度の税収見通しは、景気に左右されやすい法人事業税などの税収が予想以上に伸びず、茨城、京都、香川など八府県が当初予算の見積額を下回る見込み。東京、神奈川なども「予断を許さない状況」という。

全都道府県の九月補正予算後の財政状況を九八年度末と比較すると、歳入不足に備えて積み立てる財政調整基金が二千億円と半減。千葉、神奈川は九八年度に続き底を突き、北海道も九九年度でゼロ。

一方、自治体の借金となる地方債発行残高は、四兆六百億円増えて本年度末には六十四兆円に達する見込み。国の第二次補正予算に合わせて公共事業費を積み増せば、財政悪化はさらに加速する。

本年度決算については、愛知県が「現時点で財源確保のめどが立っていない」ことから二年連続の赤字に。神奈川県も「赤字決算が危ぐされる」としている。

本県の九九年度末の見込み額、財政調整基金は八十一億円。地方債残高は七千二百七十七億円。

都道府県別財政状況

破たんのシナリオ

地方債

税収が伸び悩む中で、このままのペースで事業を続けていくことは不可能―。財政難に悩む各都道府県は来年度から三―五年程度の収支見通しを試算。その結果、比較的安定しているが見えた地方圏の自治体も将来的に確実に破たんするシナリオが描き出された。

試算したのは宮崎、三重など二十八都道府県。岐阜など五県が試算中だ。

例えば全国でトップクラスの健全財政とされる愛媛の場合でも、建設事業などの投資的経費を本年度と同額にして試算すると、来年度に基金を使い果たし赤字に転落。その後、毎年、財政再建団体転落のボーダーラインを上回る二百億―三百億円の財源不足に陥る。

同県の財政担当者は「今後、景気対策に伴い増発した地方債の償還で非常に厳しくなることがわかり、財政運営が難しくなっている。

このため各都道府県は行革プランを作り、事業の縮小・廃止、職員数の削減などの歳出抑制に取り組む一方、財産の処分や公営住宅家賃などの値上げで増収を図る。

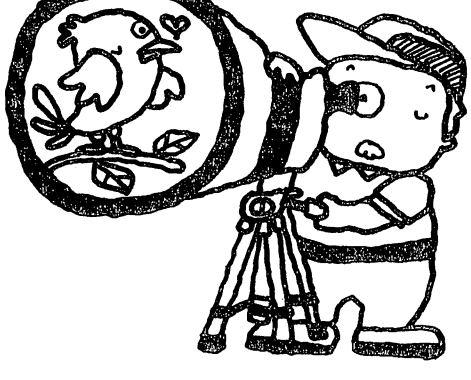

宮崎県・性質別経費

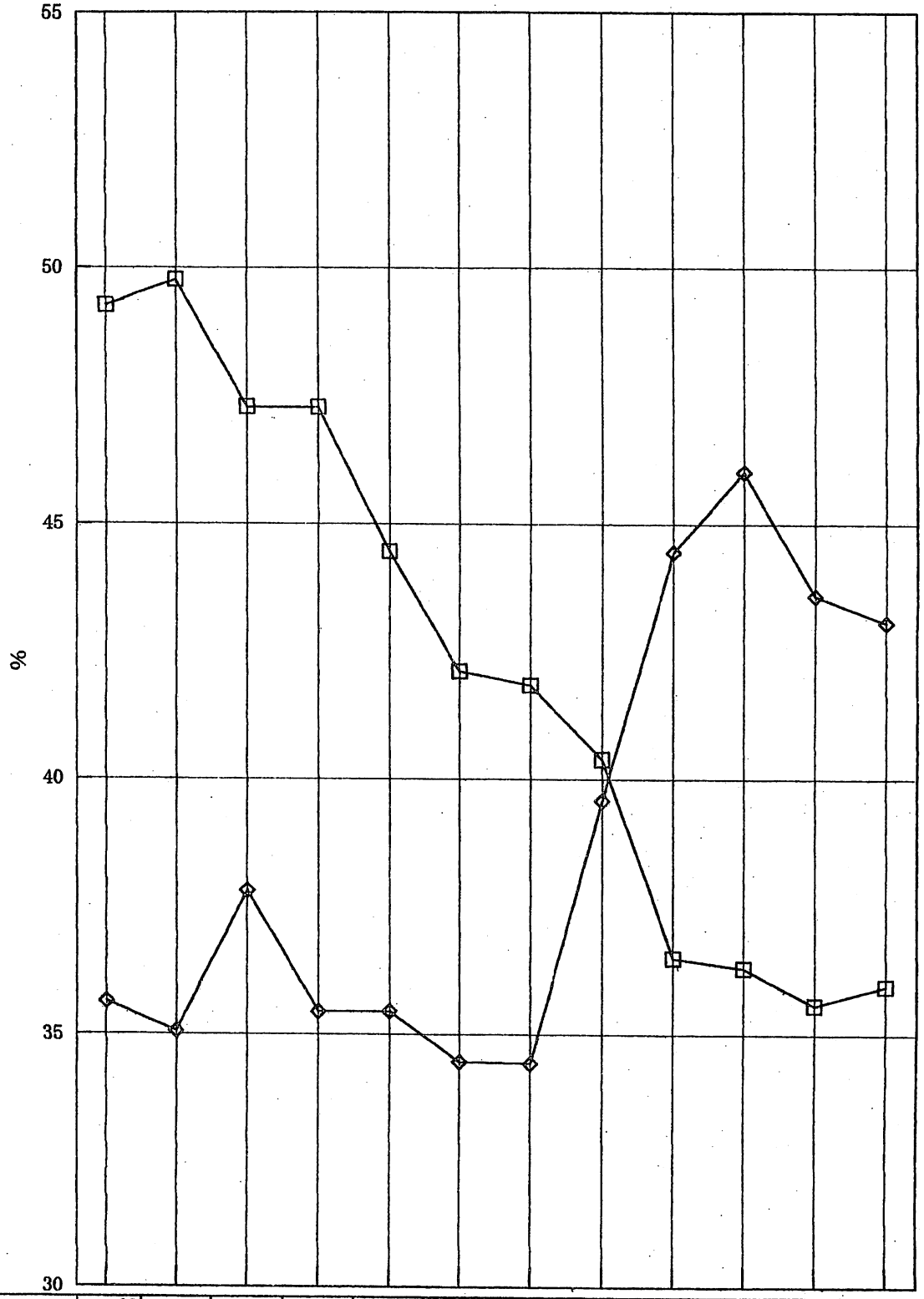

	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8
□義務的経費	49.3	49.8	47.3	47.3	44.5	42.1	41.8	40.4	36.5	36.3	35.6	35.9
◇投資的経費	35.6	35.1	37.8	35.5	35.5	34.5	34.4	39.6	44.5	46.0	43.6	43.1

『地方財政統計年報』

宮崎県・歳入

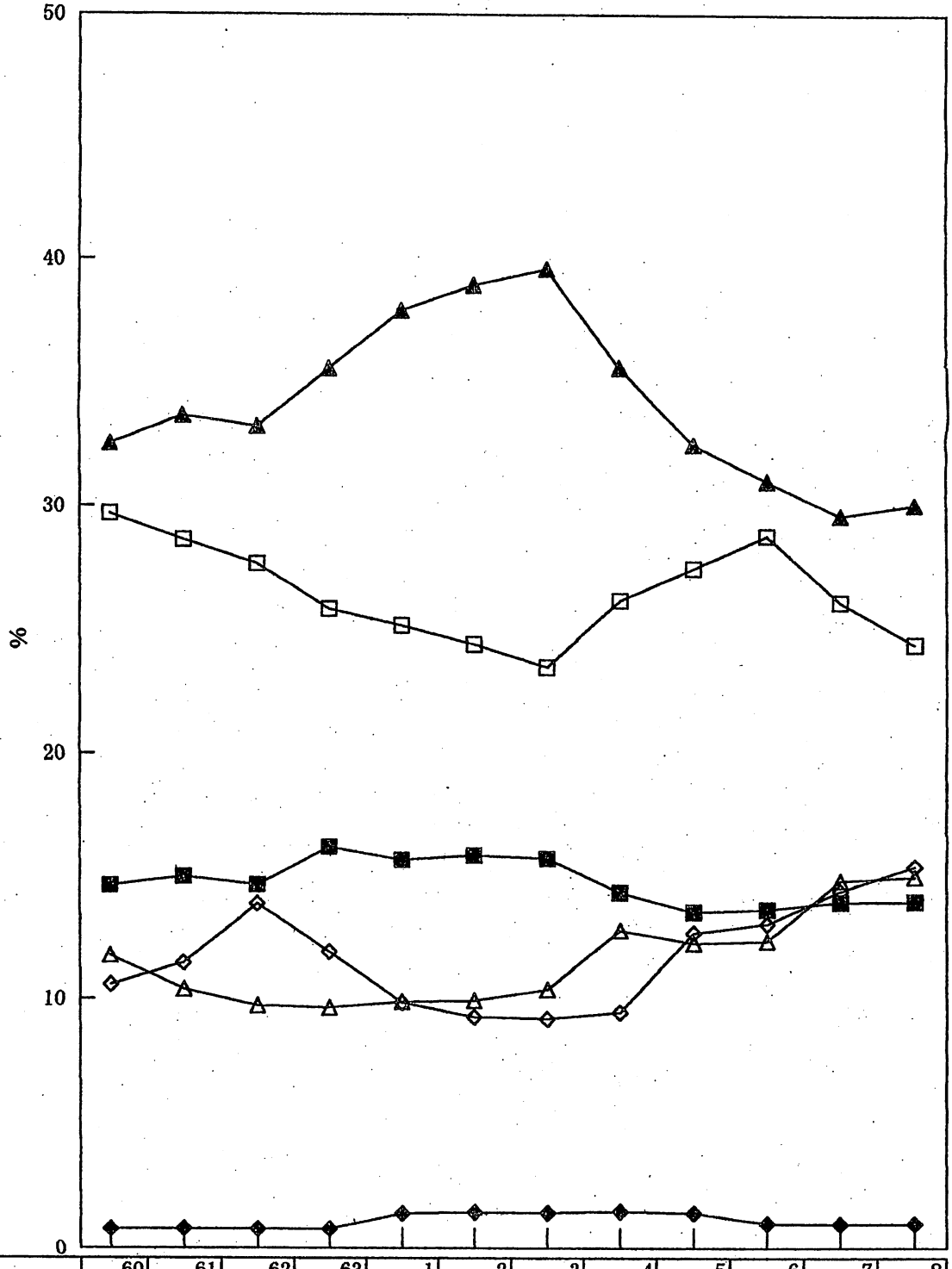

	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8
■地方税	14.6	15.0	14.6	16.2	15.7	15.9	15.8	14.3	13.6	13.6	14.0	14.0
◆譲与税	0.8	0.9	0.8	0.8	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.1	1.0	1.1
▲交付税	32.5	33.7	33.3	35.6	38.0	39.0	39.6	35.7	32.5	31.1	29.7	30.1
□国庫支出金	29.7	28.6	27.6	25.8	25.1	24.4	23.5	26.2	27.5	28.8	26.1	24.4
◇地方債	10.6	11.5	13.9	11.9	9.9	9.3	9.2	9.5	12.7	13.1	14.4	15.4
△その他	11.8	10.4	9.7	9.7	9.9	10.0	10.4	12.8	12.3	12.4	14.8	15.0

『地方財政統計年報』

産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

⑧ 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

第十節　住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

第二四二条① 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

② 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

③ 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により同項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

④ 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。

⑤ 監査委員は、第三項の規定による監査を行なうにあたつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

⑥ 第三項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑦ 第三項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

例 一　住民監査請求の要件
　　―監査請求期間

1 町長が第三者との共謀ないし、重大な過失による不法行為により、町に対し損害賠償請求を負うところ、町がその請求を怠っているから賠償請求等の適当な措置を求めるという監査請求は、本条一項所定の怠る事実を改めるために必要な措置を講ずることを求めるものであつて、同条二項の適用はないと解される。（最判昭53・6・23判時八九七・五四、自治百選〔三版・九八〕）

2 町長その他財務会計職員の財務会計上の行為が違法・無効であり、それに基づく町の実体法上の請求権の不行使を、財産管理を怠る事実とする監査請求は、当該財務会計上の行為のあつた日又は終わつた日を基準に本条二項を適用すべきである。（最判昭62・2・20民集四一・一・一二二、自治百選〔三版・九六〕）

3 概算払いによる公金の支出は、支出金額を確定する精算完了手続を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる。よつてその監査請求は、本条二項により概算払いによる支出の日から一年を経過するとできなくなる。（最判平7・2・21判時一五二四・三一）

4 財務会計上の行為が、違法・無効であることにより発生する実体法上の請求権の不行使を、財産管理を怠る事実とする監査請求において、当該請求権が財務会計上の行為のされた時点では、発生しておらず、又はこれを行使できない場合には、請求権が発生し、行使できることになつた日を基準に本条二項を適用すべきである。（最判平9・1・28民集五一・一・二九七）→*5*

5 市長のなした違法な土地転売行為により、市と第三者との間の土地売買契約が第三者により解除されたことによる損害についての、市長に対する損害賠償請求権の不行使を

派遣し、町長の指揮監督を離れて専ら森林組合の職員としての事務に従事させ、町予算からその給与を支払つたのは違法な公金の支出に当たる。（最判昭58・7・15民集三七・六・八四九、自治百選〔二版・七五〕）

11 都教育委員会が公立学校教頭職にある者のうち勧奨退職に応じた者を、一日だけ名目的に校長に任命する昇格処分、退職承認処分を行つた場合、それが著しく合理性を欠き予算執行の適正確保の観点から看過し得ない程度（☞1）であると解し得ないので、都知事はこれに伴う財務会計上の措置を採るべき義務があり、その支出決定は違法ではないとされた事例（最判平4・12・15民集四六・九・二七五三、〈一日校長事件〉重判平4行政九）→二四二条の二①

◇*10 11*→二〇四条*1 2*・二〇五条の二*1*・*4*

2 接待費等の支出→二三二条*1*・*7*

3 政教分離原則との関係→憲〔一〇条*1 10*〕→*11*

4 寄附金・補助金→二三二条の二**例**

（住民訴訟）

第二四二条の二① 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第七項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第三項の規定による監査若しくは勧告を同条第四項の期間内に行なわないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第七項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号の請求は、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとし、第四号の請求中職員に対する不当利得の返還請求は、当該職員に利益の存する限度に限るものとする。

一　当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二　行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三　当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四　普通地方公共団体に代位して行なう当該職員に対する損害賠償の請求若しくは不当利得返還の請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求

② 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一　監査委員の監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三　監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行なわない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内

四　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から二十日以内

③ 前項の期間は、不変期間とする。

④ 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

⑤ 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

⑥ 前四項に定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

⑦ 第一項第四号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対して、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

⑧ 第一項第四号の規定による訴訟の当該職員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

例 一　住民訴訟の性質

（寄附又は補助）

第二三二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

例 一「公益上の必要」の判断基準

1 公益上の必要性の存否については、地方公共団体の判断につき著しい不公正若しくは法令違背が伴わない限り、これを尊重することが地方自治の精神に合致するゆえんである。（名古屋地判昭56・11・30判時一〇四九・二九……旗竿会員制のゴルフクラブ会員券の取得への公金支出を適法とした事例）

二　具体例

2 私企業の従業員から構成され、市選挙管理委員会に届出がなされている政治的団体への補助金の支出が、主として団体の体育・福祉等の公益活動を対象として交付されており、公益上の必要に基づくものとされた事例（最判昭53・8・29判時九〇六・三一、自治百選〔三版・八〇〕）

3 ゴルフ場を経営する会社への町の補助金の交付が、産業興隆、人口の流出防止等による町及び町民への寄与という観点から、公益上の必要性を満たすとされた事例（福岡高判昭53・3・29行裁二九・三・四五三）

4 元町長の町民葬に当たり、町から葬儀委員会に交付した補助金について、町民葬が全町的な意義、目的、規模で行われたものであるとして公益上の有益性が肯定された事例（東京高判平2・9・26行裁四一・九・一五二八）

5 町が地区交通安全協会を経由して県に対してしたミニバトカーの寄附は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について地方公共団体相互間の経費負担区分を乱すことを禁じた地方財政法二八条の二に違反し、町によるミニバトカーの購入と購入代金の支出は違法である。（最判平8・4・26判時一五六六・三三、重判平8行政一）

◇1 憲八九条*1*→*5*

三　寄附・補助に関する他法の規律

6 同一住民が、先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為ないし怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されない。住民訴訟において、監査請求で主張された事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由ごとに監査請求を認める必要はない。（最判昭62・2・20前出*3*）

一　監査請求の対象

7 地方自治法二四三条の二第四項（昭和三八法九九による改正前）所定のいわゆる納税者訴訟の対象となる財産は、住民の負担にかかる公租公課等により形成された地方公共団体の公金及び営造物以外の財産であつて、地方税の賦課徴収権はこれに含まれない。（最判昭38・3・12民集一七・二・二一八、自治百選〔三版・一〇四〕）

8 地方自治法二四三条の二（昭和三八法九九による改正前）による住民の監査請求及び訴訟は、地方議会の議決の是正を目的とするものではないが、監査委員は議会の議決があつた公金の支出について、長に対して、その執行について措置を要求することができるし、訴訟においては、議会の議決に基づく公金の支出についても執行の禁止・制限を求めることができる。（最大判昭37・3・7民集一六・三・四四五、自治百選〔三版・一〇三〕→行訴一条*7*）

◇*7 8*→二三八条*1*・二四二条の二*1*・*6*

三　請求対象の特定

9 行為の防止、差止めを求める住民監査請求においては、その対象とする行為を他の行為と区別し、特定して認識できるよう個別具体的に適示する必要があり、それがない請求は請求の特定を欠くものとして不適法である。（最判平2・6・5民集四四・四・七一九、重判平2行政六）→二四二条の二*1*

四　違法な公金の支出の例

一　給与・諸手当ての支出

10 町長が、森林組合に町職員をその身分を保有させたまま

もつて財産の管理を怠る事実とする監査請求につき、第三者と市の間の訴訟において和解が成立した日を基準として本条二項を適用すべきであるとされた事例（最判平9・1・28前出*4*）

6 同一住民が、先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為ないし怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されない。住民訴訟において、監査請求で主張された事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由ごとに監査請求を認める必要はない。（最判昭62・2・20前出*3*）

一　監査請求の対象

7 地方自治法二四三条の二第四項（昭和三八法九九による改正前）所定のいわゆる納税者訴訟の対象となる財産は、住民の負担にかかる公租公課等により形成された地方公共団体の公金及び営造物以外の財産であつて、地方税の賦課徴収権はこれに含まれない。（最判昭38・3・12民集一七・二・二一八、自治百選〔三版・一〇四〕）

8 地方自治法二四三条の二（昭和三八法九九による改正前）による住民の監査請求及び訴訟は、地方議会の議決の是正を目的とするものではないが、監査委員は議会の議決があつた公金の支出について、長に対して、その執行について措置を要求することができるし、訴訟においては、議会の議決に基づく公金の支出についても執行の禁止・制限を求めることができる。（最大判昭37・3・7民集一六・三・四四五、自治百選〔三版・一〇三〕→行訴一条*7*）

◇*7 8*→二三八条*1*・二四二条の二*1*・*6*

三　請求対象の特定

9 行為の防止、差止めを求める住民監査請求においては、その対象とする行為を他の行為と区別し、特定して認識できるよう個別具体的に適示する必要があり、それがない請求は請求の特定を欠くものとして不適法である。（最判平2・6・5民集四四・四・七一九、重判平2行政六）→二四二条の二*1*

四　違法な公金の支出の例

一　給与・諸手当ての支出

町長が、森林組合に町職員をその身分を保有させたまま

宮崎日日新聞 99年12月6日

シーガイアへ公的資金どう思う？

街頭で模擬投票

青崎県民会議で実施

シーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート（佐藤棟良社長）支援を主な目的とした基金創設のため、県が六十億円を拠出する議案を県会に上程したことについて、日本民主青年同盟県委員会（那須大一郎委員長）は五日、宮崎市橘通のデパート前で「シーガイアへの税金投入の是非を問う模擬投票」を実施した。

投票結果は反対が賛成の六倍に上り、公的資金投入を「ノー」とする意見が多かった。

同委員会は、公的資金投入の動きを広く知ってもらおうと実施。買い物客らにシールを配り「賛成」「反対」の枠内に投票してもらった。

一時間ほどの投票の結果、賛成八票に対し、反対五十票だった。

高城町の男性会社員（三七）は「税金はもっとほかのことに使うべきで、シーガイアに投入する必要はない」、宮崎市の主婦（七〇）は「めいがシーガイアで働いていることを考えると複雑だが、やはりおかしいと思う」とそれぞれ反対に票を投じた。

那須委員長は「もう少し賛成があるかと思ったが、反対の声は大きい。今後もこの問題を多くの人に知ってもらう活動をしていく」と話していた。

シーガイアへの公的資金投入の是非を問う模擬投票＝5日午後、宮崎市・ボンベルタ橘前

『第三セクターの法的検証』自治体研究社

日韓高速船の破綻

臼井　俊紀
（弁護士）

1　日韓高速船事件とは

山口地方裁判所は九八年六月九日、下関市が、第三セクターとして設立された日韓高速船株式会社に対して、九四年に交付した合計八億四五〇〇万円の補助金の支出は違法だとして、前市長に対し同額を下関市に賠償することを命じる判決を言い渡した。

日韓高速船株式会社は、九〇年一一月二日、下関市と釜山との間に旅客を海上輸送する高速船を就航することを目的として設立され、下関市が設立当初、五〇〇〇万円を出資（出資比率二二・四二％）した、いわゆる第三セクター方式の会社であった。

下関という地域の特殊性から、つまり在日の韓国の方も多いということなどから、この事業

に全く公共性がないとも言い切れず、設立については、議会も賛成している。当時、市は民間企業の誘致であり、民間企業の誘致であるから出資比率も二五％未満であると説明していた。当初から、荒海に高速船を就航させることには無理があると言われていたが、実際に波が荒く就航できないことも多いという状況で、一年四ヵ月で破綻した。

その間、営業不振で累積赤字が増大する一方の状態に対して、下関市はこの会社に出資金の他にも多額の財政支援を行ってきた。第一に、日韓高速船株式会社の金融機関からの八億円の借り入れに対して、下関市は損失補償（事実上の保証）をしており今後この借金を返済していくことになっている（平成八年度から同一七年度まで毎年八〇〇〇万円ずつ分割返済）。第二に、市の職員二名ないし三名をこの会社へ派遣し、職員の給与は市が負担してきた。第三に、九二年から九三年にかけて市が直接この会社に一〇億円の貸付を行っている。

以上は、いずれも違法性の疑いが強いものであった。そして、この会社は、九二年一二月一日に運休をし、その後再開されることがなかった。補助金交付の時点では、すでに資産も収益の見通しも全くない、事実上の倒産状態になっていた。

そのような状態の下で、同社（九二年の運休直前に前市長が代表取締役を辞任し、その後、同市助役が代表取締に就任）は、九四年三月当時、債務整理のために必要だとして八億四五〇〇万円（債務のほぼ全額）を下関市に補助金として交付することを要請し、市はこれに応じて同額の補助金を交付した。その違法性が争われたのが、本件事件であった。

2　裁判の争点と判決の意義

この裁判の争点は、第三セクター方式の会社が破綻し、再建の見込みがない状況で、その債務整理のために多額の補助金を交付することが、地方自治法で定めている補助金交付の「公益性」があるかどうかという一点であった。

被告の前市長や補助参加人の現市長は本件訴訟で公益性があるという根拠として

一　本件会社の事業が下関市の事業と一体であること

二　本件補助金を交付しないと下関市への信頼が維持できず、今後の第三セクターへの協力が得られないこと

三　議会で多数の賛成を得て議決されたものであること

の三点を挙げていた。

原告は、それらに対して

一　本件会社の事業が下関市の事業と一体であるという点については、本件会社の法形式が株式会社という営利法人である上、下関市の出資比率も当初二二・四二％から、増資後は一〇・二五％と意識的に地方自治法や施行令で定める監査委員の監査が及ばない二五％未満に低く抑えられていることから、下関市の事業と一体とは到底言えないこと

二　下関市への信頼や今後の第三セクターへの協力上不都合という点についても、そこでいう信頼とは、参加ないし取引企業が、利益は取得するが損失はすべて下関市が負担してくれるという、「官民癒着」の不正常かつ不公正な「信頼」であり、それを保証する必要性もなければ、今後の協力も以上のような「信頼」が前提となるとすれば、それこそが問題であること

三　議会の多数決で議決されたとしても、それは支出を手続き上可能とするだけのものであり、公益性の有無とは関係がないし、本件では、前市長が同意案件として積極的に議会に提案をしたもので、免責の根拠として主張することは無理がある

と批判した。

今回の判決は、本件会社が下関市と一体とは言えないことや民間企業が参加する場合は、自己判断と責任の下に、危険を負担することも当然ありうることを前提に、営利の追求をなさんとしていること等から、前市長らの主張を排斥して、この補助金交付を明快に違法と断定した。

そして「公益性」があるためには、主観的にも客観的にも、補助金の交付とそれによる住民の利益との間に因果関係がなければならず、本件では、「経済的な面も含め、およそ不毛な処理であった」として、「巨額の税金が住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめになったことによる住民の損失は見過ごすことができない」と厳しく指摘している。

また前市長らが本件補助金を交付しないと、第三セクターを採用している全国の地方公共団体に迷惑をかけると主張していた点についても、「公益性」とは無関係であるとしている。

「公益性」の概念は抽象的なものであるため、ともすると行政の行為や主張を正当化するものとして機能する役割を果たすことになるが、この判決は「住民の利益との間における因果関係」という基準を立て、その有無を具体的に検討する手法をとっている。

これは、憲法秩序を前提として「公益性」を考えるにあたって「国民の現代社会における適正な生存のためのあれこれの権利・利益とのかかわりにおいて、具体的に明確にするほかない」（三橋良士明「第三セクターの民主的統制」『室井力還暦記念論集　現代行政法の理論』）という正当な観点に立脚するものであり、かつ地方公共団体の事務の本質が、住民の福祉の増進にあるとする、地方自治法の規定（同法第二条一三項）に基づいた、きわめて正当なものである。

3　判決で裁かれたもの

補助金を交付した前市長は、本件会社に関して、かつて市議会の委員会の中で、「第三セクターを倒産させたケースはあまりない。休止はあるが、そのときは第一セクターが全部面倒をみて、きちんと対処している。それが公共団体の責任だと思う。」と述べていた。

第三セクターと取り引きする企業や参加企業は、直接取引による利益や利益配当、関連事業への投資機会等何らかのリターンを期待して取引に入ったり、参加をしてきた。その一方で、第三セクターが破綻しても、その時のリスクはすべて地方公共団体が負担してくれるという

「信頼」に寄りかかってもいた。

前市長の先の発言は、正直にこの考え方を表明しているものに他ならない。

この判決では、まさに前市長のこの発言に表明された考え方こそが裁かれたのである。

4　全国的な意義

八〇年代半ば以降の中曽根民活路線のもとで乱造された、第三セクター方式の会社は、バブル経済の崩壊後、全国どこでも大きな問題をかかえている。

読売新聞が九八年四月に行った全国調査では、九六年度決算で赤字を抱える第三セクターは二七五社、累積赤字の総額は四五一一億八八一四万円に上っている。そして、金融不安を背景に第三セクター支援のための公費投入が相次いでいる。

これは一方で、議会や住民の監視、民主的なコントロールから免れながら、他方で公金をあらゆる経路で民間企業に流出させるという、官民癒着の構造の下で、経営責任の所在をあいまいにしたまま、公的資金を湯水の如く流出させるという流れが強まっているということである。

この判決は、その流れに大きな歯止めをかけるものである。

判決直後、マスコミ各社は、全国的に大きく報道し、下関市には、第三セクターを抱える各地方公共団体から問い合わせが相次いだという。また、原告や代理人にも、第三セクター問題

に取り組んでいる住民、地方議員や弁護士等から問い合わせや判決文の送付依頼が相次いだ。第三セクターが、全国各地で大問題となっている表われであろう。

ただ、この判決は、唯一の営業である高速船の就航がなくなり、資産も、収益の見通しも全くない事実上の倒産状態にある第三セクター、（しかもそれが市の出資比率が二五％未満に抑えられた営利性の強い株式会社）に対して、債務整理のためだけに補助金を交付したという事案に対してなされた判断である。

従って、同じ第三セクターでも、会社形式でないものや、地方公共団体の出資比率の高いものに対する補助金交付や、さらには、営業継続中の第三セクターに対する補助金交付や債務整理のためではない補助金交付等に対して公益性があるかどうかの判断は、厳密には今回の判決の直接の射程内には入っていないと考えられる。

しかし、この判決が判示した「主観的な側面のみならず、客観的な面においても住民の利益との間における因果関係」があるかどうかという公益性の判断基準とその基準に立脚した個別具体的な検証という手法は、どのような場合にも意義を有することになると考えられる。

5　住民監査・住民訴訟制度について

地方自治法の住民監査や住民訴訟の制度は、直接民主主義の理念に立脚したきわめて重要な

意義を有する制度である。

しかし、行政内部の一部を中心に、この制度の機能の大きさから濫訴の弊害を指摘し、これを後退させようとする動きもあるようである。

本件で、原告や代理人が提訴したのは、議会が違法な公金の支出をチェックし得なかったという状況の下で、私的な利害とは関係なく市民として直接その制度を活用して前市長の責任を追及する一方で、今後の安易で放漫で市民を無視した税金の無駄遣いに歯止めをかけたいという思いからであった。

訴訟の中でも、原告や代理人は、第三セクターの設立やそれに対する公的資金の投入がいつ、いかなる場合でも、公益性がないと主張していたものではなく、住民の福祉の増進に有用な公的資金の投入はありうることを前提にしながらも、本件は、住民の福祉にとって有害無益であったと主張してきた。

その点で、住民監査や住民訴訟制度を住民の福祉の増進のために機能させることを心掛けたつもりである。

住民監査や住民訴訟という制度を後退させようという動きに対しては、今後十分な警戒をする一方で、私的な利害のために利用するのではなく、真に民主的な制度として定着させ機能させていくことが、地域住民に今後課せられた責務であると言っても過言ではない。

おわりに

本件は、前市長により控訴され、現下関市長は高裁においても前市長に補助参加することを決定した。

従って、今後は、広島高裁で、この問題は争われることになるが、私たちの主張が認められるように全力を挙げる決意である。

資料　日韓高速船補助金訴訟判決……山口地裁平成一〇年六月九日判決

。主文

一　被告は、下関市に対し、金八億四五〇〇万円及び内金四億六五〇〇万円に対する平成六年七月九日から、内金三億八〇〇〇万円に対する同年八月一四日から、いずれも各支払済みまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

二　訴訟費用中、原告と被告との間に生じた分は被告の、原告らと被告補助参加人との間に生じた分は被告補助参加人の、各負担とする。

事実及び理由…略…

2　本件補助金交付の公益性

(一)　本件補助金交付の経緯　（略）

(二)　本件補助金交付における公益性の有無

(1)　如上の事実関係に基づき、本件補助金交付のおける公益性の有無を検討するに、そもそも、補助金の交付が公益性を有するためには、主観的な側面のみならず、客観的な面においてもそれが肯定さ

れなければならないものと解されるところ、右の判断に当たっては、何よりも、補助金の交付とそれによる当該地方公共団体住民の利益との間における因果関係の有無が検討されるべきである。

そこで、以下、本件補助金につき、右の見地に照らし判断する。

ア　まず、本件補助金の交付当時において、本件会社は、その唯一の収入源である高速船の運航を既に一年四か月ないし五か月間休止しており、かつ、本件裸傭船契約の解約により運航再開の見込みも全くなくなっていたのであるから、これを再開することによる地域の活性化や下関市民の利便性といったところの本来目指していた利益が存在しなくなっていることは、被告及び補助参加人も争ってはいないところである。

イ　また、本件補助金を本件会社に交付したことにより直接的に利益を受けたのは、関西汽船及び前記第三、一2(一)(3)で認定した連帯保証人らであるところ、右連帯保証人らは、いずれも営利を追求する法人ないしは個人であることから、これらの者が自ら下関市住民の福祉の増進に影響を与えたり、あるいは、これらの者に右利益を与えることによって、同市住民の福祉が増進したという関係を有するものでないことも明らかである。

ウ　ところで、前記第二、四（争点について）2四(2)及び(3)掲記のごとく、被告及び補助参加人は、下関市の信頼の維持が、まさしく公益性である、すなわち、本件補助金を本件会社に交付しなければ、今後、同市が行う第三セクター事業に、誰からの協力も得られなくなることは明白であると主張する。

しかし、本件全証拠によるも、本件補助金の交付当時、下関市において、新たな第三セクター事業を計画しており、そのために、是非とも同市に対する民間の信頼をつなぎ止める必要があったというような事情は認められないのであり、そうすると、右にいう信頼の維持も抽象的なものにすぎず、実体を伴ったものではないというべきである。

エ　もっとも、第三セクター方式による会社の事業が、営利企業的性格のみならず公共性をも有し、このため、当該会社に出資したり、これと取引関係に入る民間企業の側にも、地方公共団体との関係から、ある程度採算を度外視して参入せざるを得ない部分があることは否定し得ないところ、これによれば、その経営が破綻した場合に、地方公共団体が補助金を交付することによって支援するならば、本件会社のような第三セクターの会社に出資しあるいはこれと取引する者にとって、以後における第三セクターとの関係においても同様のことが容易となることは想定される。

しかし、補助金の財源は、当該地方公共団体の住民が納付した税金である上、本来、第三セクターとはいえ、民間企業がこれに参加する場合は、その自己判断と責任の下に、危険を負担することも当然あり得ることを前提にして、営利の追求をなさんとしていることは、経済法則に照らし自明の理とみられることをも考慮すると、かかる補助金の交付すべてに公益性があるとは到底解し難いところである。

そして、これを本件についてみるに、前記第三、一2(一)(3)で認定したごとく、下関市は、本件会社から本件補助金交付の要請があった平成六年三月の時点で、既に、本件会社に対して一〇億円の直接融資及び八億円に係る損失補償付の措置を行っており、しかも、被告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、本件会社の長期にわたる累積赤字のため、右合計一八億円が回収される可能性は全くない状態であったことが認められる。したがって、この時点において、本件会社に対し、更に本件補助金合計八億四五〇〇万円を投入したとしても、そのことによって本件会社が立ち直り、本件事業が再開される見込はまずない状況に陥っていたにもかかわらず（なお、甲七ないし一五によれば、本件会社は、平成八年三月二八日、山口地方裁判所下関支部に自己破産の申立てをなし、同年四月一二日午前一〇時破産宣告決定を受け、平成九年三月七日、破産手続の集結に至っていることが認められる。）、これがなされたということについては、経済的な面も含めおよそ不毛な処置であったものといわざるを得ないところである。

そして、このことからすれば、結局、下関市住民にとって右八億四五〇〇万円もの巨額の税金が、直接、間接いずれを問わず、住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめになった結果がもたらされたも同然であり、これにより、納税者たる同市住民の被った損失は、決して看過し得ないところと解される。

オ　さらに、被告及び補助参加人が、本件補助金の交付に公益が存するとする理由の一として挙げるところの、本件補助金を本件会社に交付しないと、第三セクターを採用している全国の地方公共団体に多大の迷惑を投げかける旨の主張は、前記因果関係の有無とはおよそかけ離れた事柄に係るものであり、失当といわざるを得ない。

(2)　右に検討したところによれば、本件補助金の交付については、前記因果関係の存在を肯定し得ないところであって、公益性の要件を満たしておらず、したがって、違法であることを免れないというべきである。

（以下、略）

『第三セクターの法的検証』自治体研究社

資料　岡山チボリ公金支出差止等請求事件……

準備書面（四）

第二　補助金の意義

一　補助金とは、公行政主体によって、特定の公共目的の促進のために、私人又は他の行政主体に対して給付される無償の金銭的給付（狭義の補助金）及び通常収受される程度に達しない対価でなされる資金貸付、債務保証、その他の役務の提供（広義の補助金）をいう（碓井光明著「補助金」・現代行政法体系10財政二二五頁以下）。普通地方公共団体について言えば、法二三二条の二の「寄付又は補助」に該当する。

二　ところで、被告らは、被告チボリ・ジャパン社に対する四六億円の助成金（以下「本件助成金」という）の交付については法二三二条の二の補助金の交付であり、同社に対する三五億円の無利子融資（以下「本件無利子融資」という）については法二三二条一項の経費の支弁である

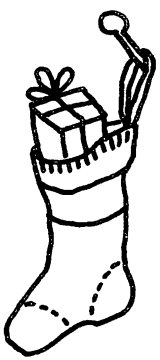

とし、同社に対する出資（以下「本件出資」という）については支出の根拠を明らかにしない。

しかし、本件助成金の支出、本件無利子融資及び本件出資は、いずれもその性質は補助金の支出というべきである（それが、適法な補助金の支出か否かは当然別問題である。）。この点は、改めて詳述することとする。

第三　法二三二条の二の趣旨及び解釈指針

一　法二三二条の二は、「公益上必要がある場合」（以下「公益上の必要性」という）に寄付・補助をすることができる旨定める。すなわち、補助金支出は「公益上の必要性」という制約の下で行わなければならない。

同条の趣旨は、「自家ノ財力ニ余裕アル場合ニ於テ始メテ他ノ事業ヲ助成シ以テ自体ノ公益ヲ増進セシメントスル」（通知　明三四・三・四）ものである。したがって、「公益上の必要がある」か否かは一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない（名古屋地裁昭和四三年一二月二六日判決判時五四六号五八頁、行政実例昭二八・六・二九、長野士郎著「逐条地方自治法」七三七頁）。地方公共団体の行う公金支出には当然公共性が必要であるが、法が特に二三二条の二において「寄付又は補助」を特定した上で「公益上の必要性」という厳格な要件を設けているのであるから、補助金の支出については一段高い公共性の絞りをかけたものと解される。

二　前記補助金の意義及び法二三二条の二の趣旨からするならば、「公益上の必要性」の解釈に当たっては、公共性のみならず、次の点が考慮されなければならない。

1　補助金対象事業の主体は普通地方公共団体ではなく、補助金支出行為自体は普通地方公共団体の本来の事務ではない（補助金行政の非本来的事務性）。

2　補助金交付は、相当の反対給付を受けることのない公金の交付である（無償性）。従って、補助対象者とそれ以外の者との間に不平等な状況を生ぜしめ、常に平等原則に抵触する危険性を有する（平等原則）。

3　補助金支出の財源は公金すなわちほとんどが国民ないし普通地方公共団体の住民の税金であるが、補助金を費消する者は当該普通地

方公共団体ではない。従って、とりわけ濫費の防止が図られなければならないし（濫費防止）、濫費防止及び住民の公開性の原則を充足させるために、監視体制が整備・充実していなければならない（監視体制の整備・充実）。

第四　「公益上の必要性」の判断基準

一　「公益上の必要性」の有無の判断基準を具体的に示した判例として昭和六二年九月二八日神戸地裁判決（判例タイムズ六六五号六六頁以下）がある。以下引用する。

「補助金の支出が「公益上必要ある場合」にあたるかどうかについては、第一に、普通地方公共団体の収入は、まず地方自治法二三二条一項記載の経費に支弁されるべきものであるから、これに属しない寄付又は補助は、普通地方公共団体の財政に余裕のある場合に始めてこれをなしうるものであって、寄付又は補助の公益上の必要性の判断には、当該普通公共団体の財政上の余裕の程度を考慮しなければならない。

また普通地方公共団体が特定団体の事業活動の経費を補助することが公益上必要であるか否かは、右事業活動が果たすべき公益目的の内容、右目的が普通地方公共団体の財政上の余裕の程度との関連において、どの程度の重要性と緊急性を有するものであるか、右経費補助が公益目的実現に適切（合目的性）かつ有効（有効性）な効果を期待できるか、他の用途に流用される危険がないか、公正、公平など他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうことがないかなど諸般の事業を総合して判断すべきであり、そのうえで公益上必要な場合に該当する事実がなく、又は右認定が全く条理を欠く場合には、右補助金の支出は違法である。

そしてさらに、補助金支出が、目的違反、動機の不正、平等原則、比例原則違反など裁量権の濫用・逸脱となるときには、右補助金支出は違法といわなければならない。」

二　前記補助金の意義、法二三二条の趣旨及び解釈指針を踏まえ、右判例を始めとする法二三二条の二に関する判例及び文献を検討した結果、同条の「公益上の必要性」があるというためには、①当該地方公共団体に財政上の余裕があること、②支出目的・趣旨が公益性を有すること、③当該補助対象となる事業活動が地方公共団体又はその住民の大部分の利益につながること、④支出の方法・支出額が相当であること、⑤補助対象者の性格が検討されるべきこと、⑥支出により、公正さ、公平さ（平等原則）等他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうおそれのないこと、⑦支出手続が適法になされ、事後的な検査体制が整備されていること、以上七つの要件を具備する必要があるというべきである。

以下、右七つの要件について、順にその具体的内容を述べる。

1　財政上の余裕

補助金行政の非本来的事務性の観点から、当該地方公共団体に財政上の余裕がある場合にのみ、補助金支出が許されるべきである。すなわち、地方公共団体の本来の職務は、法二条二項、三項に規定する事務を処理することにあるから、地方公共団体の収入は、まず法二三二条一項記載の経費に支弁されるべきものであり、補助金の支出は地方公共団体の財政に余裕がある場合に始めてこれを支出することができるというべきである。（前記昭和六二年九月二八日神戸地裁判決、大阪高裁平成元年二月一五日判決判タ六九六号一〇〇頁）。

右財政上の余裕の有無の判断は、余裕の程度と受益者の目的たる事業活動がどの程度公益上重要性と緊急性を有するかとの相対判断である（同右）。

2　支出目的・趣旨が公益性を有すること

支出目的・趣旨に公益性が要求されるのは当然であるが、補助金の非本来的事務性、濫費防止及び監視体制の整備・充実の観点から、右公益目的・趣旨は、漠然としたものでは足らず明確なものでなければならないし、間接的なものでは足りず直接的でなければならない。

この点につき、「（市議会議員への研修図書購入費の）交付が議員の資質能力の向上に役立つものであったとしても、川越市及びその市民にとっては間接的なものであり、また、議員が公的地位にあるが故に公益性を有するわけのものではな」いとして、右市議会議員への研修図書購入費の支出を適法な補助金支出とはいえないとした判例（浦和地裁昭和五五年一二月二四日判決判時一〇〇九号四六頁）がある。

3　当該補助対象となる事業活動が地方公共団

体又はその住民の大部分の利益につながること

地方公共団体又はその住民の大部分の利益と何ら関係のない事業活動に対して補助金が支出できないことは当然である。そして、補助対象たる事業活動は、地方公共団体又はその大部分の住民に「直接」利益を生じさせるものでなければならない。例えば、会社等営利企業の場合、その事業活動が雇用促進や税収の増加等により地域住民の大部分に利益を与えるものであっても、それは右企業のコマーシャルベースの範囲内の行為であるから、その事業活動によって直接地方公共団体や住民に利益を生ぜしめるものとはいえない。右のごとき営利企業の場合、当該事業が公益に資するため採算性を犠牲にしている（離島行路や僻地への医師の往診など）というような特段の事情がない限り、補助の対象としてふさわしくないというべきである（以上、地方自治制度研究会編「逐条問答地方自治法（第四集）」一一〇頁以下）。

この点につき、「二三二条の二にいう「公益上必要」とはたんに当該公共団体の収入の増加に役立つということではなく、住民全体の福祉に対する寄与貢献と解すべきものであるし、本件における町税収入の増加は直接には日本専売公社のたばこ消費税納付によるものであって、被告小林は自らの営利のために努力しているだけのことにすぎない。また、その業態も補助金を支出して助成しなければならないほど公共性の高いものでもない。」として、たばこ小売人に対する奨励金名義の補助金交付を違法とした判例（前記名古屋地裁昭和四三年一二月二六日判決）がある。

また、支出によって公益目的実現に適切かつ有効な効果が期待できるものでなければならない（前記昭和六二年九月二八日神戸地裁判決、同大阪高裁平成元年二月一五日判決）。

4 支出の方法・支出額が相当であること

平等原則及び濫費防止の観点から、当該支出にあたっては、必要最小限度な方法を選択し（例えば、無償の給付金よりも無利子ないし低利融資とする等）、必要最小限度な金額が支出されるべきである。

5 補助対象者の性格の検討

補助対象者の目的、活動状況、過去における公益活動の実績、公益活動計画、公益外活動の程度等を検討した上で、当該補助金が補助対象者の公益活動にどの程度役立つか、他の目的（例えば私益目的）に流れるおそれがないか等の利害得失を総合考慮すべきである（神戸地裁昭和五九年三月七日判決判時一一二〇号三〇頁、同旨名古屋高裁昭和五一年四月二八日判決判時八四〇号四五頁）。濫費防止及び監視体制の整備・充実の観点から、特に、補助金が公益目的以外に流用されることがないように、補助対象者たるべき資格審査は慎重になされなければならない。そして、補助対象者の活動が多岐にわたる場合には、補助対象事業を特定した上で支出がなされなければならない。

以上からすれば、補助対象者が何らかの公益目的、公益的活動あるいは公益的機能を有しているとしても、公益外の目的、活動、機能の程度が大きいならば、右補助対象者に対する補助金の支出は許されないというべきである。

6 支出により、公正さ、公平さ（平等原則）等他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうおそれがないこと

補助金支出によって他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうおそれがある場合には、公益上の必要性を欠き補助金を支出できない（前記昭和六二年九月二八日神戸地裁判決、同大阪高裁平成元年二月一五日判決）。補助金行政の非本来的事務性からすれば、右支出によって普通地方公共団体本来の行政目的が阻害されあるいは行政全体の均衡を損なうおそれが生じるならば、それは本末転倒というべきであり、その支出は公益上の必要性を欠くものとされるべきである。

7 支出手続が適法になされ事後的な検査体制が整備されていること

補助金支出による公益目的実現は、手続的適正さが担保されて始めて実効性を有する。濫費防止及び監視体制の整備・充実の観点からしても、補助金の支出が一定の公益目的を有しているからといって、その支出が直ちに正当化されるものではなく、右のような目的のために使用されることについて公正な経理が行われるよう、その支出の手続及び事後の検査体制が整備されていなければ、法二三二条の二にいう公益上必要がある補助金ということはできないと解すべきである（千葉地裁平成二年一二月二一日判決判例地方自治八四号三二頁）。

従って、補助金交付手続違反は重大な違法というべきである。ことに支出額が多額の場合は、軽微な手続違反でも「公益上の必要性」を欠くと判断されるべきである。

新聞投書に見る「シーガイア支援基金」問題

宮日 991122

シーガイア支援 一時しのぎでは

無職　鰺田　康男　75

「シーガイア」の支援とも思われる六十億円にも達する公的資金の拠出は、約千百十五億円にも上る累積赤字を残すフェニックスリゾートにとっては、焼け石に水に過ぎない。たとえどんなに立派な施設であれ、また県外の人から珍しがられるといっても、膨大な赤字では利子だけでも大変である。一般会社なら倒産である。

ここは発想を転換して、経営状況を公開し、第三セクターとして県民、市町村民、職者にも諮りその存否が検討されるべきである。融資額を返済し、黒字へと転換できるめどはあるのだろうか。今後も赤字が続く状況であれば、次なる資金が必要なのは目に見えている。

このような状況であればシーガイアを廃止し、雇用者の再就職に万全を期すべきであろう。廃止した場合の影響の広がりはどうであろうか。ただ、サミット外相会合や産業振興に名を借りて、一時しのぎのシーガイアへの税金の丸投げは、さらなる禍根を残すことになりはしないか。とにかくまずは、万全なる情報の公開や将来計画を望むところである。

（都城市）

宮日 991123

シーガイアへの公的資金は疑問

主婦　田代　里香　33

シーガイア支援に、いつまでこのようなことを続けるのでしょうか。県民の血税や団体、民間企業から金を搾り取ろうとするやり方は許せません。焼け石に水です。銀行が見放したら、私たちが助けなければというのも分かります。でも、見通しのないのもに何億円という金をかけるのが、一番の解決策でしょうか。

県民感謝日で料金を安くしても、中に入れば高い飲食代です。その場しのぎで県民にこびても、感謝の気持ちが心からにじみ出てこなければ、足は自然に遠のきます。雲の上の人たちはあまりにも雲がかかり過ぎて、下の者たちのことが見えなくなっているのではないでしょうか。

毎日働いても儲という金額は、なかなか手に入らないのが現状です。もう少し百億円を有効に使っていただきたいです。福祉や環境整備、農業支援などやらなくてはいけないことはたくさんあるはずです。いつまでもシーガイアに頼っていてはいけないと思うのです。

見放さない決断も大切でしょうが、見放す決断も持って、シーガイアなしでも宮崎県という物をつくる努力もしましょう。

（清武町）

朝日 991124

シーガイアに公金投入とは

主婦　入江　秀子

（宮崎県都城市　55歳）

宮崎県がシーガイアに公金六十億円を投入するという本紙記事にがく然とした。

シーガイアは千億円の累積赤字を出し、今後も赤字を出し続けることは明白だと見られており、本紙の世論調査では五五％の人が公金投入に反対だとの結果も出ているという。

先日、ある大手都市銀行の国際部に勤務する娘婿と話したのだが、シンガポールに勤務中の彼でさえ、シーガイアの赤字のことはよく知っており、「このまま廃墟にする以外、県民の負担がなくなることはありえない」というのが、大方の銀行マンの見方だという。

深刻な不況の中、リストラがどこの企業でもほぼ常態となり、中高年男性の自殺が死亡率を押し上げている。そんな時代になぜ、高級リゾート施設に多大な県民の血税を注ぎ込まなくてはならないのだろうか。

県はシーガイアから一切手を引くべきだ。そして廃墟と化した巨大な建造物を、環境破壊と悪政のモニュメントとして、一ツ葉海岸に永遠に残しておいたらどうだろう。

宮日 991126

対照的な観光地 シーガイアと綾

無職　三尾日出男　73

シーガイアと綾、両者とも宮崎を代表する観光地である。その経営状態はここにきて、明暗を際立たせているようだ。この違いはどこからきたのだろう。先日、綾の新酒まつりに行ってきた。会場は振る舞い酒に、笑顔の人の群れである。昔の氏神さまの祭りの雰囲気だ。こんな企画を年に三回も実施している会社に、参加者が親近感を覚えるのは当然だろう。

一方、シーガイアはどうか。これまで県外のハイクラスのリゾートで、庶民・県民には手の届かない施設と受け取られがちだったことは否めない。不振の原因を単純化はできないが、庶民・県民の心をどうつかむかという点で、遅れをとったこともその一つに違いあるまい。

ともあれ、今回の基金創設がシーガイア起死回生の妙薬となるのか、はたまた捨て金になるのか、大いに論議を交わしてもらいたいものである。

（宮崎市）

宮日 991128

シーガイア支援 県議会どう判断

無職　橋口　忠望　82

松形知事は九州・沖縄サミット誘致運動の、先陣を切った第一人者。その最大の動機は、フェニックス・リゾートという格好の施設があったことである。しかも、その誘致に成功した三知事の中でも、最高の功労者の名に恥じない。ところが、シーガイアを支援する主要銀行が難色を示している中、資金援助のため六十億円を県費から支出するという。これは、せめてサミット外相会合開会までは存続してほしいとの念願が、決断の最大の理由のはずである。

県民の税ではないとはいうものの、金融関係者が「死に金」の懸念を表明しているように、最終的には税という形で県民に負担を強いる可能性は否定できない。批判を覚悟の上の苦渋の決断であることを認めている議案を、県民の代表たる県議会がその正否をいかに判断するか、審議の動向に注目するものである。

（日南市）

宮日 991129

誇りを感じたオーシャン45

家事手伝い　冨永　典子　28

勤労感謝の日は、両親の結婚三十周年記念日だった。県民感謝期間を利用して、二人はホテルオーシャン45に宿泊した。私も夕食時を一緒に楽しむため両親の部屋を訪問した。さすがの内装と行き届いた備品の数々。高層ホテルからの海と市内の景色は最高だった。

知人の配慮もあり、フロントでお祝いの言葉を掛けていただいた。両親はとても気分を良くしていたが、さらに夜の料亭の席でも次々にお祝いの言葉をいただき、仲居さんや従業員の心のこもった接待に親子で感動した。

シーガイア運営について賛否両論あるが、いざというときに宮崎を代表し活躍できるホテルとして誇りに思いたい。宮崎にいて市内のホテルに泊まるとは考えもしなかったが、このことをきっかけにあらためて素晴らしさを見直した。両親も少し遠出の小旅行をするより、のんびり動物園やドームのナイトショーを楽しんで充実した記念日を過ごせたと満足していた。シーガイア関係者の皆さん、頑張ってください。

（宮崎市）

宮日 991129

シーガイア みんなで支援

主婦 福島 由紀 27

シーガイアへの公的資金投入は、焼け石に水といわれています。しかし、県民なら県の観光促進のために、みんなで協力すべきではないでしょうか。シーガイアは一応、宮崎の観光の目玉となっています。それを、県民が盛り上げていかなくてはいけないと思います。

従業員は給料二〇%カット、ボーナスカットをされながらも、ホテルやオーシャンドームにきていただいているお客さまへ、精いっぱいのサービスをされています。

確かに施設の料金などはとても高く、客足は遠のきます。シーガイアは支援を受けるばかりではなく、経営方針や料金の見直しなど、やるべきことはやっていくべきです。県民に愛される施設にならなければ、他県のお客さまに愛される施設にはならないでしょう。

（清武町）

朝日 991202

観光宮崎再現 金より知恵で

主婦 渡辺 美智子（宮崎市 61歳）

宮崎県は県内の観光産業を支援するため、百億円の基金を用意して観光振興を目指そう、としていますが、果たして、観光客を誘致する自信があるのでしょうか。

観光客は海外に流れ、日本の観光地はどこでも激減しています。「新婚のメッカ・宮崎」の夢ふたたび、は美しい風景と素晴らしい施設だけでは実現できる時代ではありません。

海外では、もっと魅力ある風景と施設が、安い旅行費で満喫できるのです。美しい風景だけでは、何度も訪ねたいとは思いません。宮崎の美しい風景に、訪れた人たちの思い出を焼き付けるお手伝いが必要です。

一流の歌人、俳人、詩人、歌謡曲の作詞・作曲家を宮崎に招いて、十日間ぐらい青島、椎葉、高千穂、飫肥、など県内各地を訪ねて作品を作ってもらい、それを全国に向けて盛大に発信するのです。

ヒット作品が出れば、たちまち、観光客が押し寄せてくるでしょう。川端康成の「たまゆら」の例をあげるまでもなく、半永久的に続くかもしれません。

経費は、謝礼を含めても一億円もあれば十分ではないかと思います。

宮日 991203

具体的方策と見通し示して

無職 大宅 虎登 73

シーガイアは開業当初から経営が悪く、赤字が恒常化して今や一千百五十億円という途方もなく巨額な累積赤字となって今日に至っている。金利の支払いだけで年間六十億円というのは、まさにただごとではなく、深刻な事態になっているとみるべきであろう。

第一勧銀の新規融資打ち切りが、県が本腰を入れるかどうか試された格好であるというより、赤字のたれ流しで再生の見込みがないので、第一勧銀が見放したとみるべきではないだろうか。

松形知事は「シーガイアが国際会議都市、国際観光都市として情報を発信していくため、必要不可欠な施設」と位置付けている。しかし、再生について具体的な方策と確実な見通しがなければ絵にかいたもちで、将来の展望を欠くものであれば一刻も早く清算の道を選ぶしかないであろう。いずれにしろ、その場しのぎの六十億円の投入で、解決される問題でないことだけは明らかである。（宮崎市）

宮日 991203

公的資金投入は県民の理解前提

無職 鬼束 旭 68

県はフェニックスリゾート支援のため、百億円規模の支援基金を検討している。二千百億円を超える累積赤字を抱えた大型リゾート施設「シーガイア」に対して、県は出資額六十億円を投入するとの予算案が定例議会に上程された。支援基金は県が六十億円、宮崎市が三十億円、ほかは自治体と民間で十億円が出資比率とされている。

フェニックスリゾートの経営に事実上、県民の税金が投入されようとしている。財団法人の基金とはいえ、自治体が第三セクターへの公的資金援助は、全国的にも異例といえる。長引く景気低迷で中小企業の倒産やリストラで厳しさが実感されており、県民の血税投入には根強い不満がある。

シーガイアは、本県のサービス産業の柱といわれている。累積赤字に基金を投入しても、焼け石に水であってはならない。事業運営には明確な数字と根拠が要求される。公的資金の投入には、県民との話し合い、さらには理解と努力を得ることが大前提ではなかろうか。

（宮崎市）

宮日 991203

旅行者の意見に耳を傾けるべき

派遣社員 井上 由紀 29

「シーガイアはいらない」。果たして、多額の赤字を出し続けてまで守る施設なのだろうか？ 宮崎は旅行者に人気がない。この間、友人がゴルフ場とお酒が安いことをとても喜んでいた。だが「オーシャンドームと食べ物はちょっと」と、評判が悪かった。

なぜか？ それはロサンゼルスみたいな海があるのに、なぜオーシャンドームなの？ 食べ物も「これだ」という物がないんだよね、といわれた。やはり、何でも食べられる東京から、地鶏のために宮崎までは来ない。それでも、食べるなら大阪、北海道、海なら沖縄、ゴルフなら宮崎といきたい。しかし、せっかくのゴルフ場も航空券がいまだに高けりゃ海外に行ってしまう。

そういえば、北海道は養鶏場のおじさんがエアドゥという航空会社をつくり航空運賃を大幅に下げた。おかげで以前は北海道も宮崎も同じだった航空運賃が、高いのは宮崎だ。沖縄と変わらない。格好より、田舎は田舎らしさを生かし、シーガイアよりもっと旅行者の意見を聞くべきだ。

（清武町）

宮日 991203

経営上の検討十分だったか

無職 森須 鐐 82

フェニックスリゾートは公共的施設でもなく、一般的営利体であると思います。多額の赤字を出したことは、県民に責任のあることでもないと思います。

多数の観光客もあり、料金も高額というのに、赤字経営を毎年続けているのはどうしてだろう。そのあたりが素人には不思議に思われる。専門家が専門的知識を持って企業の進め方を考慮し、経営上の検討を十分にしなかったのか。いずれにしても、短期間でこうした状態になったことは残念である。

そして公的資金百億円という膨大な県民の税金が、事実上の資金となって、一千億円以上の赤字を抱えているフェニックスリゾートの復活ができるだろうか。経営者が県民には迷惑は掛けないと言われたことは、あまり前のことではなかったと思います。県民を苦しめることのないよう、シーガイアの再興に努力されることを期待します。

（西郷村）

宮日 991203

ユニーク発想で再建の道探って

主婦 今村 友子 43

最近のシーガイアは、深刻な事態になっています。私は少し違った角度から主婦の立場として、ユニークな発想をしてみました。

オーシャンドームをデパート、スーパー、カルチャースクールのスペースとして利用します。デパート、スーパーの各売り場のレジは、オーシャンカードにポイントが入る仕組みになっていて、ポイントに応じてオーシャンドームの入場券、ホテルの宿泊券、ゴルフ場のプレー券などと交換できる。

主婦は毎日、食料品を買いにスーパーに行くので、安くて新鮮な品を豊富にそろえます。無料バスもあり、今まで通りに人工ビーチは利用できますが、入場料は安い方がいいですね。駐車場もレシートを見せると無料。シーガイアの近くに大型団地ができ、高級なイメージプラス親しみやすいシーガイア、いかがですか。

（田野町）

宮崎日日新聞
THE MIYANICHI
12月7日(火)
1999年(平成11年)
第21228号(日刊)

宮交が行政支援要請

サボテンハーブ園
都井岬観光ホテル

基金設立、売却も
こどものくに三セク経営

経営再建中の宮崎交通(宮崎市、岩切章太郎社長)は同社経営の宮崎市のこどものくにを、同市や同社などが出資する第三セクター青島リゾートが経営する青島パームビーチホテル(串間市)やサボテンハーブ園(日南市)も基金設立などでの行政支援を串間市と日南市に要請したことが明らかになった。バス路線の整理縮小を続ける中で、「観光施設の整備、運営を一企業がやるのはもはや無理」(杉野総生常務)と判断した。(23面に関連記事)

宮崎交通が青島パームビーチホテルとの一体経営を検討している
こどものくに

行政支援の要請は、岩切一朗副社長らが十一月中旬、県や三市を訪れ、施設の現状を説明し、理解を求めた。こどものくにの合併策は、第三セクターのフェニックス国際観光を吸収合併する(二〇〇一年三月目標)リゾートが民間のフェニックス国際観光を吸収合併し、一体経営することなどを検討していることが六日、分かった。グループ企業の都井岬観光ホテル(串間市)やサボテンハーブ園(日南市)も基金設立などでの行政支援を串間市と日南市に要請したことが明らかになった。バス路線の整理縮小を続ける中で、「観光施設の整備、運営を一企業がやるのはもはや無理」(杉野総生常務)と判断した。(23面に関連記事)

リゾートが民間のフェニックス国際観光を吸収合併する(二〇〇一年三月目標)のと同様の措置となる。

こどものくにの昨年度の入場者は五十四万人余り。前年度比で一四・八%落ち込むなど赤字経営が続いており、今夏も天候不順で納涼バスの利用者が前年を大きく割り込んだ。職員を青島パームビーチホテルとの一体経営で、業務効率化と相乗効果を図り自助努力による業績アップを狙っている。

直接支援要請の中心は、赤字が続いているサボテンハーブ園と都井岬観光ホテル。

杉野常務らによると、サボテンハーブ園は昨年度の入場者が二十万三千人余りで一六・八%ダウンするなど落ち込みが続いており、本年度も前年同期比三割減で推移。修繕費だけで年間一億円近い費用がかかっており、現状ではこれ以上の負担は難しい状況。

このため、同社はサボテンハーブ園を日南市に売却し、運営を受託する案なども含め、支援を要請することにした。

串間市も出資している都井岬観光ホテルは、入浴施設のリニューアルやランチメニューの改善などで業績はわずかに上向いたものの、問題の抜本的解消には至っておらず、慢性的赤字が膨らみかねないという。

宮崎市のフェニックスドライブインは廃止の方向で協議している。杉野常務は「こどものくにとホテルの一体経営は第三セクターの問題が絡むため、行政と相談している段階。県南地区の面的観光資源を守るのは、一企業では限度がある。人も減らし、経費節減もするが、雇用など地元への影響もあり、基金でも助成でも何らかの方法で施設の存続を目指したい」と話している。

行政と協議し方向見いだす

【宮崎交通の岩切章太郎社長の話】これまで行政と施設運営について話をしてこなかったので、初めて現状を説明した。自助努力は当然するが、一企業としてではなく、県内観光をどうするか官民挙げて考える時期にきている。当社にしても金融環境が厳しさを増す中、企業体質を強化しないと理解が得られない。観光施設の縮小も含めて検討し、行政との協議の中で良い方向を見いだしたい。

宮崎日日新聞
THE MIYANICHI
12月8日(水)
1999年(平成11年)
第21229号(日刊)

シーガイアへ50—60億円

支援基金 松形知事が見解

「今回限り」と言明

県議会一般質問 要請自治体を拡大

県議会一般質問初日の七日、松形知事は県が六十億円を支出して創設を目指す「国際コンベンション・リゾートみやざき基金」(仮称)について、「シーガイアの経済波及効果は大きく、本県にとって必要不可欠な施設。支援は今回限り」と言明、事実上シーガイア支援を主眼とした基金であることを認めて基金創設に理解を求めた。併せて県は、基金総額百億円のうちシーガイアに「五十—六十億円を補助」する考えも明らかにした。さらに宮崎交通が求めている行政支援要請にも言及して、基金参加を要請する自治体の範囲を宮崎市など一市六町から広げる考えを示唆した。中村幸一(自民、都城市区選出)、満行満一(社民、同)議員の一般質問に答えた。

(3、23面に関連記事)

松形知事は知事選などで「県の責任は七千五百万円の出資金だけ。シーガイアへの税金投入はない」と話してきた。しかし同日の答弁で「県は観光リゾート産業を発展させる責任がある。現在は極めて緊張すべき状態で支援を決意した。観光リゾート産業支援策であることを理解してほしい」と基金の目的を語り、「公約違反ではない」と釈明した。

基金参加を要請している宮崎市・郡、東諸県郡の一市六町のうち、特に宮崎市に対して「コンベンション施設が多く整備されており、当然協力をもらえると考えている」と強調。また他市町村に対しても「各市町村で波及効果のレベルはさまざまだが、相応の協力がもらえればありがたい」として、基金参加要請範囲を広げる考えも示した。

基金の内訳について知事は「主要なコンベンション施設が対象だが、シーガイアは中でも重要。結果として相当の支援がされ、観光リゾートの下支えがされるのは当然」と語った。中野広明商工労働部長は本県経済に与える影響などからの算出として、「百億円のうち五十—六十億円を補助する」と基金の半分以上をシーガイア支援に充てる考えを示した。

またメーンバンクの第一勧業銀行の融資打ち切りについて中野部長は「第一勧銀が『公的資金投入がなければ融資を打ち切る』としていたかどうか承知していない」とした上で、増資でなく基金創設となったことを「新たな融資が困難な状況を背景として、(シーガイアの)経営改善計画により経営が安定するまでの間、支援が必要として今回の事業となった」と説明した。

基金の管理運営団体となる宮崎コンベンション・ビューロー(塩見一郎理事長)の事業目的の対象が、コンベンション主催者に限られる点については事業者を加える内容に変更する方向で検討しているとし「適正運用のため専門家、有識者による新たな審査機関の設置も検討する」と答えた。

シーガイアの重要性を強調、支援基金創設への理解を求めて答弁する松形知事=7日午前、県議会議場

フェニックスリゾート社長 佐藤氏を参考人招致

14日に県議会委 第一勧銀幹部も

第三セクターのシーガイアなどに公的資金六十億円を投入する議案審議をめぐって県議会商工建設常任委員会(徳重忠夫委員長、九人)は七日、非公式協議を行い、フェニックスリゾート社長の佐藤棟良氏(八〇)、宮崎商工会議所会頭の塩見一郎氏(七四)、第一勧銀幹部の三人を参考人招致する方向で一致した。県議会の予算審議で参考人を招致するのは極めて異例。

非公式協議は委員八人が出席して行われた。「県民に反対の声が多く実態を徹底的に明らかにする必要がある」として全員一致で参考人招致を了承。十四日の委員会で一日かけて参考人質疑を行うが、十六日に期日を追加・延長することも視野に入れている。

今後、同委員会で正式に決定後、斉藤実美議長に議長名での招致を要請する形をとるが、既に水面下で佐藤氏と塩見氏には出席を打診しているもようだ。

関係者によると、三氏の招致は①佐藤氏はシーガイア最高責任者②塩見氏は六十億円の基金を運用する宮崎コンベンション・ビューロー理事長③第一勧銀はシーガイアのメーンバンクなどの理由で決まった。

佐藤氏には基金から補助を受けた後の具体的な使途や再建策などについて聞く。塩見氏には基金の運用・管理方法や六十億円の配分の割合などについて聴取。さらに、同氏が会長を務める「ふるさと産業活性化懇談会」が十一月、松形知事に公的支援を要請した理由や経緯も尋ねる。また、第一勧銀には幹部の出頭を求め、基金創設の引き金となったシーガイアへの融資打ち切りや融資再開のめどなどについて質疑する。

宮崎日日新聞 99年12月8日

「支援当然」「無駄遣い」

シーガイアに60億円

説得力不足の声も

傍聴席 知事説明を注視

「県民財産であり支えるべき。公的支援は当然」「巨額累積赤字には焼け石に水。税金の無駄遣い」―。県議会一般質問初日の七日、シーガイアへの六十億円投入に対する松形知事の説明に注目が集まった。傍聴席からは歓迎、落胆の反応のほか、依然として割り切れない心境が示され、多額の税金投入に対する県民の複雑な思いが投影された。

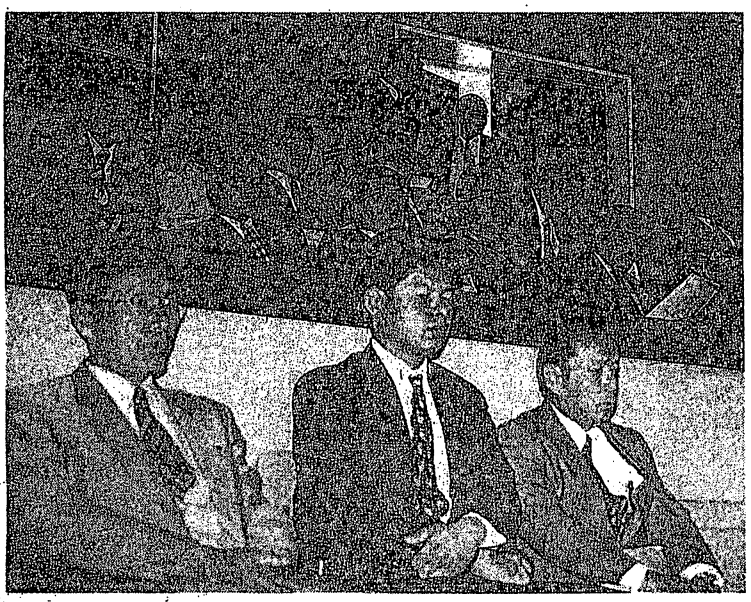

シーガイアへの公金支出についての松形知事の説明に聞き入る傍聴席＝7日午前、県議会

午前十時から始まった一般質問では、七十七席ある傍聴席は満席。質疑にじっと聞き入って時折メモを取る姿もあり、基金問題への関心の高さをうかがわせた。

三股町から来たという無職男性(七九)は「当たらず障らずの答弁ばかりで具体的な内容に乏しい。巨額累積赤字を抱えて基金がどれほど効果があるのか疑問」と首をかしげた。宮崎市の会社員(六五)は「観光は本県の主産業。シーガイアをつぶしたら影響は大きい」としながらも「必要な質疑が少なく、基金が必要という説得力に欠けていた」とすっきりしない様子。

一方、同市の会社役員(五二)は「全体浮揚を考えてほしいが、特にシーガイアは県民財産。みんなで支えるべきだ。基金は必要で対応が遅かったくらい」と支援に肯定的な姿勢を示した。

県と県議会に反対陳情した新日本婦人の会県本部の佐藤登貴子会長は「税金の無駄遣いは明白。これまでも特別扱いしており、これを許せばさらに投入する懸念もある」と県の姿勢を批判。その上で「県議会の賢明な判断を強く望む」と話した。

県に公的支援を要望したふるさと産業活性化懇談会の松崎芳三事務局長（宮崎商工会議所事務）は「基金による観光リゾート機能の維持は宮崎の将来につながるもの。県の対応に感謝しながら審議に注目したい」と実現化に期待を高めた。基金の運営主体となる宮崎コンベンション・ビューローの岡本徳男常務は「議会終了まで見極めた上で、理事会、評議会に諮って対処していく」と語った。

県議会質疑 熱心に記録

宮崎市

県から支援基金への協力要請を受けている宮崎市は七日、職員が県議会の質疑を熱心に記録、津村重光市長ら市幹部に詳細に報告した。

来年三月の市議会で何らかのシーガイア支援策を打ち出すとみられる同市にとって、県の提案理由や説明は大いに参考にしたいところ。市議会でもこれまでに四人が一般質問で、「基金構想は県民への背信行為。市の加担は許されない」「他業者も不況にあえいでいる」など、基金への安易な参画を疑問視する声を上げている。

市幹部は「基金の使途などが（県から）明確に打ち出されておらず、市議会でも答えようがない」と依然戸惑いを見せ、別の幹部は「県と異なったスタンスも見せられない。微妙な立場」と、一様に県の出方に強い関心を寄せていた。

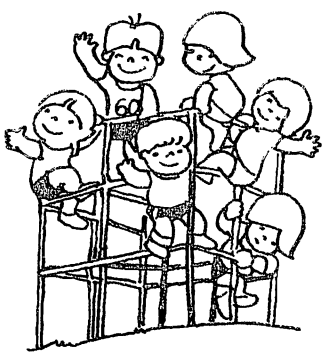

宮崎日日新聞 99年12月10日

シーガイア支援で検討委

宮崎市 基金参画も選択肢

一勧など聴取 3月議会に結論

宮崎市は、第三セクターフェニックスリゾート（佐藤棟良社長）支援を柱に県が打ち出した百億円規模の基金構想への協力要請を機に、津村重光市長を委員長とする「市国際コンベンション・リゾート推進対策検討委員会」を市幹部で先月末に設置、国際コンベンションリゾート推進策を探っていくことを九日、明らかにした。同委員会は来週までに、同社とメーンバンクの第一勧業銀行の役員を招き、経営の現況に対する認識、再建策などについて見解を聴く方針。同市議会一般質問で赤木和男議員（公明）に津村市長が答えた。

市国際コンベンション・リゾート推進対策検討委員会は市長、助役二人、観光商工部長、財務部長ら関係部局の課長以上十一人で構成。観光・リゾート事業の長期的、安定的な発展を図る。

津村市長は「県から『応分の負担を』と要請されているが、現時点では基金の運営方法や事業の展開が明らかにされていない」と答弁。今後、県が示す具体案に注目する一方、「市としても基幹産業の観光・リゾート事業を発展させるため、推進方策を三月議会までにまとめたい」と述べた。

同委員会では市内の観光・リゾート産業の経営実態、経営改善策の調査、把握を行い、基金への参画も一つの選択肢に、推進方策を打ち出す。津村市長は「固定資産税の減免、施設の買い取りなど支援策は幅広く考えられる。基金がオンリーワンの有効な方法か、綿密に検討したい」と話し、必要に応じて、市民や市議会に中間報告をしていくという。

二社に対して津村市長は「公的支援が確実に再建計画の一環になるか、メーンバンクとしてどういう考えを持っているか聞きたい」と話している。

また、先月末に同市役所に経営実態の説明に訪れた宮崎交通（岩切達郎社長）についても、具体的にどのような行政支援が必要か聞き出す予定にしている。

知事あてに 市の見解書

シーガイアなどの支援のため百億円規模の基金を創設する県の構想に対し、宮崎市は、経営責任の明確化の必要性など、市の見解を示す文書を九日までに松形知事に提出した。

県が十月末に宮崎市に協力を要請して以来、県と同市は十数回にわたって協議を重ねてきた。

しかし、同市は現在も基金参画に慎重な姿勢を見せており、「市としての考えを示してほしいと県から要望された」（津村重光市長）という。

宮崎市は、支援の中心となるフェニックスリゾートの経営改善計画の策定、経営責任の明確化、同計画が進まなかった場合の補助金の返還、コンベンションビューローの定款（寄付行為）の変更―など、構想を進める際に不可欠な条件や疑問点をまとめて提出した。

宮崎コンベンション・ビューローで運営する基金の管理について「弁護士や公認会計士など専門家で審査する」（中野部長）と答弁。県と分離し、三―五人の独立審査機関を設立する方針を示した。

連法性を懸念する質問に松形知事は「同社は約三千人を雇用し、宮崎の知名度アップに貢献するなど公益性がある。法的根拠については自治省や弁護士と十分協議している」とした。

「外相会合に重大影響」

知事 基金管理は独立機関

県議会

シーガイア救済を主な目的とした六十億円の基金創設議案について松形知事は九日、「支援がなければサミット外相会合に重大な影響を及ぼす」と宮崎外相会合開催を危ぶみ、公的資金投入に踏み切った理由を述べた。

基金から補助を行う対象は「金融環境で運営が困難になっている民間事業者」（中野広明商工労働部長）と述べ、県に公的支援を要請している宮崎交通（本社宮崎市・岩切達郎社長）も対象にしていることを明らかにした。

県議会一般質問で井上紀代子（宮崎市区、民主）、坂口博美（児湯郡区、自民）両議員の質問に答えた。（3面に関連記事）

来年七月に宮崎市で開催される九州・沖縄サミット（主要国首脳会議）外相会合の会場は、第三セクター・フェニックスリゾートが運営するシーガイアが確実視されている。金融機関の追加融資停止で、同社は資金繰りに苦慮。県はサミット誘致をシーガイアを会場に念頭に置いてきたため、支援を求めた同社への公的資金投入に踏み切ったとみられる。

県が六十億円を拠出し、

① 平成九年一月二七日、宮崎地裁判決の一部（シーガイアの情報公開請求訴訟）。被告宮崎県はフェニックスリゾート社は公共性・公益性を有しないと、次のように主張して情報公開を拒否した。

← 宮崎県が本件法人の株主であること等を理由に本件法人が公共性、公益性を有するとはいえない。本件法人は、私企業にすぎないし、本件法人の役員は私人として本件法人に関係しているのであって、公的関係にはない。

② 平成六年五月三日、一ッ葉リゾート訴訟宮崎地裁判決の一部。判決はシーガイアに公益性はないと認定した。

← (一) 本件解除予定保安林の転用に係る事業が公共性を有しているか否かについて

法二六条二項の要件に該当する場合には、行政庁内部の取扱いはともかくとして、法の解釈上は、何ら代替施設を設置することなく、保安林の指定の解除が行えることになるが、このような取扱いが許される場合は限定されており、そこでいう公益上の理由による必要とは、一般的な意味での公共性では足りず、保安林の指定の理由を上回る高度の公益性がある場合をいうと解される。ところが、シーガイアの本質は観光娯楽施設であり、それが仮に地域経済の活性化の一助になるとしても、保安林の指定の解除による被害の蓋然性を考慮することなくこれを行うことが許されるという意味での公益性を備えているとみることは困難である。ただ、リゾート法

宮崎県の負債うちわけ

地方債調書　512

区分	前前年度末現在高（平成9年度末）	前年度末現在高（平成10年度末見込額）	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額（平成11年度末）
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
2 災害復旧債	36,650,415	34,297,014	4,236,000	5,348,812	33,184,202
(1) 土木	34,950,703	32,146,127	3,961,000	5,163,683	30,943,444
(2) 農林水産	1,486,847	1,968,995	275,000	152,777	2,091,218
(3) 教育	68,856	59,212	0	10,101	49,111
(4) その他	144,009	122,680	0	22,251	100,429
3 その他	12,914,060	15,541,931	1,435,800	855,301	16,122,430
(1) 転貸債	1,091,060	1,041,531	635,800	10,901	1,666,430
(2) 減税補てん債	6,584,000	9,261,400	800,000	844,400	9,217,000
(3) 臨時税収補てん債	5,239,000	5,239,000	0	0	5,239,000
計	630,899,691	708,020,673	89,253,400	53,273,989	744,000,084

四六　第三セクターへの補助金交付が地方自治法二三二条の二に違反するとされた事例
――下関市日韓高速船住民訴訟第一審判決

慶應義塾大学教授　藤原淳一郎

（各損害賠償（住民訴訟）請求事件、山口地裁平六（行ウ）三号・五号、平10・6・9民一部判決、認容（控訴）、判例時報一六四八号二八頁）

【事実】　平成二年、下関市と大韓民国釜山市（以下「釜山市」という）との間に旅客の海上輸送等を目的とする高速船を就航させるため、同市のほか民間企業、個人が出資して日韓高速船株式会社（以下「本件会社」という）を設立し、平成三年、関西汽船株式会社（以下「関汽」という）との間で営業に使用する船舶（以下「本件船舶」という）についての裸傭船契約（以下「本件裸傭船契約」という）を締結し、同年七月より高速船を就航・営業を開始した。本件会社は再三の増資、融資にもかかわらず業績が好転せず、平成四年一二月高速船の運航を休止した。平成六年三月、本件裸傭船契約に基づく（平成七年三月までの）傭船料等一三億円余について、本件会社が関汽に四億六五〇〇万円を支払うことで両者の間で合意が成立した。同日、本件会社は、Y（当時下関市長）に右合意解除清算金四億六五〇〇万円及び金融機関からの借入金三億八〇〇〇万円の合計八億四五〇〇万円の補助金交付を要請し、Yは右金員を本件会社に補助金として交付する旨の補正予算案を定例市議会に上程し、同月二八日可決された。

Yは右決議に基づき本件会社に対し、補助金として、平成六年四月一四日に四億六五〇〇万円（以下「第一補助金」という）を、同年五月二五日に三億八〇〇〇万円（以下「第二補助金」という）を各交付した（以下、右両補助金を併せて「本件補助金」という）。

下関市民Xらは、先に第一補助金について（以下「第一事件」という）、次いで第二補助金について（以下「第二事件」という）、地方自治法（以下「自治法」という）二三二条の二にいう「その公益上必要がある場合」の要件を満たしておらず違法であるとして、各住民監査請求を経由した上、市に代位して、右各補助金交付当時の市長であったYを被告に、損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めて出訴した。

これに対して被告Y及び被告に補助参加をした市（以下「補助参加人」という）は、①同市の姉妹都市釜山市との間の高速船就航（以下「本件事業」という）は、終始同市が主導した事業で、官民共同出資の第三セクター方式は形式に過ぎず、本件会社ないし本件事業は、同市の外郭団体あるいは同市の事業と一体であること、本件裸傭船契約は、同市が拝み倒す形で契約されたこと等から、本件事業が失敗に終わった場合の債務整理についても、同市がその責任の下に行い借頼を維持すべきこと、さもなければ第三セクターを採用する他の自治体及びその協力者に重大な不信感を与えること等から、本件補助金の交付は適法であること、②仮に違法であるとして、Yに故意又は過失は存在しないと主張した。

既に再三述べているように事業は完全に破綻をきたしており、むしろ精算すべき段階にあったと言える。そうだとすれば、この時点での本件補助金交付という追加支援策は、通常のビジネス感覚では理解できないことである。ましてや、関汽との傭船契約解除に際しての四億円余について言えば、Zが関汽に提出した確認書（「日韓高速船会社の経営は、市の事業と一体と考えております」）は公式文書ではないし、契約解除に際してこのような多額の解除料を支払う必要があったのか（第一補助金）とか、銀行融資（第二補助金）についても、返済額等についての値切りの努力の形跡が本件会社にも、また本件会社に対するYにも感じられず、結果的に本件会社の言い値通りに市が安易に補助を行ったという印象を受ける。このように安易にしかも経営破綻した本件会社に補助することは、自治法二三二条の二にいう「公益」要件を充足しないものと考えられる（藤原・判例評論四七号一九一頁参照）。

（八）　議会の議決の意義

本件訴訟では、議会の議決は「公益」判断の際の争点にはされていないが、学説の中には、「議会の住民代表機関としての意思は裁判所も尊重すべきもの」（大藤・一〇九頁引用の横田教授の説）とか「議会の議決がなされた事実は、公益上の必要性の判断要素の一つとして、裁判所は勘案しうる」（傍点引用者。仲江綱・八七頁）との見解がある。

本件補助金も、確かに補正予算として議会の承認を得ている。しかし、議会の予算承認は、一つには手続的な要件という要素もある。また同時に、議会が支出を承認するということを、自治法二三二条の二との関係で議会が「公益」判断を行ったと理解するとしても、それはあくまで議会としての解釈であって、裁判所が別途法に照らして客観的に妥当な解釈かどうかの審査を行えることは言うまでもない。

二　本件補助金交付に際してのYの故意・過失

本件補助金交付のYの損害賠償責任の成立要件として、Yに「故意」があったとは認められないにしてもY

の「過失」を認定できるか否かが次の論点である。問題は、①本件事業がZ市長時代からの継続の案件であること（判例時報三二頁二段目以降）、しかも本件会社の借入金への損失補償付き（債務保証）や貸付けを繰返してきた（同・三四頁三段目）、という文脈からして、Yの過失を認定することが困難ではないか、また、②議会の議決を得た以上、Yは免責されるのではないかといったことが論点として考えられる。

以下、二つの論点ごとに検討を行う。

（イ）Yの過失の認定

判旨は、Yの過失を認定している。すなわち、本件事業がZが市長時代から始まったもので、Yはいわばこれを引き継いだ立場にあったものの、本件補助金が公益性要件を充足していないと認識すべきこと（又は公益性要件に該当と誤認したこと）に過失を認め、このことから、本件補助金に係る議案の上程の回避、本件補助金交付の回避等の処置をとるべき義務を怠っていたと認定している（判例時報三六頁一段目ないし三段目）。

平成四年一二月に本件会社の高速船運航が休止され、市として総額一八億円の未回収額が存在したにもかかわらず、本件会社に八億円余という本件補助金の交付を行ったこと（同三四頁三段目、三五頁四段目）は、どう考えても常軌を逸している。Z時代の「負の遺産」を漫然と相続することが許されるわけではない。本件会社から支援の要請があった今回の時点で、本件事業、本件会社について見直し、少なくとも今まで血税を注ぎ込んできた本件会社の経営が完全に破綻していることを認識し、決して「追い銭」的な追加支援を行わないというのが、極めて健全な常識というものであろう。また、新たな支援策を採用することを「第三セクターの信頼性確保」という理屈で本件補助金を正当視できる事案ではないことも極めて明らかであろう。とすると、Yが無反省に今回追加支援として「捨て金」とも言うべき本件補助金を補正予算案に組んで議会に提出したこと（自治法一四九条一項一号）も、議決を受けて本件補助金を予算執行したこと（同二号）も、ともに重大な過失があったと容易に言えるのではなかろうか。

（ロ）市議会の議決とYの過失

判旨は、市議会の議決があったことをもって、Yの過失の認定が左右される筋合のものではないと判示し、最判昭和三七年三月七日を援用する。右の最判は、警察法改正の国会議決が憲法九二条違反で違憲であり、無効な法律に基づく（府議会の議決及び長の）公金支出が違法と主張された事案における判断である。「長その他の職員の公金支出等は、一方において議会の議決に基づくことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのは勿論であり、議会の議決があったからといって法令上適法な支出となる理由はない。……原判決が本件支出について大阪府議会の議決があった一事をもって直ちに上告人の主張を棄却すべきものとしたのは法令の解釈を誤った違法があるといわなければならない」と判示したもの（傍点引用者）である（してみると、故意過失よりもむしろ、違法性の成否を論じたものと解釈できる気がする）。

議会の議決があったとは言え、本件補助金支出の根拠となった補正予算を提案したのは普通に考えれば議員ではなくYであろう（自治法一四九条一項二号）。つまりは、議会の補正予算案の議決に先行して、Y自らが本件補助金について適法性の判断を行っていると構成せざるを得ない。いくら議会で御墨付きをもらったとしても、仕掛け人がYである以上、議決の存在をもってYの免責を認めることは出来ないと考えられる。

Yの賠償責任とは別に、本件補助金補正予算の議決に参画した議員の責任問題を論じることは不可能ではないだろう（自治法九六条一項二号参照）。ことにZ時代から本件会社へ再三にわたり財政的に支援を講じてきたこととあいまって、本件補助金交付の適法性・妥当性について審査すべき義務を議会が果たしたと言えるかという問題設定である。ただ、自治法の住民監査請求・住民訴訟の対象となる「職員」に議会議員は含まれていない（長野・八七頁）という点が泣き所である。

（ハ）八億円余の個人責任？

判旨がY個人に八億円余の（市への）損害賠償を命じたことについて、「昨今の住民訴訟の増加傾向から、地方公共団体の首長その他の職員が、その行政事務の遂行に当たり過度に萎縮してしまうのではないかとの指摘もされており、……住民訴訟制度をめぐる立法論的な議論にまで発展している」との指摘もある（判例時報二八頁コメント）。しかし、判例評釈という本稿の守備範囲からは、「賠償額がいくら多額になろうと、法的に賠償責任があれば支払いを命じるべきである」といういささか杓子定規な結論しか言えないし、「何も自治体首長や職員だけではなく、こうした現象は、商法上の取締役の責任問題でも同じようなことが起こり得るではないか」と反論することも可能であろう（おそらくは保険制度によって補塡される仕組みも出来上がるだろう）。

また、（ロ）で問題提起したことを敷衍すると、Xらとしては本来議会議員の責任をも問えたはずであると構成するならば、住民訴訟敗訴後にYが議会議員に一部求償請求するということで、全額をYが負担することから回避できる方策も考えるべきではなかろうか。

1999.12.01

フェニックスリゾート問題に関心のある皆さま

緊急企画

科学者会議・青年法律家協会

第５回市民講座

ご案内

ちょっと待て，「シーガイア支援基金」

街ではクリスマス商戦も始まり，一層気ぜわしくなってきました．

このあわただしさを更に強めるように，宮崎県はフェニックスシーガイア社への 100 億円という巨額な税金を投入する「国際コンベンション･リゾートみやざき振興基金」を発表しました．しかし，新聞の投書欄における市民の声は，この「基金」構想に対する圧倒的な批判を表明しています．

科学者会議と青年法律家協会は，昨年 12 月から 4 回にわたってシーガイア問題をさまざまな角度から検討する市民講座を開いてきました．今回の唐突な「基金」の提案という事態を受けて，別紙のように緊急に市民講座を開催することにいたしました．ここでは，この「基金」の問題点を明らかにし，宮崎県における観光行政のあり方を検討したいと思います．

緊急企画ですので，開催日まであまり日程の余裕がありません．多くの方にご出席をいただき，意見交換に積極的に参加されますよう，ここにご案内申し上げます．更に，同封のチラシをお近くの方々にお渡しいただくことをお願い申し上げます．

以上，よろしくお願いいたします．

日本科学者会議宮崎支部
平野 公孝

連絡先：宮崎大学工学部　平野公孝　Tel./Fax.0985-58-7298

毎日新聞 1999年12月09日

シーガイア考える機会に

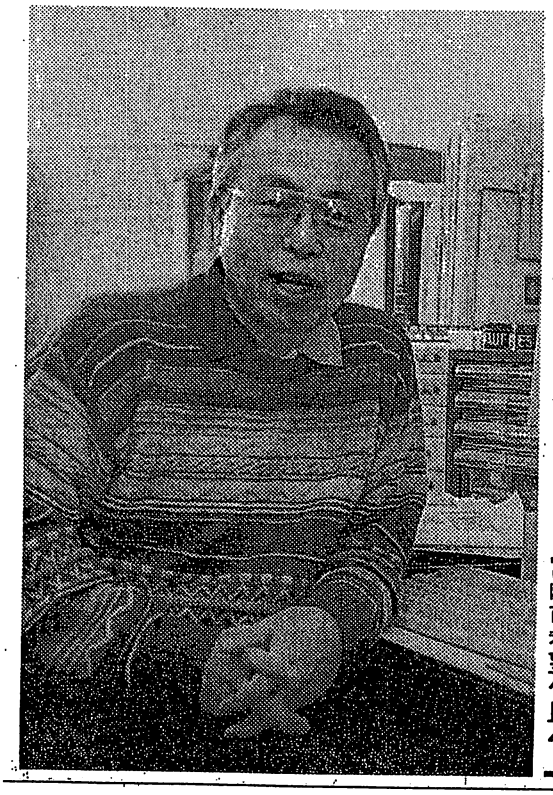

県の「100億円基金」をテーマに市民講座を開く日本科学者会議宮崎支部長

平野 公孝さん(56)

＝宮崎市希望ケ丘4

宮崎市の大型リゾート施設・シーガイア支援のため県が打ち出した総額100億円の基金創設について議論する市民講座を、10日午後6時半から宮崎市中央公民館で開催する。

日本科学者会議宮崎支部は県内の大学教員や弁護士ら約100人で構成。昨年12月から4回、シーガイアを中心に県の観光リゾート施策を論議する講座を開いてきた。今回は県が11月17日に基金創設を発表したことを受け、急きょ開催を決定。「ひとこと言いたい人は多いと思ったので」

普段は宮崎大工学部教授（流体力学専攻）として、研究と学生教育に忙しい日々を過ごしている。自身は「経営実態が明らかにされないままの支援は反対だ」と語るが、「賛成意見も歓迎します。講座を市民レベルでシーガイア問題を考える手掛かりにしていただければ」と参加を呼びかけている。

【奥田 伸一】

朝日新聞 1999年12月02日

シーガイアの「基金」待った

10日、宮崎市で報告会

日本科学者会議と青年法律家協会の各宮崎支部は十日午後六時から、宮崎市浄土江町の中央公民館大研修室で緊急企画「ちょっと待って――シーガイア支援基金」を開催する。入谷貴夫・宮崎大助教授が「シーガイア開発と『基金』構想」を、後藤好成弁護士が「シーガイアへの公的資金投入の違法性」をテーマにそれぞれ報告する。

資料代として三百円が必要。問い合わせは宮崎大工学部の平野さん（0985・58・7298）へ。

読売新聞 1999年12月10日

「シーガイア支援基金」で市民講座 きょう宮崎で

「ちょっと待て、シーガイア支援基金」と題した市民講座が十日午後六時三十分から、宮崎市の宮崎中央公民館で開かれる。

日本科学者会議宮崎支部などが、経営不振に陥っているシーガイア問題を論議するシリーズの第五弾。今回は、シーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート支援のため、県が六十億円を拠出して創設する基金（総額百億円）がテーマ。大学助教授、弁護士による報告と、意見交換を予定している。

資料代は三百円。問い合わせは同支部長の平野公孝・宮崎大工学部教授（0985・58・7298）へ。

宮日 991211

シーガイア
公費支援

反対集会や推進陳情

県民に賛否の波紋

シーガイア救済を主な目的とした総額百億円規模の「国際コンベンション・リゾートみやざき基金」案について、県民の間で賛否の波紋が広がっている。十日は公費投入に反対する市民団体、支援賛成の陳情が相次いで行われた。納税者の負担増と受け取る市民は「違法性は明らか」、景気対策の一環としてとらえる産業界は「観光産業は県の経済全体に波及する」、と真っ二つに見解は分かれた。

シーガイアの赤字問題など昨年末から報告会を開いている日本科学者会議・青年法律家協会宮崎支部は「ちょっと待てシーガイア支援基金」と題して、宮崎市中央公民館で緊急集会を開催。参加した約百人の県民からは「税金の丸投げ」「知事の背任行為」と辛口の意見が相次いだ。

宮崎大学の入谷貴夫助教授（財政学）は「今回の支援策はメーンバンクの第一勧業銀行が低コストで不良債権処理しようとしている背景がある」と説明。「同行は公的資金九千億円が注入された。政府に不良債権を早期に処理するよう指導されており、今回の基金はバブル崩壊の処理。県は同行の要求を丸のみしているにすぎない」と話し、政策上の不備を指摘した。

同市の後藤好成弁護士は「県は情報公開訴訟でシーガイアを『公共性、公益性』を有するといえない」と主張。今回の基金について裁判になった場合、知事に加えて賛成した県議にも損害賠償を求められる」と最近の判例を紹介。議会の審議に関心を持つよう促した。

一方、シーガイアグループとその取引先三百五十二社で構成する「シーガイア友の会」は丸山睦雄幹事ら四人の役員が県議会を訪れ、斉藤実美議長と面会。本県の観光消費額は千九十八億円（九八年）で地元の農林漁業や地場産業への振興に寄与していることに触れ「シーガイアの経営改善、営業努力に理解いただき、長期的な基金として創設してほしい」と要望した。

斉藤議長は「賛否両論あることは承知している。本会議で真剣に討議しており、商工建設委員会で具体的に審議される。各会派に皆さんの意思を伝えたい」と答えた。

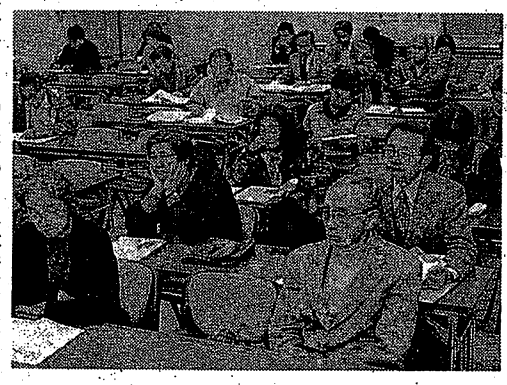

公的資金投入の問題性を指摘した報告会＝10日午後、宮崎市中央公民館

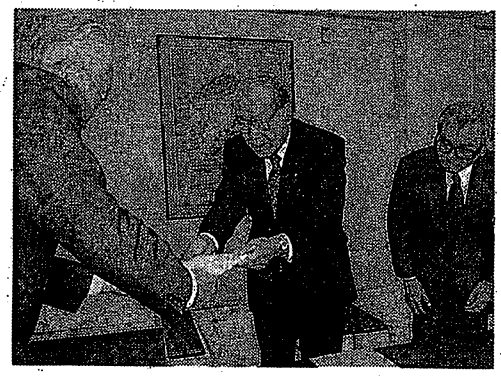

基金創設を斉藤議長（左）に陳情するシーガイア友の会役員＝10日午後、県議会議長応接室

毎日新聞1999年12月12日

「ちょっと待て、『シーガイア支援基金』」講座

宮大助教授、弁護士が講演

「公益性」に疑問指摘

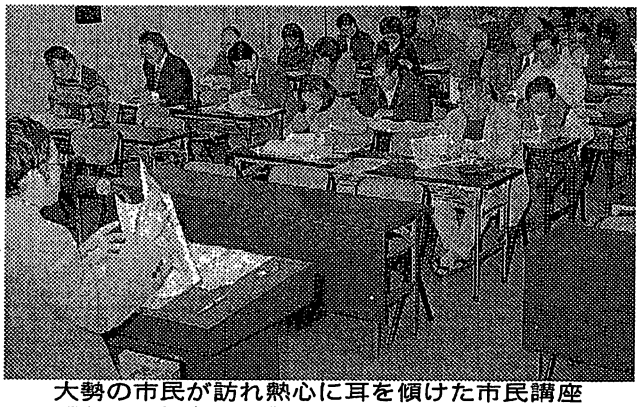

大勢の市民が訪れ熱心に耳を傾けた市民講座
「ちょっと待て、『シーガイア支援基金』」

宮崎市の大型リゾート施設・シーガイア支援を主目的に県が創設を打ち出した「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金(仮称)」について考える市民講座「ちょっと待て、『シーガイア支援基金』」が10日、宮崎市の市中央公民館であった。入谷貴夫・宮崎大教育文化学部助教授（財政学）とシーガイアの経営に詳しい後藤好成弁護士が講演し、基金の「公益性」に疑問を投げかけた。【奥田 伸一】

講座は日本科学者会議宮崎支部と青年法律家協会宮崎支部が主催。約90人が参加した。

入谷助教授は基金による補助について「特定の企業（シーガイア経営のフェニックスリゾート社）への支出は平等性を欠く」と主張、施設の利用料金の値下げなどシーガイアの集客戦略で県内のほかのホテル、観光業者の業績が悪化していると指摘した。さらに、経営内容や累積赤字解消策が提示されないままの補助金投入は「客観的かつ具体的な住民の利益になるとは言い切れない」と述べた。

後藤弁護士は、山口県下関市が出資した第三セクターの債務処理のため、市が補助金8億4500万円を支出したことが住民訴訟で「公益性がない」と判断され、支出を決めた当時の市長が補助金全額の返還を求められた判決（昨年6月、山口地裁）を例に引いて「フェニックス社は経営は継続しているものの経営破たん状態にある」と述べ、基金も下関市の補助金と同様の性格を持つと批判した。さらに法律学者が「（破たんした三セクへの）支出を可決した議員の責任も問える」と主張していることを紹介、県議会に慎重な審議を求めた。

参加者からは「基金による補助でシーガイアは本当に再建できるのか」「県は基金による支援は今回限りと言うが、信じられない」などと意見が出された。

しんぶん赤旗 1999年12月12日

シーガイアで県の財政は…

宮崎で講座

日本科学者会議宮崎支部と青年法律家協会宮崎支部は十日、シーガイアへの百億円の公的資金投入問題で市民講座を開催。約九十人が参加しました。

宮崎大学の入谷貴夫助教授がシーガイア開発と基金構想について、後藤好成弁護士が公的資金投入の違法性について報告しました。

入谷助教授は「東京都の第三セクターの赤字額は、十二社で九百九十六億円であるが、宮崎県はシーガイア一社だけで一千百十五億円。これを東京都の予算に直すと約一兆円の規模になる」としてシーガイアが全国的にも最大規模の赤字額であると指摘し、「情報公開し、県民のなかで徹底した議論を」と呼びかけました。

後藤弁護士は、破たんした第三セクターにたいする下関市の補助金交付が裁判所で違法とされ、当時の市長に交付金（八億四千五百万円）の返還が命じられた事例などもあげながら第三セクターへの公的資金投入の違法性について論じ、「第一勧銀が融資を打ち切り、累積赤字が一千億円を超えたいま、これ以上の赤字を出さないよう早くシーガイアを倒産させるべきだ」とのべました。

参加者からは「公的資金導入の方針には本当に腹が立つ」「住民監査請求をしたい」などの意見が相次ぎました。